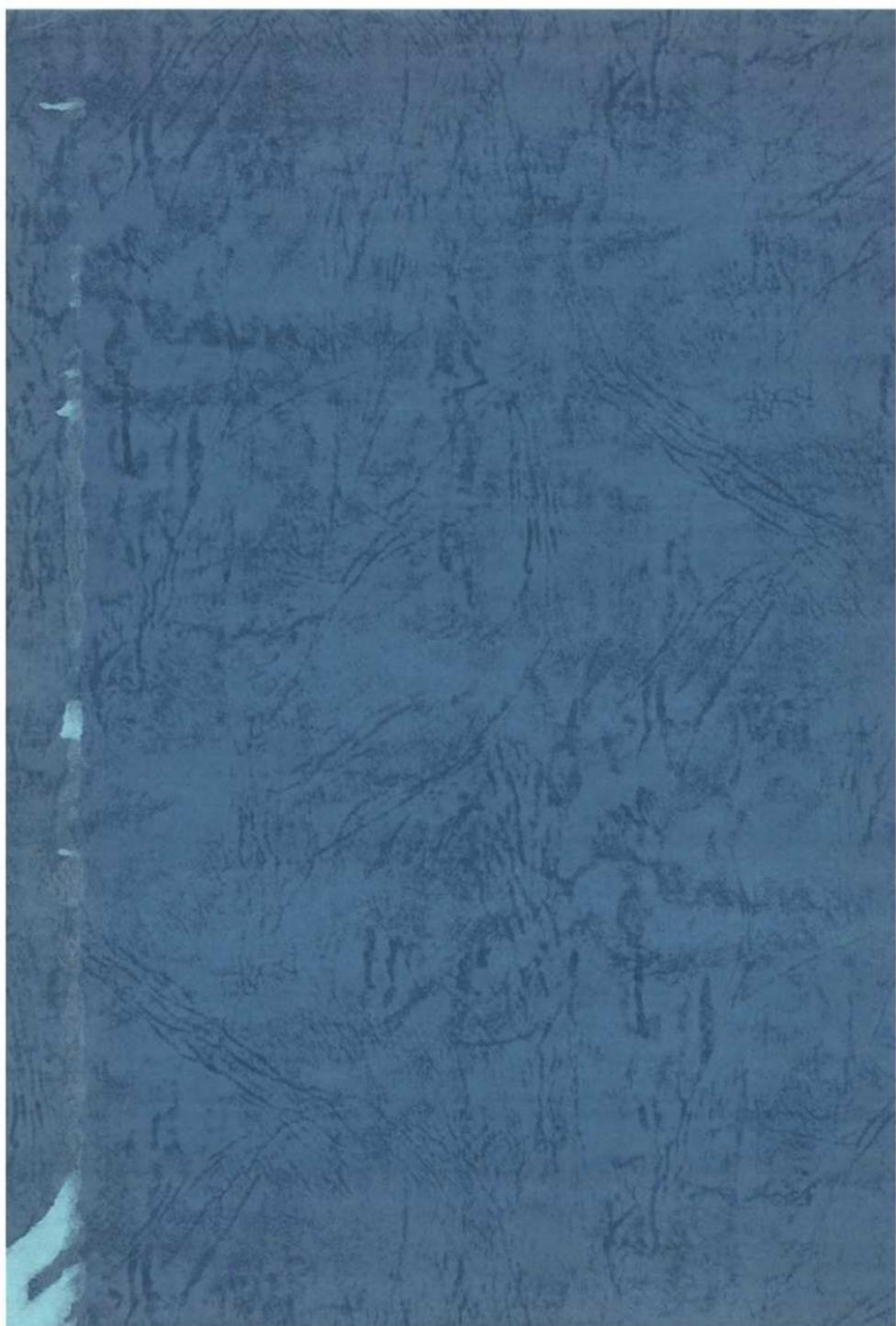


史跡 高天神城跡
基本整備計画策定報告書

静岡県大東町教育委員会



史跡 高天神城跡
基本整備計画策定報告書

静岡県大東町教育委員会

序

歳月の流れは早いもので、大東町が誕生してはや25年が経ちました。それまでの間には多くの出来事があり、その中で私どもは営々として生き抜いてきました。広い道路ができ、新しい橋が架かり、住宅や工場も殖え、生活条件や労働条件も変わってきました。それに伴って生活様式も変わり、技術の進歩により快適に過ごす事ができるようになりました。そして、昨年は町民待望の音楽や芸術に触れることのできる文化会館や、心身ともにリフレッシュできる温泉館などが作られ、人々の欲求や関心もそのような方向に傾いてきたのではないかと感じております。こうして、より良い生活をするために一生懸命働いてきた時代から、心のゆとりを求める声が大きく叫ばれ、余暇を楽しみ心の充足を求める時代を迎えました。

歴史的分野においても例外ではなく、生涯学習が叫ばれる中、人々の「学ぶ」という欲求も日増しに高くなってきました。特に、我が町に存在する「史跡高天神城跡」は、長年培われた郷土への愛着心とともに郷土のシンボルとしての思いも高く、訪れる見学者も増加し、その関心の高さが伺われます。しかしながら、その実態は依然不明な部分も多く、未整備のため城跡を歩いてもなかなか理解されません。さらに、長年の浸食で地形が変化しつつあることから、早急な保全及び整備事業が急務となっております。このような状況の中で平成7年度には保存管理計画を策定し、平成8年度からは基本整備構想並びに基本整備計画の策定事業に取りかかりました。

このたび、3カ年の議論と検討の末、ようやく整備計画が策定され、報告書発刊の運びとなりました。高天神城跡を今までどおり大切に保存していく事には変わりありませんが、今後はこの策定報告書ののっとり整備事業を推進していく所存であります。そして、誰もが親しめる町民憩いの場、歴史学習の場として史跡が十分に活用されることを念じております。

尚、最後になりましたが、お忙しい中、遠方にもかかわらず度重なる委員会にご出席いただき、たくさんのご指導を賜った専門委員の先生方並びに町内各関係の策定委員の皆様のお陰で刊行できましたことを、心より御礼申し上げます。

平成11年3月吉日

静岡県小笠郡大東町長

杉浦 徳雄

例 言

1. 本書は、史跡高天神城跡基本整備計画策定事業にかかわる策定報告書である。
2. この事業は、平成8年度から平成10年度にかけて、大東町が主体となり、文化庁・静岡県 の指導のもと、同町教育委員会を事務局として実施された。
3. 構想・計画の内容については、史跡高天神城跡基本整備計画策定委員会を発足し、検討を行った。
4. この事業に関わる基礎調査は、棚地城計画建築研究所に委託し執り行った。

史跡高天神城跡基本整備計画策定報告書 目次

第1章 基本整備構想・計画の目的等	
1. 構想・計画の目的	1
2. 構想・計画の構成と対象範囲	2
3. 構想・計画の留意事項	2
4. 基本整備構想・計画策定の経過	5
第2章 高天神城跡の概要	
第1節 沿革	
1. 高天神城跡の歴史	7
2. 史跡指定に至った経緯	9
第2節 城跡をとりまく状況	
1. 地理的特性	12
2. 現況植生	14
3. 周辺土地利用等	18
4. 大東町総合計画	23
5. 地元活動	23
6. 周辺文化財	24
第3節 縄張りと遺構	27
第4節 保存管理区分	33
第3章 基本整備構想	
第1節 基本方針	41
第2節 整備構想	
1. ソーン別整備構想	42
2. 環境整備構想	50
第3節 整備の進め方	
1. 整備スケジュール	54
2. 事業手法	55
第4節 管理運営方針	56
第4章 基本整備計画	
第1節 整備計画	
1. 遺構整備計画	57
2. 動線整備計画	68
3. 情報系整備計画	77
4. 施設整備計画	83
5. 修景整備計画	97
第2節 事業計画	101
第3節 管理運営計画	
1. 維持管理	105
2. 運営	106
第5章 まとめ	107
整備参考例	108

第1章 基本整備構想・計画の目的等

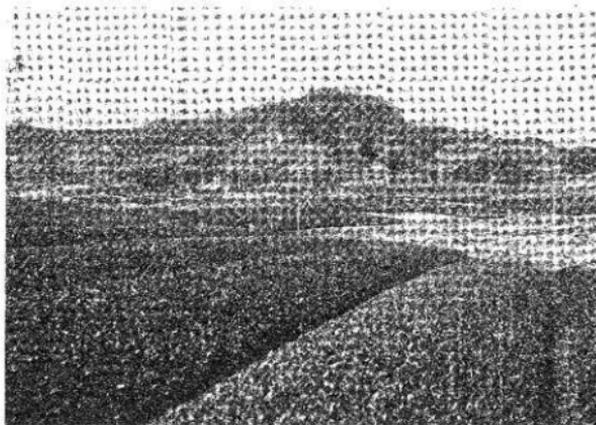
1. 構想・計画の目的

高天神城跡は、今川氏の時代に築城され、武田氏・徳川氏の抗争の舞台となり、天正9年(1581)に廃城となった。その後、高天神社の境内地として地元の人々によって今日まで守られてきた。このため中世の城郭としては遺構の保存状態が良く、豊富な歴史を持つ城郭史上貴重な史跡であると言える。

しかし、廃城以来約400年の歳月が経過し、長年の風雨による浸食により、これまでのような特に入れない保存方法では、しだいに史跡としての地形が変わってしまう恐れが出てきた。また、発掘調査等による遺構の様子を明らかにすることなどは実施されておらず、十分な研究がなされていない。これに加え、保存状態が良い遺構までの見学路が整備されていないなど遺構の状況がわかりにくいいため、高天神城跡の山城としての様相が、一般見学者には理解されにくく、活用の面からも十分に機能していないといえる。

このような高天神城跡を史跡として後世に伝えるとともに、現代において広く活用を図ることが望まれている。すなわち実態を明らかにし、保存を図り、安全で親しみやすく理解しやすい史跡として、また地域のシンボルとなり、良好な居住環境形成の一助として活用することが望まれている。

この基本整備構想・計画は史跡の整備に関する基本的事項を定めることにより、史跡を後世へ伝えることや幅広い活用に資することを目的としている。



高天神城跡全景

2. 構想・計画の構成と対象範囲

この構想・計画は、大きく高天神城跡の概要、基本整備構想、基本整備計画の3つから成る。(図1参照)

「高天神城跡の概要」では、高天神城跡の沿革や現在の状況、縄張りと遺構の確認・評価、前提となる保存管理区分について整理している。

「基本整備構想」では、高天神城跡と城跡の環境としての周囲、六砦など関連史跡を対象範囲とし、その整備方向を示している。(図2参照)

「基本整備計画」では、基本整備構想を踏まえ、概ね高天神城跡を対象範囲に、構想をより具体化した計画について述べている。

3. 構想・計画の留意事項

この基本整備構想・計画は、平成7年度に策定された史跡高天神城跡保存管理計画を踏まえて策定されたものである。ただし、保存管理計画の保存管理区分については、当該構想・計画の検討の過程で検討し定められたものである。

また、現時点では発掘調査等の遺構確認調査が十分実施されていないため、今後の発掘調査等による新たな発見に伴い、必要があれば構想・計画の見直しが行われるものである。

図1 全体の構成

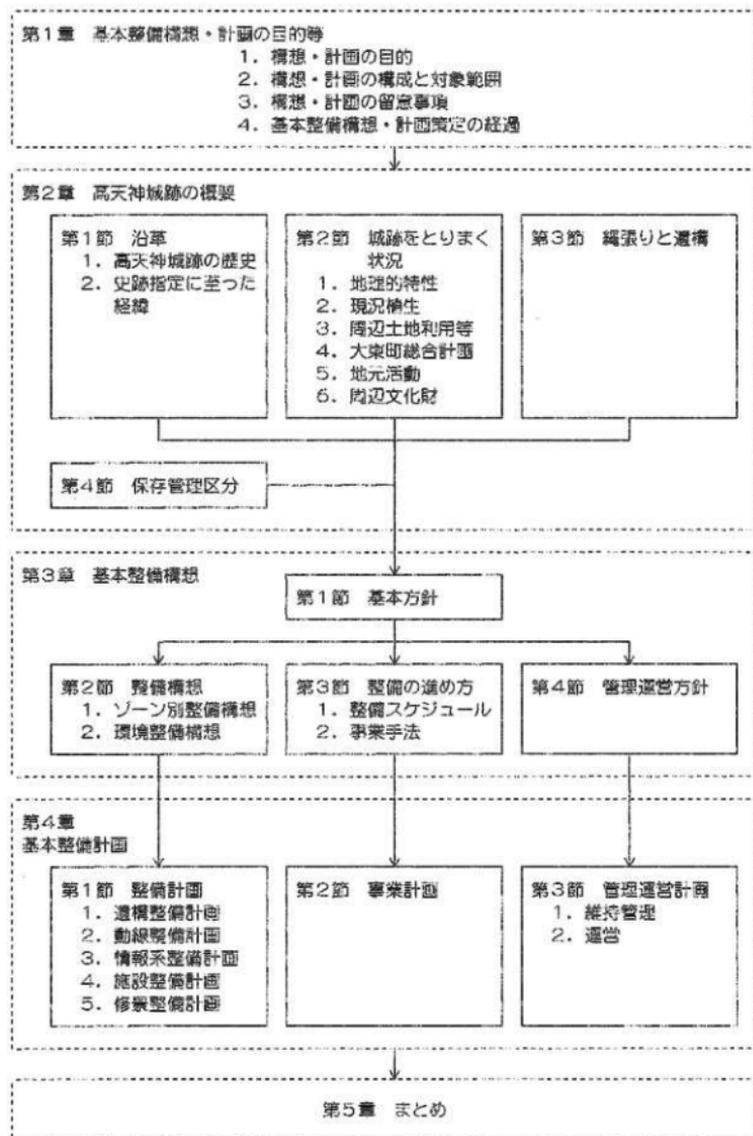


図2 構想・計画の対象範囲



※火ヶ峰砦の位置に関しては、2説ある。

※関連史跡に関しては六砦以外にも多数存在する。

4. 基本整備構想・計画策定の経過

この基本整備構想・計画は、平成8年度から、文化庁・静岡県 の指導を得て、大東町が事業主体となり、同教育委員会が事務局として事業を開始した。

初年度から史跡高天神城跡基本整備計画策定委員会を発足し、平成10年度まで基本整備構想・計画について同委員会 で検討し、とりまとめを行った。町ではこの結果を、史跡高天神城跡基本整備計画として定めた。

当事業の経過概要については、以下のとおりである。

〈史跡高天神城跡基本整備計画策定事業経過概要〉

年 度	日 時	会 議 名 ・ 議 題 等
平成8年度	平成8年5月28日	町内委員のみで先進地視察 ・藤枝市 志太郡衙跡 ・三島市 山中城跡
	平成8年10月3日	第1回委員会 ・山下先生を委員長に選出
	平成9年1月27日	第2回委員会
平成9年度	平成9年5月16日	専門委員会
	平成9年7月10日	第3回委員会
	平成9年11月21日	第4回委員会 ・基本整備構想について
平成10年度	平成10年6月29日	第5回委員会 ・基本整備構想・計画について
	平成10年 12月2日・3日	第6回委員会 ・基本整備計画について ・発掘調査現場視察
	平成10年1月29日	第7回委員会 ・基本整備計画について ・発掘調査現場視察（専門委員のみ）

〈史跡高天神城跡基本整備計画策定委員会委員名簿〉

	専 門	氏 名	所 属	任 期
専 門 委 員	考 古 学	山下 晃 (委員長)	静岡県立吉原高等学校 ～浜名高等学校	平成8～10年度
	整 建 築 備	後藤 元一	札幌市立高等専門学校	平成8～10年度
	歴 史 学	建部 恭宣	日本建築専門学校	平成8～10年度
	城 郭 史	服部 英雄	九州大学大学院	平成8～10年度
		千田 嘉博	国立歴史民俗博物館	平成8～10年度
事 務 局 指 導	史 跡 担 当	本中 眞	文化庁記念物課調査官	平成8～10年度
	管 理 担 当	中山 正典	静岡県文化課指導主事	平成8年度
	管 理 担 当	鈴木 利男	静岡県文化課指導主事	平成9・10年度
	調 査 担 当	中鉢 賢治	静岡県文化課副主任	平成10年度

	職 名	氏 名	備 考	任 期
町 内 委 員	大 東 町 長	杉浦 徳雄		平成8～10年度
	助 役	大倉 重信		平成8～10年度
	教 育 長	三輪 陸		平成8～10年度
	町 議 会 議 長	伊藤 喜一		平成8年度
	町 議 会 議 員	福井 豊高		平成9・10年度
	第 1 常 任 委 員 長	鷺山 哲朗	平成9・10年度地元議員	平成8～10年度
	町 議 会 議 員	鈴木 治弘		平成9・10年度
	地 元 議 員	赤堀 茂		平成8～10年度
	地 元 区 長	鷺山 謙一	土方区長	平成8・9年度
	町 議 会 議 員	縣 一夫	土方区長	平成10年度
	町 議 会 議 員	赤堀 敏雄	下土方区長	平成8年度
	町 議 会 議 員	赤堀 義博	下土方区長	平成9年度
	町 議 会 議 員	溝口 淳	下土方区長	平成10年度
	土 地 所 有 者	中嶋 九一	高天神社 氏子総代	平成8年度
	町文化財保護審議会 高天神戦国ロマンの里を育てる会 会長	内海 訓雄	高天神社 氏子総代	平成9・10年度
	町文化財保護審議会 高天神戦国ロマンの里を育てる会 副会長	大石 信夫		平成8～10年度
町文化財保護審議会 高天神戦国ロマンの里を育てる会 委員	坪井 孝一		平成8・9年度	
町文化財保護審議会 高天神戦国ロマンの里を育てる会 委員	山崎 久男		平成10年度	
社 会 教 育 課 長	松永 正志	事務局長	平成8年度	
社 会 教 育 課 長	赤堀 義雄	事務局長	平成9・10年度	

	職 名	氏 名	備 考	任 期
事 務 局	社会教育課長補佐	内海 和夫		平成8年度
	同 社会教育係長	深川 喜春		平成9・10年度
	同 社会教育係	鷺山 義昭		平成8・9年度
	同 文化係	鬼澤 勝人	平成8・9年度 社会教育係	平成8～10年度

第2章 高天神城跡の概要

第1節 沿革

1. 高天神城跡の歴史

(1) 今川氏時代

高天神城が築かれた年代については、応永23年(1416)に今川了俊によって築かれたというのが通説となっている。しかし、この説は疑問視されており、確実なところでは、永正10年(1513)以前に、今川氏七代目にあたる氏親の重臣福島左衛門尉助春が高天神城に在城していたことが確かめられるだけである。

その後、福島氏は天文5年(1536)の花倉の乱によって没落し、小笠原氏が花倉の乱の勲功によって福島氏に代わり高天神城の城主となった。

桶狭間の合戦で、今川義元が織田信長に討たれた後、三河で自立した徳川家康が、永禄11年(1568)12月、武田信玄と共謀して今川領國へ東西から同時に攻め込んだ。家康は進攻の直前に、遠江の今川方支城の城主に対し勸降工作を行っており、この時小笠原氏も今川氏を見限り家康についている。

(2) 徳川氏時代

こうして、高天神城は徳川方の支城となった。家康は寝返った恩賞として、城をそのまま小笠原長忠にまかせ、掛川城攻めや近江姉川の戦いに従軍させている。

元龜2年(1571)3月には、武田信玄が自ら20,000の大軍を率いて高天神城を攻めたが、本格的な高天神城攻撃は仕掛けず甲斐にもどっている。

信玄は、翌元龜3年(1572)、再び25,000の大軍を率いて青崩峠を越え南下してきた。しかし、信玄軍は高天神城を攻めることなく、そのころの家康が本拠としていた浜松城をめざす形をとった。12月22日、浜松城に籠城していた家康は、信玄によって城の北方、三方ヶ原台地に誘い出され、打ちのめされている。

その翌年の天正元年(1573)4月12日、信玄が病死。その子勝頼は信玄の死をさどられないようにと積極的に戦いを仕掛けており、翌天正2年(1574)5月・6月の高天神城攻めもそれであったと考えられている。

5月12日、勝頼が20,000とも25,000ともいわれる大軍で高天神城を包囲した。対する高天神城の兵は2,000。城主小笠原長忠は、浜松城の家康のもとに後詰を要請する。報告をうけた家康は、勝頼の軍勢の多さを知り、同盟軍である織田信長に出陣を依頼している。

小笠原長忠の懸命な防戦にもかかわらず、5月28日には本丸、二の丸、三の丸に追いこめられ、6月11日には堂の尾曲輪も落とされてしまう。ところが後詰は到着せず、6月17日、ついに長忠は開城に応じた。

(3) 武田氏時代

高天神城は、こうして武田勝頼の領有となった。城番は当時若干21歳の横田基五郎尹松であったが、天正7年(1579)から、岡部丹波守長教に代わっている。

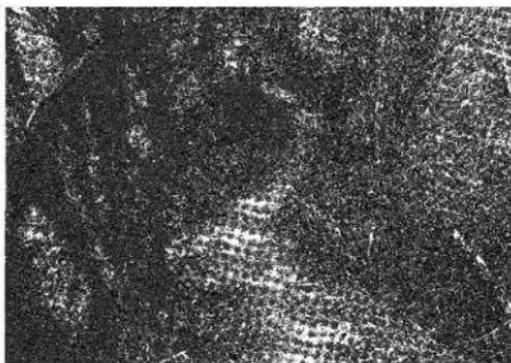
城を取られた家康は、天正2年8月に馬伏塚城を、同4年には横須賀城を築き、高天神城攻めのための基地にしている。さらに天正7～8年にかけて高天神城をとりまく形で、獅子ヶ鼻砦、中村城山砦、能ヶ坂砦、火ヶ峰砦、三井山砦、小笠山砦の「高天神六砦」を築いている。

城番岡部長教は武田勝頼に後詰の要請をしたが、軍監横田尹松は、その必要はないと勝頼に連絡しており、結局、勝頼は後詰の兵を出さなかった。

そして天正9年(1581)3月22日、岡部長教は城内から討って出て、激しい戦いとなり、岡部長教以下730余名が討ち死にし、高天神城は落城した。

軍監横田尹松は、いわゆる「甚五郎抜道」といわれる犬戻り、猿戻りの檢を通して城を脱出し、敗報を武田勝頼に伝えている。

高天神城の峻険な山城は近世城郭として使いにくいため、また、城下町が発展する自然条件がなかったため、家康は高天神城を廃城し、横須賀城を近世城郭に用いた。



犬戻り・猿戻り(横田基五郎抜道)

2. 史跡指定に至った経緯

(1) 史跡指定以前の研究と保存

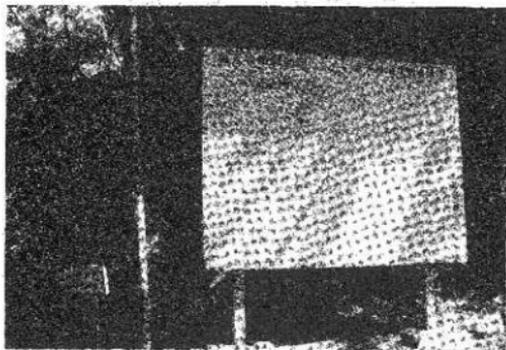
高天神城跡は落城後廢城となったため、記録類などはほとんどが残っておらず、信憑性の高い独自の古文書は少ない。しかし、部分的にでも記述されている古文書は多く、それに対する研究も古くから行われてきた。

特筆すべきものとして、増田又右衛門氏・実氏父子による『高天神城戦史』（昭和10年）があり、その後、これをほぼ踏襲した見解をとった藤田清五郎氏による『高天神の跡を尋ねて』（昭和43年）が出された。増田又右衛門氏、藤田清五郎氏はともに旧城東村下土方の生まれである。このように郷土史家による業績が大きく、これが高天神城跡の歴史の基本的な形として語られてきた。

城跡内には昭和3年に、静岡県史跡名勝天然記念物調査委員の鷺山恭平氏が記した碑があり、同様の歴史が刻まれている。さらに、御前曲輪に三層建ての「鶴翁閣」という模築城が、昭和9年7月に地元の海軍軍医少将加藤安吉氏によって竣工された。しかし、これは昭和20年に落雷により焼失し、現在はコンクリート基礎だけが残っている。

その後、昭和31年10月17日に静岡県指定史跡となり、昭和43年12月20日には県立御前崎遠州灘自然公園に編入され、さらに、昭和47年8月10日には県オリエンテeringコースに登録された。そして、この年までに城東村観光課などにより、説明板・案内板等を設置している。

昭和48年城東村と大浜町が合併し、大東町が誕生した。合併前後に遊歩道や休憩施設、案内板整備などを県費補助金を得て実施している。



城跡内の案内板

(2) 指定時の経緯とその後の経過

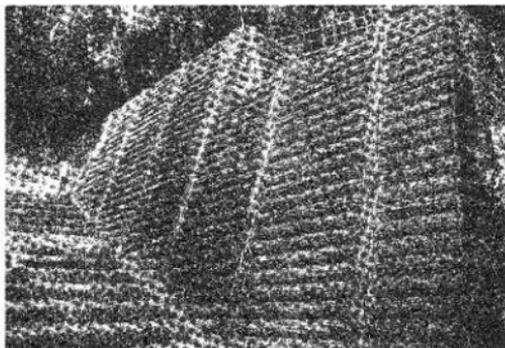
昭和50年10月16日付けで高天神城跡は国史跡に指定された。指定の理由は『高天神城は、室町時代に今川氏の築城になり、後に徳川氏に属した城である。城跡は、西上を企てる武田氏と徳川氏の攻防の歴史をとどめるばかりでなく、今川氏以来の城を拠点とする領土的支配の実態を知る上でも重要であり、また、本丸以下の主要郭等が遺存し、中世山城としての遺構に秀でたものがある。』とされている。指定範囲は高天神社の所有する土地50,473㎡である。

その後、すでに焼失してしまった「鶴翁閣」の再建問題などが、地元の要望でたびたび持ち上がったが、国指定の史跡という立場から、史実に基づかない建造物の建設は不可能ということで実現しなかった。

土砂崩落等の災害復旧工事以外には、特に総合的な整備は行われず、案内板等の付け替えなどがおこなわれたのみであった。(表1参照)

この他に、顕彰事業的なことでは、大東町から昭和54年に高天神城跡のレコードが作成されており、また、平成5年に小和田哲男静岡大学教育学部教授の著による『高天神城の総合的研究』が大東町教育委員会より発行されている。

このような変遷を経て、史跡の保存がなされてきた。



表面腐木処理による法面の修復(三ヶ月井戸付近)

表1 現在までの現状変更等一覧

種	年度	年月日(付け)	内 容
	昭和31年度	昭和31年10月17日	静岡県指定史跡となる。
	昭和43年度	昭和43年12月20日	県立御前崎遠州灘自然公園に編入される。
	昭和47年度	昭和47年 8月10日	静岡県オリエンテーリングコースに指定される。
	#		県費補助を得て、石室崩壊防止工事(石積工・縦木格子工)・掲示板1・説明板4設置。
1	昭和48年度	昭和48年 1月24日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て、駐車場2ヶ所・休憩所大1・小1・便所2・遊歩道2,000m整備・案内板・ベンチ設置。
2	昭和49年度	昭和49年 1月18日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て、駐車場・休憩所小1・案内板・ベンチ設置・遊歩道改良。
	昭和50年度	昭和50年10月16日	国指定史跡となる。
3		昭和50年12月20日	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て、駐車場・便所1設置・遊歩道整備・防護柵10m設置。
	昭和57年度	昭和57年 9月12日	台風18号により番曲輪付近が土砂崩れになる。
	昭和57年度	昭和58年 6月20日付け 同年10月13日～ 昭和59年 2月22日まで	文化財保存費補助金交付申請書提出(国庫)。 工事着手前にトレンチによる調査を3ヶ所実施。 国及び県費補助を得て、復旧工事を実施。
4	昭和61年度	昭和61年12月 6日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て遊歩道整備。
5	平成2年度	平成2年 5月11日付け	現状変更許可申請書提出。県費補助を得て井戸曲輪付近及び遊歩道の土砂流出防止工事。排水設備を施し、ブロック積工による工事で表面を整木処理。(7月10日～10月30日に実施)
		9月	文化庁調査官の指導により本丸下周辺精査し、柱穴らしきものを調査。
		9月30日	台風20号により本丸下南側遊歩道土砂崩れ発生。 (幅約5m、長さ約30m)
		平成2年10月 4日付け	き損届・復旧届提出。山側を削り遊歩道を確保。 (10月12日～10月18日に実施)
	平成3年度	平成3年 9月14日	台風17号により三ヶ月井戸付近土砂崩れ発生。 (幅約5m、長さ約10m)
		平成3年 9月24日付け	き損届提出。
		平成3年11月30日付け	復旧届提出。県費補助を得て、崩壊法面の修復及び表面整木処理実施。(平成3年10月12日～平成4年3月25日に実施)
	平成7年度	平成8年 2月18日	降雪で立枯れた樹木に重みがかかり倒壊、西の丸北側下、二の丸へ通じる遊歩道が崩壊。(幅約7.1m、長さ約4m)
		平成8年 2月21日付け	き損届提出。
	平成8年度	平成8年11月18日付け	文化財保存事業費補助金交付申請書提出。国庫の補助を得て、H鋼と鋼木で組み立て、盛土により遊歩道(回復)。 (平成8年12月20日～平成9年3月25日に実施)

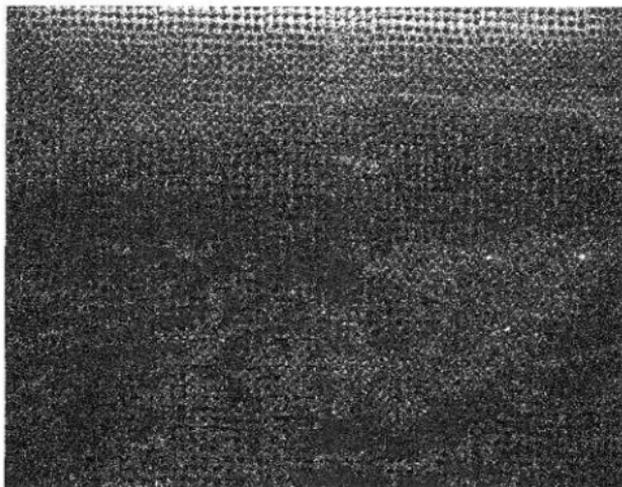
第2節 城跡をとりまく状況

1. 地理的特性

高天神城跡は、大東町の中央部よりやや西側に位置しており、高天神社が建っている地番は、大東町上土方横向字鶴翁山3136番地である。(図3参照)

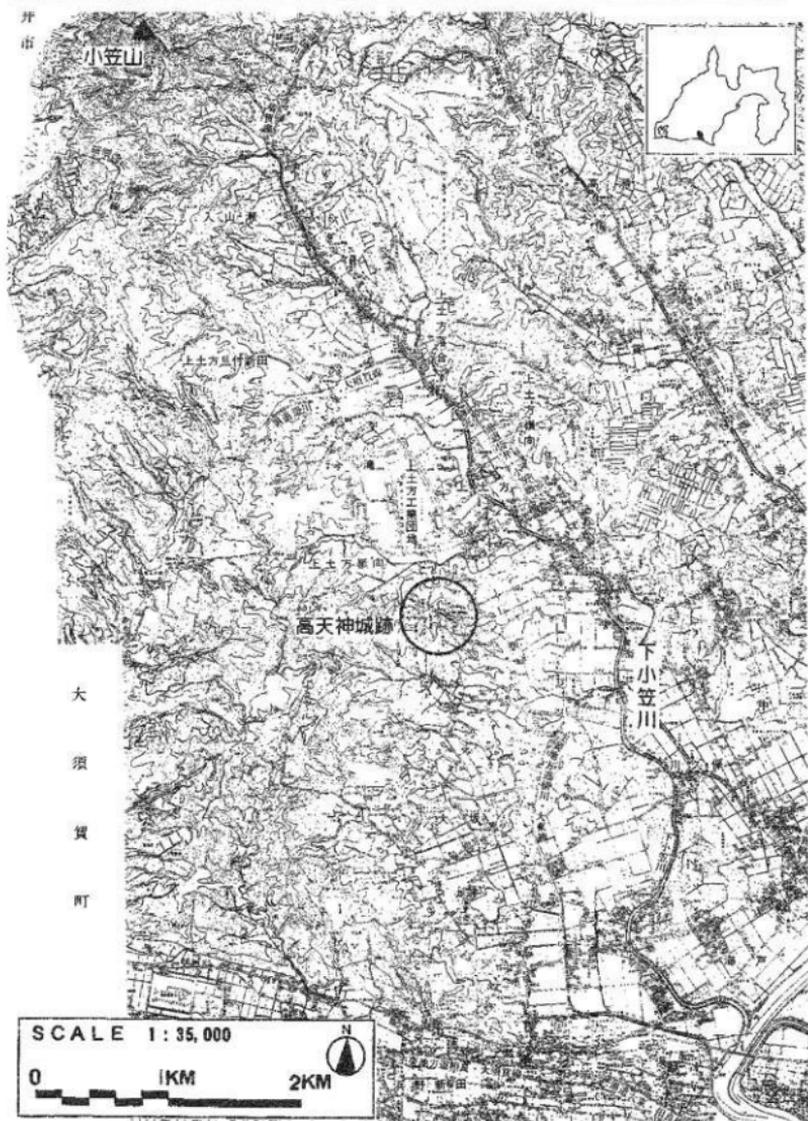
この地域は、北にそびえる小笠山を源に発する下小笠川の浸食により南へ延びる丘陵が形成されており、さらに、小笠山礫岩層と土方泥岩層のすき間からしみ出る湧き水から端を発した小河川の浸食により開析され、複雑に入り組んだ小支谷となっている。これらの小支谷は、ある程度、独立している丘陵がいくつか見られるが、このうち標高132mを最高位に持つ鶴翁山と呼称される山上に高天神城跡が存在する。ここは、北・東・南へと八手の葉のように台地が張り出しており、山城自体も複雑に入り組んでいるので、天然の要害となった。さらに、この周辺地域は、堅い層と比較的柔らかい層が互層をなし、堅い層だけが浸食に負けずに丘として残り、地層の傾斜の方向に斜面がゆるく傾き下がっている非対称な丘陵で「ケスタ地形」と呼ばれている。

また、城跡内からは町内はもとより、小笠平野を一望し、遠州灘まで見渡すことができ、さらに、東方には牧之原台地も南端まで確認できる。



高天神城跡 aerial 航空斜視の写真

図3 大栗町の位置及び周辺地形図



2. 現況植生

(1) 樹林の分布

高天神城跡は遠州灘に面した標高約130mの低山で、本州中部の温暖な海岸地帯に見られるヤマモモ、ウバメガシ、スダジイ等の常緑広葉樹林が多くを占めている。高木にはほかにアカガシやクスが、低木類ではヤブツバキ、タイミンタチバナ、アオキ、カクレミノなどの常緑広葉樹が見られる。(図4・5参照)

これら常緑林のため林床は薄暗く、表土流出と相まって、急傾斜地では下草が繁る林床土壌が形成されていない箇所が多い。下草としてはコシダやヒトツバなどのシダ類やササ類が、光の届く場所ではヤブランやホウチャクソウがある。

常緑広葉樹林の中にあって、北の搦手門から西の丸にある高天神社に至る参道や伝追手門付近は、神社としての雰囲気づくりのためと思われるスギが植林され、樹齢100余年から20年くらいのスギ林になっている。また、搦手道やかな井戸付近にはカエデ、モミジも数本植えられている。その他の人工林としては、小さな曲輪などの平地にはヒノキ、本丸にはマツやヤマザクラ、西の丸から南西へ向かった馬場にはウメが植栽されている。また、園路脇や本丸、三の丸などの広場脇から日照の良好な場所にはムラサキシキブやハギ、ミツバツツジ、タラノキ、リョウブなど、低木類の落葉広葉樹が植栽されている。

この他の特徴として、堂の尾曲輪西側のウバメガシ林は、過去に薪炭林としての利用がうかがわれる。また、城跡内は急傾斜地、崖地が多く、斜面際に生える大木など倒木の危険性のある樹木やマツ喰い虫によって枯れたマツなどが散在している。さらに搦手道中腹西斜面や西峰南尾根東斜面などに竹林が領域をのぼしつつあり、放置しておくとう樹相が変わってしまったり、遺構に影響を及ぼしかねない。

(2) 天然記念物等

史跡指定地は高天神社の境内であり、スギなどが植樹されているが、御神木にあたる樹木は存在しない。しかし、追手門跡に樹齢300年以上、目通り2.4m、樹高25mにおよぶスギがあり、「追手門跡スギ」として町の天然記念物に指定されている。

図4 植生図



図5 主な樹木



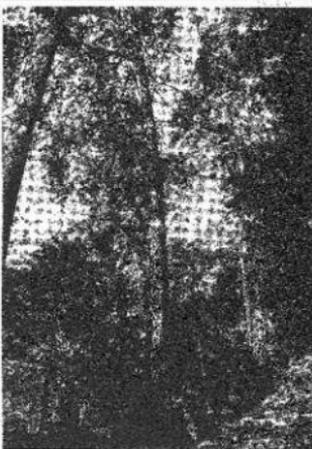
ヤマモモ (常緑高木)
暖地の山地に生え、高さ約25mになる。
葉は互生し、長さ6～12cmの倒披針形。
4月頃開花する。



ウバメガシ (常緑低木～高木)
暖地の海岸沿いの山地などに多い。
葉は互生し、長さ3～6cmの広楕円形。
良質の木炭の原料になる。



スダジイ (常緑高木)
暖地の山地に生え、大きいものは高さ
約30mにもなる。葉は互生し、長さ6
～15cmの広楕円形。秋に堅果がなる。



ヒノキ (常緑高木)
建築材として広く利用されている。高さ
は普通20～30m、大きいものは50m
にもなる。葉は鱗片状で交互に対生。

3. 周辺土地利用等

(1) 周辺土地利用

高天神城跡周辺の土地利用を見ると、西側は山林、その他は主に茶畑、田、畑などの農地として利用されている。(図6参照) さらに外周部に目を向けると、北東には、古くからの住宅の集積があり、北には上土方工業団地が造成され、一部に工場が進出するなど工業用地として利用されている。

(2) 法規制

渡辺池を含む城跡周辺は高天神城跡県立自然公園に指定されている。(図7参照) 自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資することを目的とした自然公園法に規定されており、都道府県立公園については、条例によって開発行為に制限が加えられている。

(3) 周辺開発動向

城跡東の麓に主要幹線道路と、遠州灘、大浜公園、高天神城跡、小笠山を結ぶ緑道が計画されている。(図8参照)

また、城跡北には上土方工業団地が造成され、既に一部に工場が進出しており、その他の部分も今後工場の立地が予定されている。

(4) 景観特性

高天神城跡は北、東、南の三方に開け、周囲は茶畑、田畑が広がっており、周囲からは茶畑越しに樹木に覆われ、こんもりとした独特の山容が良く眺望できる。(図9参照)

城跡東を通る掛川・大東線、掛川・大東・大須賀線からも良く眺望でき、数km離れた位置から、近づくに従って様々に変化する高天神城跡の姿が楽しめる。

遮くは、大東町役場展望台や六岩から、山々や平野を背景にした高天神城跡が眺望できる。

周辺には高天神城跡の眺めを妨げる高層建築物などは現在のところ存在しない。しかし、幹線道路沿いに広告塔が建てられたり、歴史的な雰囲気とそぐわないような建物が建設されるなど、良好な景観が失われかけている箇所もある。

図6 周辺土地利用図

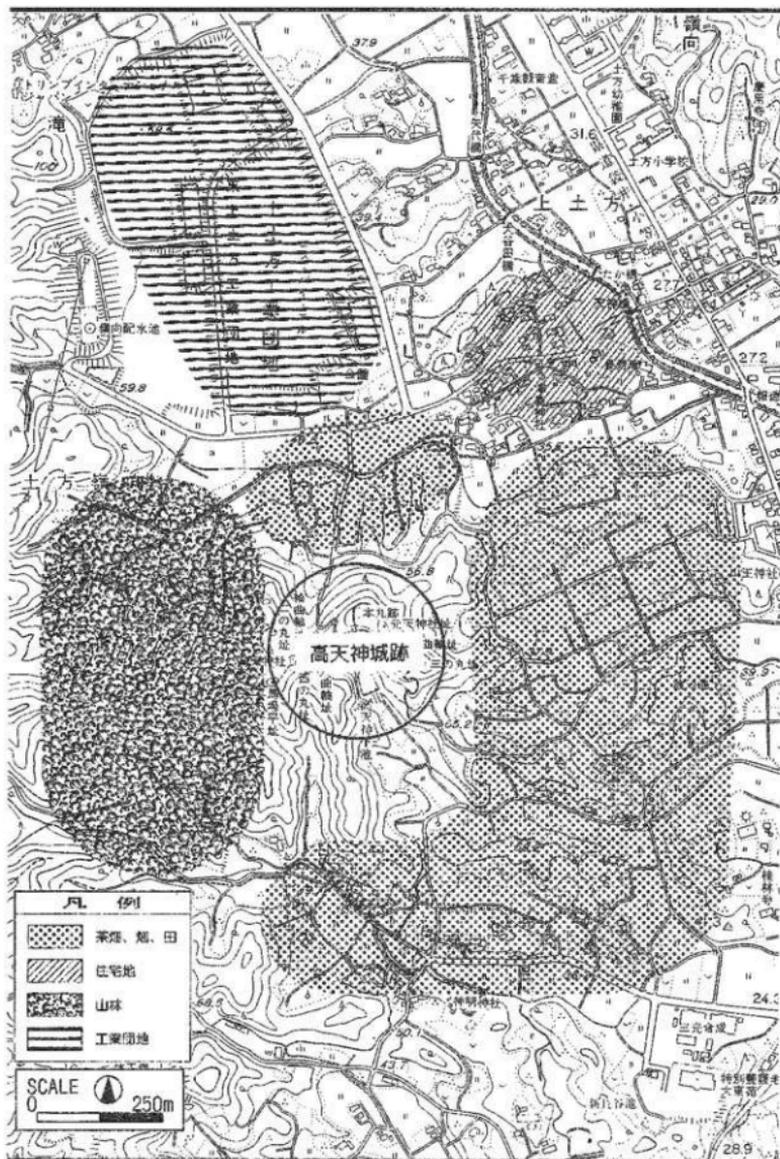


図7 法規制 (県立自然公園)



図8 周辺開発動向

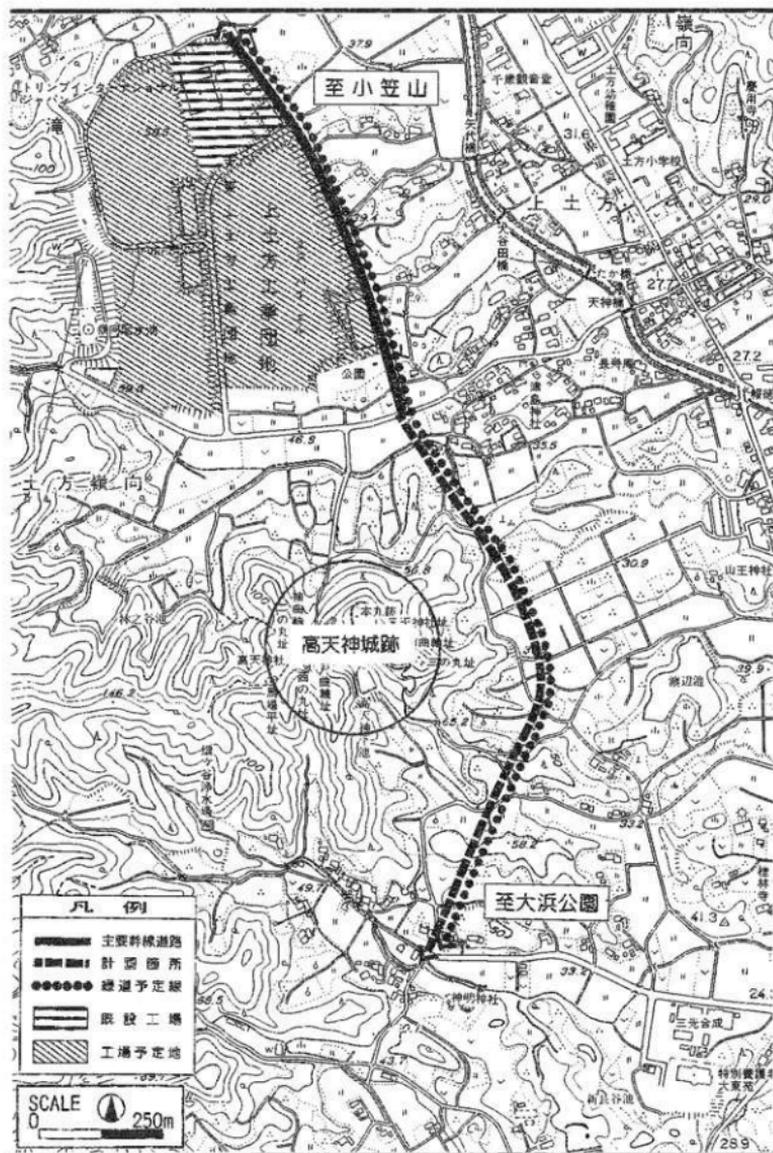
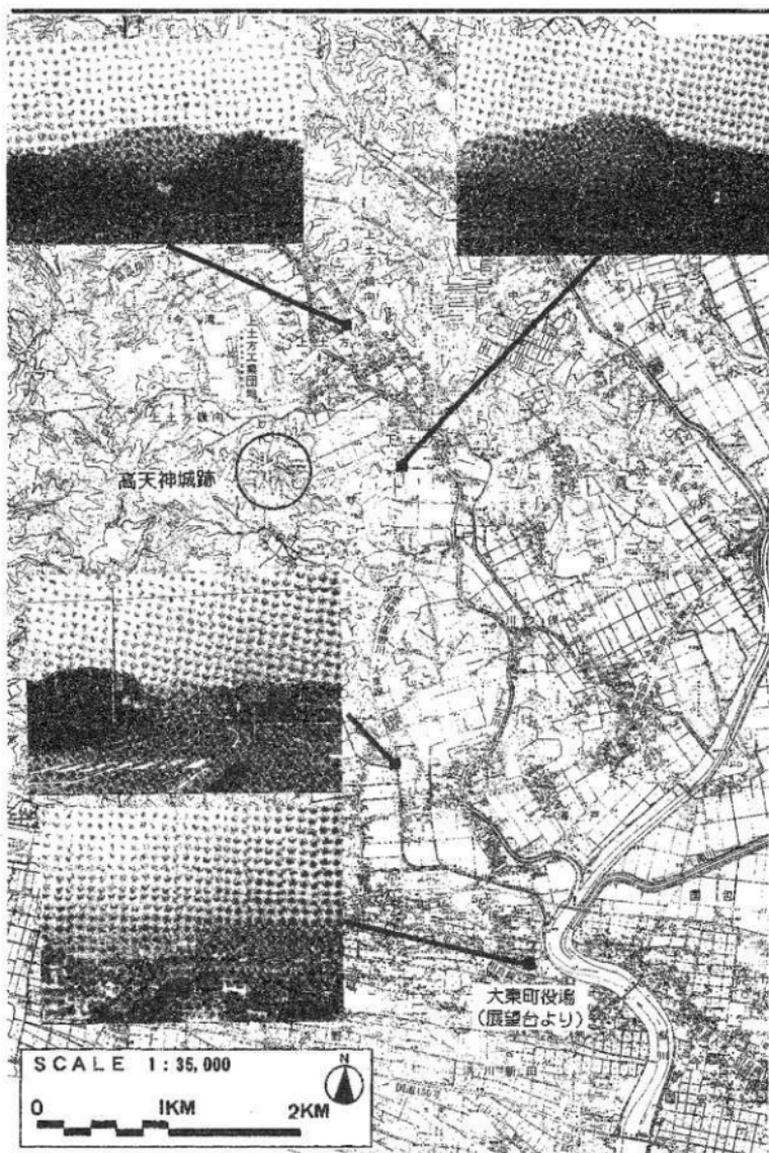


図9 景観特性



4. 大東町総合計画

『大東町第三次総合計画』では、景観の保全・整備として、『小笠山にもみじ・高天神城跡に梅・大浜公園には桜を植栽し、豊かな自然環境の持続的な保全に努める。(三山づくり事業)』『大浜公園・高天神については、ハイキング・森林浴・歴史探訪を楽しめる地域であるため、この豊かな自然緑地の保全に努める。』『遠州灘、大浜公園、高天神、小笠山等の優れた緑地空間・自然景観の保全に努め、工作物の設置や土地の改変等、優れた自然の風致景観の現状を変更する行為に対しては各地区の保護の必要性に応じて適正な規制による指導を推進する。』をあげている。

また、観光資源の整備と活用として『遠州灘海岸、大浜公園、高天神、小笠山等の緑地保護と自然環境景観の保全に努め快適な環境づくりを推進する。』『大浜公園、高天神、小笠山等をルート化した観光施設整備を推進する。』、文化財・伝統行事の保存・活用として『資料館を整備し、文化財行政の拠点として位置づけ、資料の収集・研究・保管・展示公開を行い、文化財愛護の精神高揚を推進する。』『文化財の調査・研究活動や保護活動を通じて、文化財の保護に対する認識を高め、郷土愛を培う精神を育成する。』『文化財の広報活動を推進し埋蔵文化財の周知徹底化を図り、理解を高める。』をあげている。

5. 地元活動

高天神城跡は、高天神社の境内地として地元の人々によって今日まで守られてきた。現在では地区住民や高天神社の氏子によって、毎月、城跡内の下草刈りや清掃が行われている他、立木の枝打ち、立枯れた樹木の伐採、土砂流出による遊歩道損傷箇所の盛土による復旧作業など様々なボランティア活動が行われている。

昭和61年10月には地元の人々によって「高天神戦国ロマンの里を育てる会」が発足した。高天神城跡にある高天神社の氏子全員が会員になったもので、会員数は約500名をかぞえる。この会は、郷土の歴史・文化を探索し、高天神城跡を中心とした戦国ロマンの里づくりを通じて、地域の発展に貢献することを目的とし、各種事業を展開している。会員の人々によって、参道周辺への花づくりやスイセン・ウメの植栽などが行われている。さらに、このような通常の活動の他に、平成3年5月12日には、高天神城を巡る戦いにおいて参加した武将や戦士の子孫にあたる人々、約27組を招いて先祖の盃を供養する「今川・武田・徳川ゆかりの末裔の会慰霊祭」を実施している。

また、地元の土方地区では、土方区を良くする会主催による高天神城跡の歴史についての教室・講座などが、生涯学習推進の中で開催されている。これには、歴史の専門家を講師に招き、近くの公民館などを会場として実施され、多くの参加者を得ている。

6. 周辺文化財

大東町内の、現在までに確認されている遺跡の分布状況を見ると、縄文・弥生時代の遺跡は少ない。古墳時代後期になると、とくに佐東・中地区に集中して横穴群が築造されている。

中近世の遺跡では、高天神城に関連する砦跡や武将の屋敷跡として、城跡周辺に「長嶋河内館」・「萩原口砦」・「瀧美源五郎屋敷」・「土方氏館」・「小笠原右京屋敷」・「畑ヶ谷砦」・「星川砦」・「林ノ谷砦」・「矢本山砦」・「渡辺金太夫屋敷」・「安威砦」・「惣勢山砦」の存在が示唆されている。(図10参照) また、大東町域に範囲を広げると、徳川家康が築いた「小笠山砦」・「能ヶ坂砦」・「火ヶ峰砦」・「中村城山砦」・「三井山砦」が存在する。これらは、隣接する小笠町の「獅子ヶ鼻砦」とあわせ六砦と呼ばれている。(図11参照) しかし、いずれも本格的な調査は実施されていないため、その全容は明らかにされていない。

なお、隣接市町村(掛川市、袋井市、大須賀町、菊川町、浜岡町、小笠町)にも、掛川城、横須賀城をはじめ、文化財、旧跡は豊富に存在する。

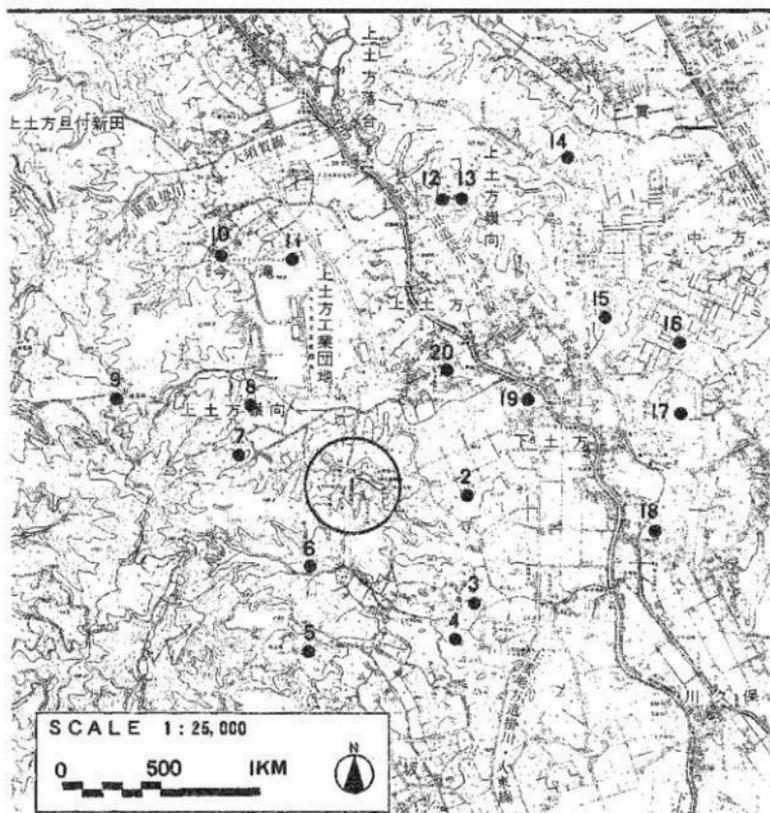
表2 大東町及び周辺市町村の城跡等

種別	名称	所在地
重	掛川城御殿	掛川市掛川
市・史	田中城跡	掛川市田中
市・史	朝日山城跡	掛川市仮宿字堤ノ坪
市・史	花倉城跡	掛川市花倉勝クリ谷
市・史	久野城跡	袋井市鷺巣
史	横須賀城跡	大須賀町山崎ほか
県・史	横地城跡	菊川町東横地

凡例 重=国指定重要文化財 史=国指定史跡、県・史=県指定史跡
市・史=市指定史跡

参考文献 「静岡県内指定文化財要覧」(平成6年3月 静岡県教育委員会)

図10 高天神城跡の位置及び周辺遺跡分布図



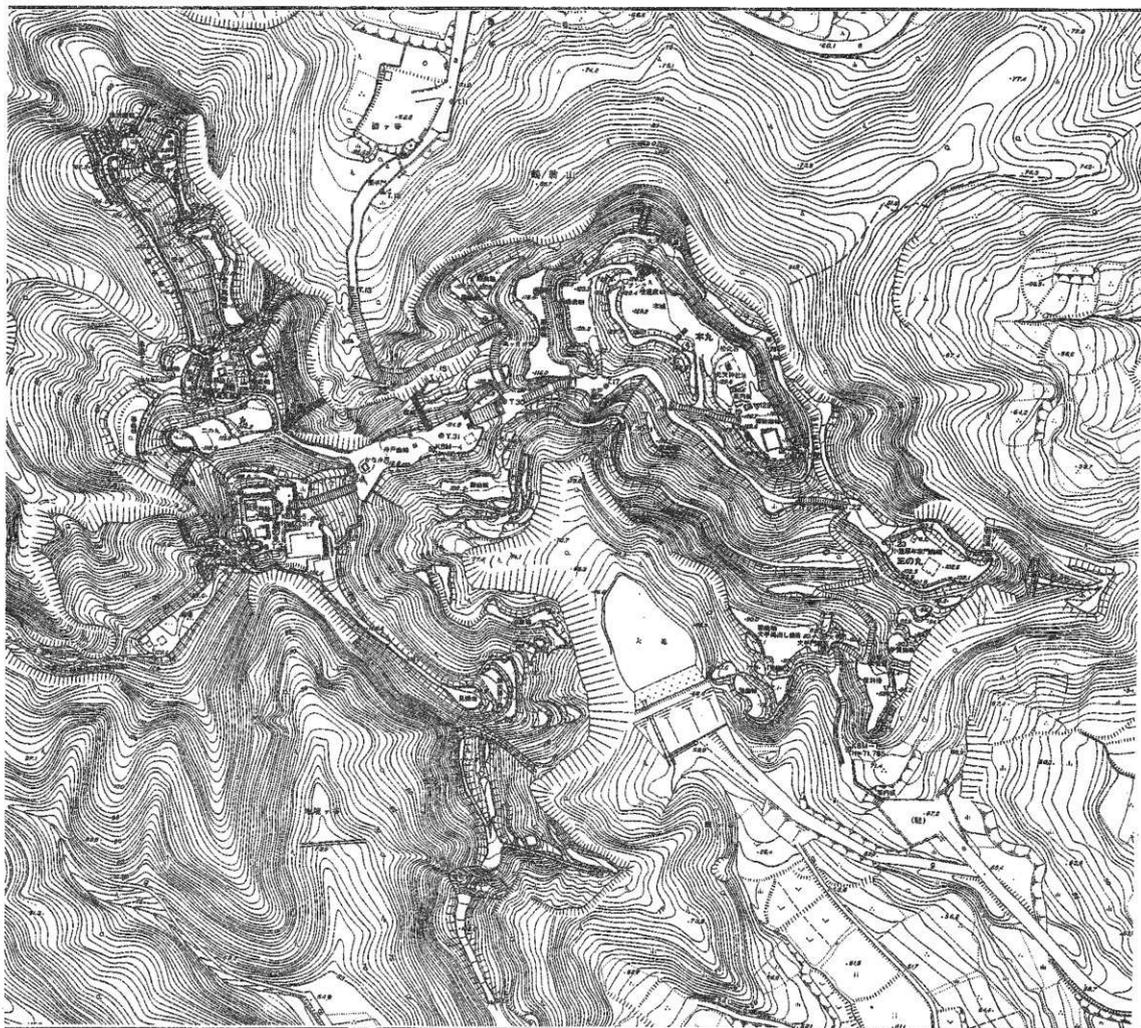
番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	史跡高天神城跡	8	矢本山砦	15	笹ヶ谷横穴群
2	渡辺金太夫屋敷	9	萩原口砦	16	火ヶ峰砦
3	小笠原右京屋敷	10	長嶋河内守館	17	安成砦
4	細ヶ谷砦	11	大谷田古墳	18	惣勢山砦
5	星川砦	12	じょうげん1号墳	19	土方氏館
6	畑ヶ谷古墳	13	じょうげん2号墳	20	渥美源五郎屋敷
7	林ノ谷砦	14	能ヶ坂砦		

図11 六砦位置図



※火ヶ峰砦の位置に関しては、2説ある。
 ※関連史跡に関しては六砦以外にも多数存在する。

图12 等高图



第3節 縄張りと遺構

(1) 立地と地形

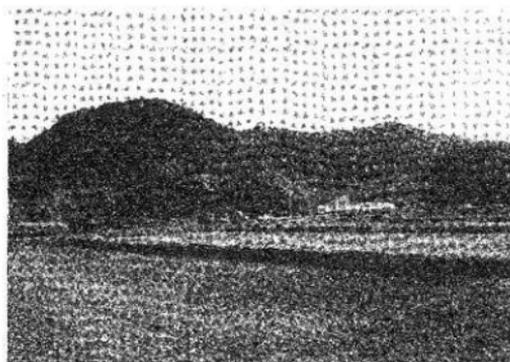
高天神城跡は、東西二つの峰をそれぞれ中心にした城郭が中央の鞍部によってつながれておおきな城域を形づくった、いわゆる「一城別郭」の典型例である。

一般に本丸（主郭）とされる東峰の最高所が130.6m、現在、高天神社が鎮座する西峰の主郭（二の曲輪・西曲輪・丹波曲輪）の高さが129.6mで、両峰はほぼ等しい高さである。（図12参照）

この城の立地は、西峰の西側が大戻り・猿戻りといわれる細い尾根筋によって深い山塊につづき、北・東・南の三方が下小笠川によって南北に伸びた開折谷に開けた地勢であった。中腹以降は小さな谷と主尾根から枝分かれした派生尾根が複雑に組み合わされて、細かく入り組んだ地形となっている。

また城の北側斜面の標高 110m前後、南側大池に面した標高80m前後などの位置に大規模に崩落した垂直の崖地形が連続している。この天然の崖地形は比高差10mを越え、もし戦国期まで遡るものならば、斜面の登坂を不可能にした防御施設としてきわめて有効であったと考えられる。

地表面で確認できた遺構が展開する狭義の地域は、東西約400m、南北約400mの範囲におよぶ。神社への参道や表土の流失などによって、一部旧情が失われているが、尾根上の遺構はほぼ完全に残されている。



高天神城跡全景（左：東峰 右：西峰）

(2) 縄張りと遺構

登城路

○追手道

追手道は東南の尾根筋に開いた道で、駐車場より下の麓の道は拡幅・舗装され、また周辺も畑化が進んで大きく変貌している。山中の追手道途中に伝追手門とされる場所があり、追手門礎石とされる平板な石が1つ残されている。

追手門に面した西山腹の曲輪は一定の広さがあり、先端に土塁を備えた曲輪を2段もっている。この先端土塁は谷対岸の派生尾根をかけ下ってきた土塁とセットになって、水の手谷を囲い込む長大な土塁ラインの要所を占めていた。

ここからわずかに登った追手道東側の伝着到櫓跡は、どの位置に櫓があったかを地表面から確かめられる痕跡は残されていない。また着到櫓の名称は近世的で、名称がどこまで遡るか問題がある。

ここから追手道は主尾根筋の西脇を登ったが、この結果、主尾根筋の曲輪群から横矢を浴びる形となっていた。

○搦手道

搦手道は北の谷に開いた道である。山麓までの部分は拡幅と舗装が行われ駐車場が整備されて、旧情はうかがい知れない。しかし浅野文庫『諸国古城之図』「遠江高天神」ではこの谷部を仕切る土塁ラインが明瞭に描かれている。

山中の搦手道はよく整備され、途中東峰につき当たったところに三ヶ月井戸を見ることができる。岸壁からの湧き水が今も三ヶ月形の水溜まりをつくる。

○赤根ヶ谷から西峰に至る道

現在の主要登山口ではないためもともと旧情を留めている。本間・丸尾兄弟墓のある曲輪はこの道との接点に明確な虎口を備えている。

曲輪

○本丸

御前曲輪北側に位置し、両者が一体となって主郭を形成した。西側から南側にかけて比高60cm程の土塁がめぐる。地表面に掘立柱建物の柱穴がいくつも観察される。

○御前曲輪

主郭南東部に位置する。本丸と呼ばれる部分との間に具体的にどのような区画施設があったかは不明である。もと高天神社が北端に祀られていたため、曲輪の名称もそれに由来した。

○的場曲輪

本丸西下の大型の帯曲輪で、三方に比高20cm～30cmの土塁がめぐる。的場の機能に由来した名称だが、当時に遡るものかは不詳である。ここから北側斜面に回り込んだ所に戦国期の城内半の帯有な例として貴重な大河内石窟がある。また的場曲輪の南虎口の下の小曲輪で多数の柱穴が地表面から観察できる。

○三の丸

小笠原与左衛門平とも呼ぶ。小笠原長忠が城主の頃、一族の小笠原与左衛門が守ったことに由来するという。城東端の要の曲輪であった。

○井戸曲輪

西峰と東峰を結ぶ鞍部の曲輪。西端に「かな井戸」と現在呼ばれる井戸がある。

○二の曲輪

西峰の主郭。二の丸、西曲輪、丹波曲輪とも呼ばれ、丹波曲輪の名称は天正7年(1579)～天正9年(1581)まで城主であった岡部丹波守がここを守ったことに由来するとされる。比高1.4mの大型土塁が北側にある。北側15m程下の曲輪も含めて二の曲輪と呼ばれてきた。

○堂の尾曲輪

西峰北側に長く伸びた尾根筋の曲輪群を呼ぶ。天正2年(1574)6月11日付の大井左馬充入道(高政)宛、武田勝頼書状(『信濃史料』第14巻)に「塔の尾と号する随分の曲輪乗っ取り候」と見える曲輪がこの堂の尾曲輪のことと思われ(『高天神城の総合的研究』小和田哲男 1993)、塔の尾が転訛して堂の尾になったと考えられる。

○馬場

現在高天神社がある西の丸から堀切を越えた南西にあり、犬戻り・猿戻りにつづいた曲輪であった。西峰の主郭背後を守る機能があったと考えられる。曲輪北東の堀切を見下ろす斜面にある丸く土塁をめぐらした窪地は、武者隠しの一種と考えられる。細長い形状から馬場と後世呼ばれるようになったと思われる。

○犬戻り・猿戻り

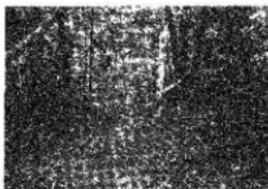
甚五郎抜け道とも呼ばれ、馬場から西へ尾根伝いに山塊へつづく細い尾根道であった。天正9年(1581)の落城に際し、軍監横田甚五郎がここをつたって落ち延びたという。現在も道をたどることができる。

(3) 西峰と東峰の新旧

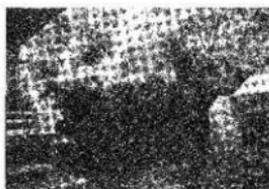
西峰と東峰の最終的な遺構には、若干年代差がある。

東峰は、土塁も大きくなく、平面規模は大きい単純な連郭で、虎口も複雑とはいえない1折れのタイプであった。このことより永禄・元龜年間に現在見られるプランが定まったと考えられる。天正2年(1574)の武田勝頼の攻撃を受けた頃は、こうしたプランが主体であったこととなる。

西峰は、横堀や土塁、堂の尾曲輪先端の虎口などのプランから天正に画期のあったプランと考えられる。高天神城の東側斜面は天然の崖がつつき登坂不可能であったが、西側斜面は比較的緩やかであり、これに面する堂の尾曲輪は、天正2年の武田勝頼の攻撃を受けた際、中心郭群の中では早い段階に陥落していた。このため天正6年(1578)～9年(1581)にわたってつづけられた攻防戦に備えて武田方によって補強されたのが西峰の遺構群と位置づけられる。



東峰（三の丸）の土塁



西峰（西の丸）の土塁

第4節 保存管理区分

史跡高天神城跡の保存管理区分は、史跡の性格と現状を踏まえうえて、以下のとおりとする。(表3参照)

現在、国から史跡指定を受けている範囲(50,473㎡)については、史跡の保存及び整備管理上必要なもの以外の現状変更は認めない。但し、この範囲はすべて高天神社の所有地であるため、現在建てられている高天神社の建造物の建て替えは、その同一場所において認める。この場合、文化財保護法に従い、所定の手続きを経るものとする。さらに、史跡の保存管理上支障がない限り、もしくは、史跡の遺構に影響を及ぼさない限り、祭礼等神社に関する行事は今までとおりとする。(この範囲をA地区とする)(図13参照)

次に国史跡指定地外の遺構の地域については、今後追加指定の措置を早急に講ずる必要がある。また、今後、保存管理及び整備に関連する遺構確認調査や研究などで、測量図や縄張り図に表れなかった新たな遺構が発見されることも有り得るため、新発見の遺構についても追加指定していく必要がある。指定後は、現在史跡指定されている地域と同様の保存基準を適応する。(この範囲をA'地区とする)(図13参照)

高天神城跡周辺の地域についても良好な環境を維持するため、景観保全、緑化等について協力を求める。(B地区とする)(図14参照)

六袋など高天神城跡に関連した史跡についても、すでに失われてしまった箇所もあるが、保全が望まれるため、協力を求める。(C地区とする)(図15参照)

表3 保存管理の区分と性格・基準

区分	性格	保存管理基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現指定地 昭和50年10月16日国指定を受けた指定地 面積 50,473㎡ すべて高天神社所有地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の保存及び整備管理に必要なもの以外の現状変更は認めない。 ・ 現在建てられている高天神社の建造物の建て替えは、その同一場所において認める。この場合、文化財保護法に従い、所定の手続きを経るものとする。 ・ 史跡の保存管理上支障がない限り、もしくは、史跡の遺構に影響を及ぼさない限り、祭礼等神社に関する行事は今までどおりとする。
A'	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未指定地ではあるが、Aと同等の遺構が極めて良好に残っている範囲。 今後の発掘調査等で新たに遺構が発見された場合、これも含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に追加指定が考えられる。 ・ Aに準ずる保存管理基準とする。 ・ 今後適当な時期に公有化を進める。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未指定地ではあるが、城跡の景観を保全するのに必要な範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観保全に協力を求める。 ・ 緑化等についても協力を求める。 ・ 史跡保全に協力を求める。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六岩など関連史跡を保全するのに必要な範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡保全に協力を求める。

区分の範囲については次頁からの図に示した。

Cについては、遺構の位置のみを示した。

图13 保存管理区分A·A'

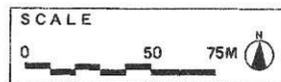
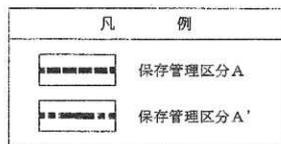
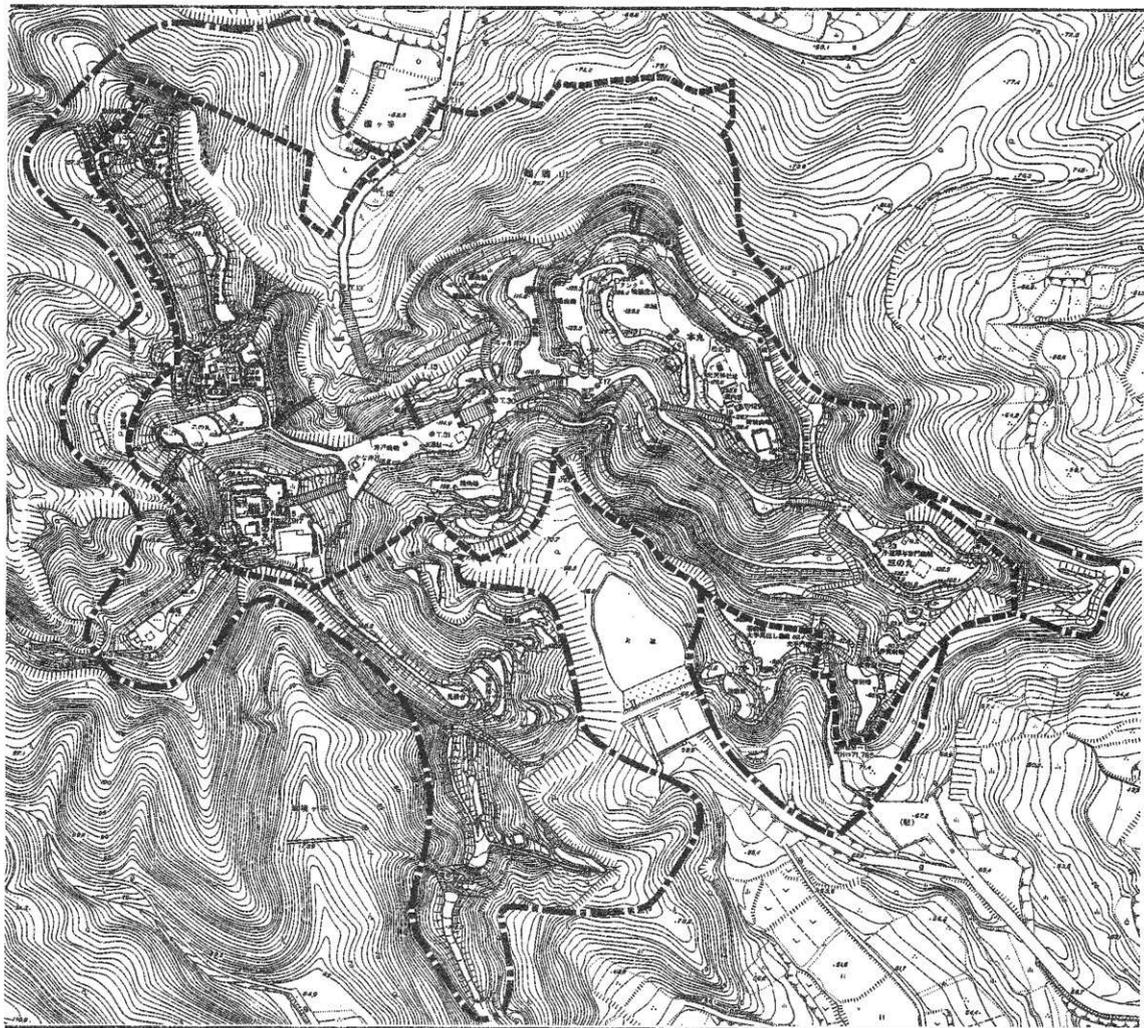
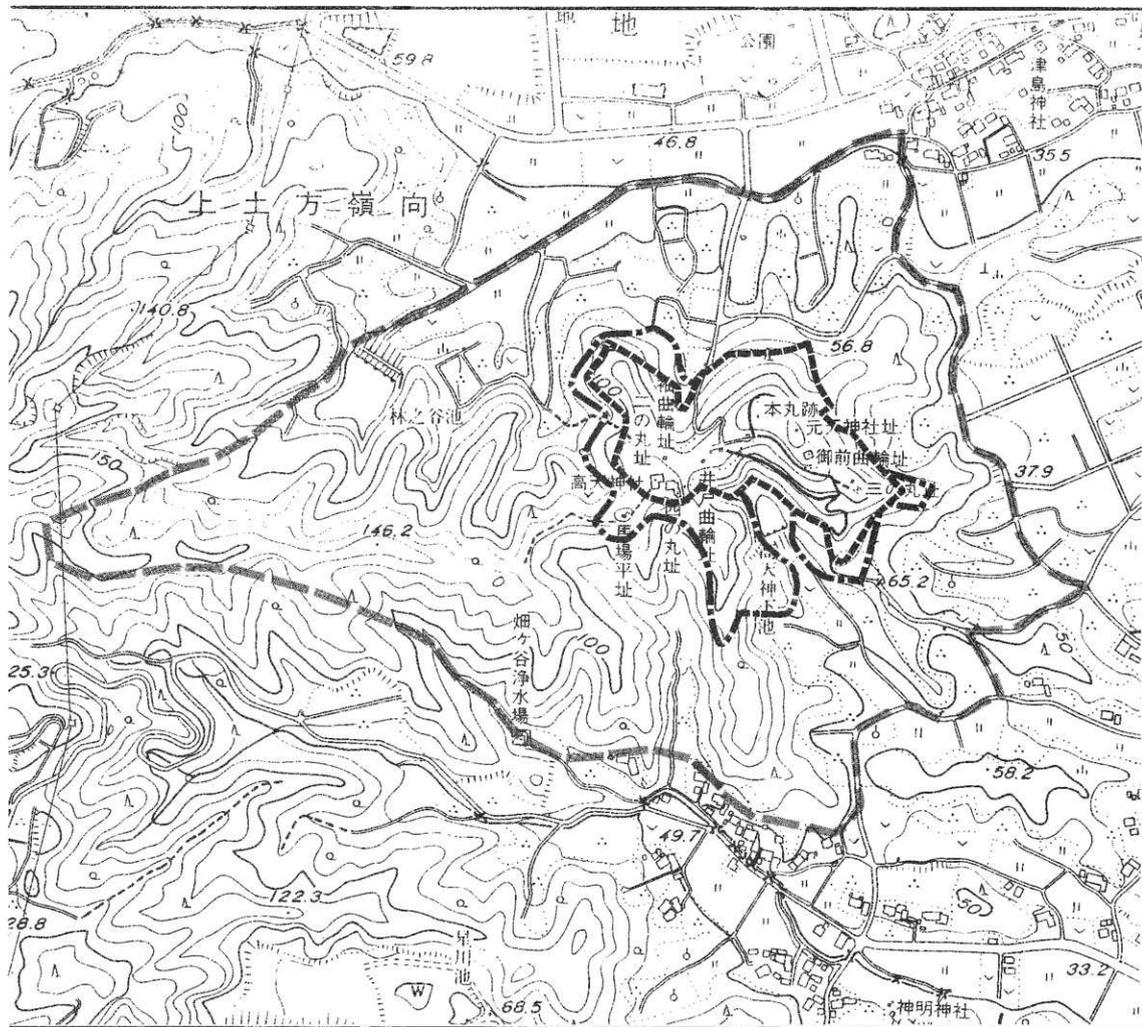


图14 保存管理区分B



凡 例	
	保存管理区分A
	保存管理区分A'
	保存管理区分B

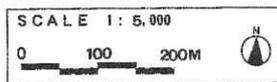


図15 保存管理区分C



※火ヶ峰砦の位置に関しては、2説ある。
 ※関連史跡に関しては六砦以外にも多数存在する。

第3章 基本整備構想

第1節 基本方針

前章で述べたように、高天神城跡は城郭史上非常に貴重な史跡である。しかし、本格的な調査が行われておらず、その実態が十分把握されていない。また、このまま放置しておく、雨水による浸食等により貴重な遺構が失われかねない。このため、城跡の調査・研究とその価値の伝承、遺構の保存が課題となっている。

また、高天神城跡は高天神社の境内地として住民の手により守られてきた。近年では、城としての高天神城跡を理解し、保存・活用しようという思想に基づく活動も活発に行われている。このように、地域のまちづくりに高天神城跡を今後一層いかしていくことも課題と考えられる。

さらに、周囲を含めた環境は現在のところ良好であるが、開発に対する規制が十分でなく、既に六幡で起こっているような歴史環境の破壊が起こりかねない状況である。このため、事前に対処しておく必要があると考えられる。

これらの課題を踏まえて、整備の基本方針を以下のように考える。

- 1) 全体的に遺構に関してはまだ未調査の部分も多く、今後整備や史跡範囲の拡大を行うにあたって、城の縄張り、遺構を絵図や文献、発掘調査等によって明確にする。
- 2) 学術的にも極めて価値の高い文化財を破壊することなく後世に引き継ぐために、史跡範囲の土地利用を規制し、史跡を守るために必要な整備を行う。
- 3) 史跡保全を前提に高天神城跡のもつ歴史的・学術的意義を現代の人々に正しく分かりやすい様に伝えることを目的として整備を行う。特に地域住民には史跡の重要性を理解してもらい、地域シンボルとして愛着をもって接することが出来るよう整備を行う。
- 4) 史跡の周辺についても史跡の良好な環境を維持するために、影響を及ぼす範囲について、史跡を中心とした景観のコントロールを行う。
- 5) 史跡の指定地外にある六幡跡などの関連史跡に関しても、保全や歴史的・学術的意義を伝えることを目的とする。のぞむ。
- 6) 史跡の活用を図るため、周辺市町村内にある高天神城跡と関連ある城跡等とのネットワーク化を図る。

第2節 整備構想

1. ゾーン別整備構想

(1) ソーニング

基本方針を踏まえ、基本整備構想の調査対象範囲を大きく3つのエリアに分ける。
(図16参照)

①高天神城跡エリア

高天神城跡は調査・研究とともに、史跡を守り・伝え、親しめる場としての整備が望まれている。そこで追加指定予定地を含む史跡指定地（保存管理区分A＋A'）に城跡への入り口部分を含めた範囲を高天神城跡エリアとする。

②高天神城跡周辺エリア

高天神城跡エリアの外周部となる山裾や背後の尾根は、山城としての景観を保全するために必要な区域（保存管理区分B）である。また、さらにその周辺は高天神城跡からの良好な景観や高天神城跡を望む良好な景観が望まれる区域である。この範囲を高天神城跡周辺エリアとする。

③関連史跡エリア

六誓など高天神城跡に関連する史跡（保存管理区分C）は史跡の保全が望まれる区域である。この範囲を関連史跡エリアとする。

図16 エリア図



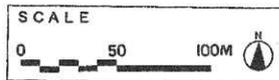
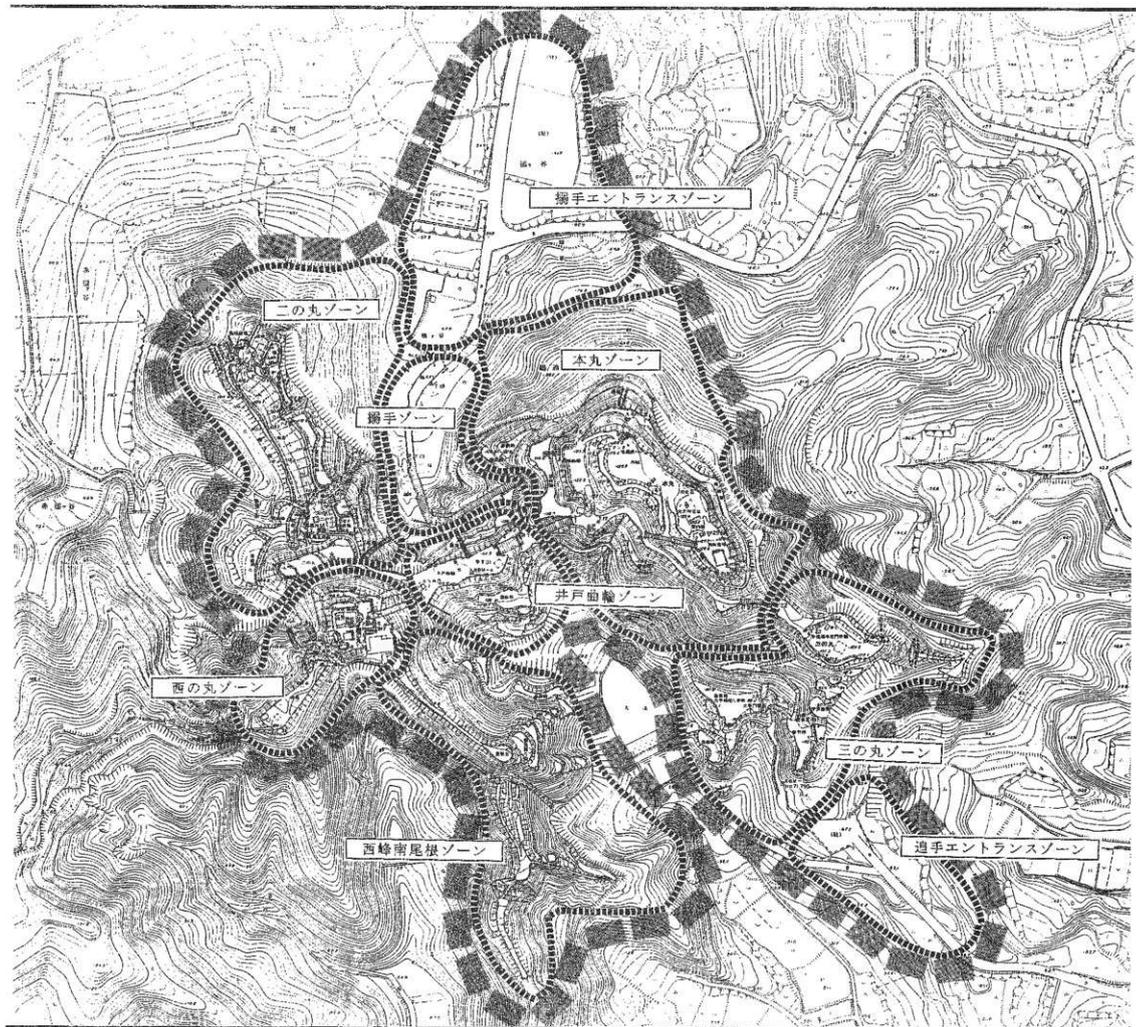
※火ヶ峰砦の位置に関しては、2説ある。

※関連史跡に関しては六ヶ所以外にも多数存在する。

このうち、高天神城跡エリアに縄張りを基本としたゾーンを設定する。(図17参照)

ゾーン名称		範囲	主な曲輪・遺構
高 天	東 本丸	本丸を中心とした区域	・本丸 ・御前曲輪 ・的場曲輪 ・腰曲輪 ・帯曲輪 ・大河内石窓
	峰 三の丸	追手道を中心とした区域	・三の丸 ・伊賀曲輪 ・着到櫓
神 城 跡	西 二の丸	北尾根を中心とした区域	・二の丸 ・尾曲輪 ・堂の尾曲輪
	峰 西の丸	西の丸を中心とした区域	・西の丸 ・馬場
	西峰南尾根	南尾根を中心とした区域	・池曲輪
工 間 部	井戸曲輪	東峰と西峰の鞍部	・井戸曲輪
	搦手	搦手道を中心とした区域	・三ヶ月井戸
ア 城 跡 外	群エトラス	追手道入り口付近	—
	群エトラス	搦手道入り口付近	—

図17 ソーン図



(2) ゾーン別整備構想

①高天神城跡エリア

整備イメージ

- | | |
|--------------------------|---|
| ○高天神城跡エリア | 徳川・武田の攻防と、難攻不落の山城を実感できる場
見晴らしや自然をいかした来訪者憩いの場 |
| ○本丸ゾーン | 天然の要害地にある城とその主郭の様子を伝える場
山頂からの見晴らしをいかした憩いの場 |
| ○三の丸ゾーン | 地形をいかした防御プランを実感できる登城路・曲輪
見晴らしをいかした憩いの場 |
| ○西の丸ゾーン | 現状の利用を基本とする |
| ○二の丸ゾーン | 高度な防御プランと激しい合戦の様子を伝える場 |
| ○西峰南尾根ゾーン | 尾根上を見晴らしをいかした、遺構観察の場 |
| ○井戸曲輪ゾーン | 東西峰をつなぐ遺構観察の場と来訪者への便益に供する場 |
| ○搦手ゾーン | 天然の要害地を実感できる登城路 |
| ○追手エトラスゾーン
／搦手エトラスゾーン | 来訪者への便益や情報提供に供する場 |

○高天神城跡エリア

調査・研究とともに、史跡を守り、正しく分かりやすく伝える整備と来訪者が親しめる場としての整備が望まれる場である。高天神城跡は天然の要害地にある難攻不落の山城であり、徳川氏と武田氏の攻防の舞台となった。このことが城跡を訪れて実感できるような場として整備を行う。また、見晴らしが良く、自然が豊かなところであるため、これらをいかした来訪者憩いの場として整備を行う。

○本丸ゾーン

本丸、御前曲輪の両者が一体となり高天神城の主郭を成していた。現在地表面に柱穴がいくつも観察されているが、高天神城の主郭はどのようなものであったのかその解明が期待される箇所である。東側は天然の要害地の特徴である崖地が続いているが、樹木が生い茂っているため見晴らしの良さや、崖地の存在が分かりにくくなっている。

これらのことから、本丸ゾーンは、天然の要害地にある城とその主郭の様子を伝える整備を行う。また、山頂からの見晴らしの良さをいかした来訪者憩いの場として整備を行う。

○三の丸ゾーン

崖地に囲まれた搦手道と違い、追手道は敵に横矢を浴びせる曲輪群を設けるなど、地形をいかした防御のためのプランがなされた箇所であり、高天神城跡

の特徴の一つである。しかし、現在、樹木が生い茂っているため、その様子が分かりにくくなっている。

これらのことから、三の丸ゾーンは、追手道を登りながら、防壁プランの様子がよく分かるように整備を行う。また、三の丸は南方面に見晴らしが良いまとまった広がりのある場であるので、見晴らしの良さをいかした来訪者憩いの場として整備を行う。

○西の丸ゾーン

西の丸は西峰の主郭であり、本丸と同様にその解明と復元が期待される箇所であるが、現在は高天神社の社殿、社務所が建っている。西の丸から続く西側には堀切を介して馬場がある。ここは見晴らしをいかした憩いの場として既に整備されており、犬戻り・猿戻りへと続いている。

これらのことから、西の丸ゾーンは現状の利用を基本として整備を行う。

○二の丸ゾーン

二の丸ゾーンに位置する堂の尾曲輪は高天神城跡の遺構群の中でも最も注目すべき箇所である。天正2年(1574)の攻防戦では武田方によって、中心郭群の中では最も早い段階に陥落しており、天正6年(1578)～9年(1581)の攻防戦に備えて、武田方は、当時の築城技術の最高水準を持って堂の尾曲輪を改修している。

このように大変注目すべき箇所ではあるが、現在、堂の尾曲輪には整備された観察路はなく、これらの遺構を簡単に見ることはできない。

これらのことから、二の丸ゾーンは高度な防壁プランの様子とそこから激しい合戦の様子が伝わるような場として整備を行う。

○西峰南尾根ゾーン

西の丸より南に伸びた尾根線に2つの堀切、東側斜面にいくつもの腰曲輪が見られる。水の手を確保する目的があったと考えられる。現在、整備された観察路はなく、これらの遺構を簡単に見ることはできない。また、尾根であるため本来見晴らしの良い場所であるが、樹木が生い茂り視界は良くない。

これらのことから、西峰南尾根ゾーンは、見晴らしをいかしつつ、遺構群を観察できる場として整備を行う。

○井戸曲輪ゾーン

井戸曲輪は西峰と東峰を結ぶ鞍部に位置し、西寄りやかな井戸と呼ばれる井戸がある。また、井戸曲輪の南側斜面にはいくつかの小曲輪が存在する。

現在このゾーンには、神社の鳥居や東峰と西峰の間とあって、四阿、トイレ、サイン、水飲場などが設置されている。

これらのことから、井戸曲輪ゾーンは、東西峰の間部にある遺構を観察できる場として、また来訪者への便益に供する場として整備を行う。

○搦手ゾーン

搦手道は周りを崖に囲まれ、天然の要害地であることが良く分かる登城路である。神社の参道として良く整備されており、途中に三ヶ月井戸がある。浅野文庫『諸国古城之図』『遠江高天神』では井戸や谷部を仕切る土塁ラインが描かれており、防御遺構の解明が期待される。

倒木の可能性が高い樹木が搦手道脇に数本みられ、これによって三ヶ月井戸も崩壊の危険があり、対応が求められる。

これらのことから、搦手ゾーンは倒木の危険を取り除き、天然の要害地であることが分かる登城路として整備を行う。

○追手エントランスゾーン／搦手エントランスゾーン

追手道、搦手道の入り口付近、現在駐車場が整備されているあたりは、来訪者への便益や情報提供に供する場として整備を行う。

②高天神城跡周辺エリア

整備イメージ

山城としての景観を作り上げている周辺部を含めて景観を保全する
さらに周辺部では城跡の雰囲気を守り、いかした景観形成を図る

高天神城跡は、山城である。史跡範囲だけではなく、山裾や尾根などその周囲と一体となって山城としての景観を作り上げている。また、高天神城跡から眺められる範囲、高天神城跡を望む範囲では、城跡の雰囲気を持った良好な景観が望まれる。周囲には現在、高層建築などないが、周辺の開発などに伴い、今後、良好な景観の破壊が危惧される。

これらのことから、高天神城跡周辺エリアでは、山城としての景観を保全するとともに、その周辺部では、城跡の雰囲気を守り、これをいかした景観形成を図る。

③関連史跡エリア

整備イメージ

貴重な史跡を守り、来訪者憩いの場とする

大岩をはじめとする高天神城跡に関連する史跡の中には、既に一部取り壊されてしまったものもある。関連史跡ゾーンでは、貴重な史跡を守り、来訪者憩いの場としての活用を図る。

2. 環境整備構想

(1) 遺構整備

地形	◦天然の要害地にある山城の眺望の良さや崖地などの特徴を見せる
遺構	◦遺構を保全し、特徴を分かりやすくする ◦遺構を復元する場合は十分な調査と正確な復元を行う ◦城跡と直接関係のないものは基本的に撤去する

①地形

高天神城跡は、敵の動きを察知する眺望にすぐれ、敵の行く手を阻む崖が存在する天然の要害地にある城である。現在は樹木がうっそうと繁っており、眺望や崖の存在が分かりにくい状態となっている。このため、山城の特徴である眺望の良さや崖地などの特徴を見せるような整備を行う。

②遺構

高天神城跡には土塁や堀など多くの遺構が存在するが、長年の風雨により表土が流出するなど浸食を受けている。また樹木が密生し遺構の存在が分かりにくく、倒木などによる崩壊の危険にさらされている。このため、遺構の保全と遺構であることが分かるような整備を行う。

特に興味深い遺構については、できるだけ正確な復元をめざす。この場合、十分な調査を行い、遺構の形状、構法、素材等を確認した後、復元を検討する。完全に当初の形で復元できない場合、やむなく他の材料、工法を使う場合、後世で手を入れたことが分かるようにしておく。

現在城跡内に城跡と直接関係のないものも多く存在するが、高天神社に關係する建造物や構築物、便益的なものを除き、基本的に撤去する。

(2) 動線整備

◦当時の道をできるだけ利用し、安全、快適に遺構を観察できるようにする

現在、高天神社への参道を中心に園路が設けられているため、一部遺構へのルートがなく、保存状態の良い遺構などが観察できない状態となっている。また、舗装されている箇所もあるが、多くの箇所では表土が流出し、歩きにくい状態である。

そこで、園路については高天神城跡の遺構を観察できるよう、出来るだけ当時の道を利用して設置する。園路は一般用と研究用を設け、崖地など危険な箇所は一般見学者の立入を禁止し、研究用園路のみとする。一般用は幅広い利用者を想定した上で、歩きやすく、安全性の高いものとし、かつ、遺構調査結果を踏まえた史跡にふさわしいものとして整備を行う。

安全性に配慮して柵や手摺りを設けるが、必要最低限にとどめる。
見学ルートを設定し、ルートを歩くことによって歴史や城の構造、築城技術等が理解できるようにする。

(3) 情報系整備

○サイン、インフォメーション、ガイドマップによる体系的な情報提供を行う

現在、情報系の施設としてサインが整備されているが、わかりやすさ、状態、今後の遺構整備への対応を考えると、来訪者への情報提供としては不十分であると思われる。

サインなどの設置の目的は、来訪者に対し、史跡の理解を助けることと、園路や便益施設の位置などを案内すること、行動を規制することなどがある。ここでは、この目的に対し、城跡内のサインだけでなく、インフォメーション施設やガイドマップなども取り入れた体系的な情報提供を行う。

来訪者に対し、入城時に、高天神城跡の歴史や縄張りなどの概要をインフォメーションで伝え、城跡内では、体系的なサインによって遺構の解説や道案内を行う。また、ガイドマップによってこれらを補足し、野鳥や植物などの自然といった史跡以外の情報も提供する。

サインの最終的な内容、設置場所は、遺構調査結果を踏まえたものとし、形状、材質等のデザインは現場にふさわしいものを考える。ガイドマップとの連携を図り、サインの設置は必要最低限にとどめる。

また、城跡内だけでなく、各手段（徒歩、公共交通機関、車）、各方面からの来訪者が史跡に難なくたどり着けるよう、情報システムの構築を図ったり、サインやガイドマップにより関連史跡とのネットワーク化を図る。

(4) 施設整備

- | | |
|-------|--|
| 便益施設 | ○子供から高齢者まで幅広い利用者の多様な利用を想定する
○設置に当たっては遺構の保全を第一に考える |
| 給排水施設 | ○地形や遺構を保全する排水施設の充実を図る |
| 電気施設 | ○来訪者が安全に下山できる必要最小限の設備とする |

①便益施設

高天神城跡の整備が進めば、利用者が増加するとともに、幅広い年齢層が訪れ、史跡観察のみならず、自然観察、散策など多様な利用がなされることとなり、現在の便益施設では不足すると考えられる。このため、幅広い利用者と多様な利用に対応した便益施設の充実が望まれる。

しかしながら、史跡内に史跡と関係ないものを設置することは望ましいことではない。そこで、トイレや四阿などの大型の便益施設の設置にあたっては、既存のも

ので対応できないか、既存のものでも遺構との関係上適当か、史跡外となる史跡入り口付近で対応できないかなど検討する。やむを得ず史跡内に設置するにあたっては、遺構等を壊さない様配慮する。また、史跡内外に関わらず、景観上からも形状や色、設置場所等を検討する。

ベンチなど小型のものは安全性、快適性、機能性、管理のしやすさ等に配慮し、設置に当たっては、景観に配慮しつつ場所、種類、材質、形態、数量等を検討する。

また、将来、観光バスなどによる来訪者の利用を考えると、一方の登城口から登り、もう一方に下山するには両登城口に観光バスが駐車できる駐車場が整備されている必要がある。現在、城跡東を通る幹線道路が計画されているが、将来この具体化に伴い、造手門側での観光バスなどが駐車できる駐車場の整備を検討する。

②給排水施設

給水施設は本丸北斜面より本丸に設置した高架水槽へポンプアップされ、そこから城跡内のトイレ、水飲み場、神社の施設などに給水している。現在のルートを基本に、増設する便益施設の位置や、散水設備の有無により給水能力や系統を改造する。城の主郭である本丸に設置されている高架水槽は、本丸整備の検討時に、周辺の曲輪などに設置替えできないかあわせて検討する。

高天神城跡は、長年の風雨により浸食を受け、崖崩れや表土流出が激しい。この原因の一つには、雨水の排水施設が不十分であることがあげられる。地形や遺構の保全のため、曲輪や圍路整備などと併せて排水施設を整える必要がある。

給水排水施設の設置に当たっては遺構等を壊さないよう、また史跡の雰囲気壊さないよう、設置場所、方式、材質、形態を検討する。城跡外への排水は、周辺への影響を考慮する。

③電気施設

高天神城跡の照明施設は、日没後の利用を想定したものではなく、来訪者が日没後に安全に下山できるよう、誘導灯としての役割を持ったものとする。また、現在照明のないトイレなどへの引き込みを行う。

配線や照明柱は城跡の雰囲気を壊さないようできるだけ目立たないものとする。

また、将来、建築物などを復元した場合は、内部に照明を設置する必要があるか、ライトアップを行うか、照明以外に電気設備を設置するかなどを検討する。

(5) 修景整備

- 地形の保全のため、樹木の管理を行う
- 四季折々の変化を楽しめるよう演出する

高天神城跡はウバメガシなどの常緑広葉樹に多くが覆われ、薄暗い林床には地形を安定させる下草が繁っておらず、急斜面などは崩れやすくなっている。また、斜面際の大木が倒れることによって度重なる斜面の崩壊が発生している。このため斜面の崩壊の予防策を講じるなど地形保全を行う。地形保全は樹林の管理によって行うことが望ましい。やむを得ず手を加える場合、城跡の雰囲気を変えないよう、材料、工法に配慮する。

現在、城跡内には、ウメ、ヤマザクラ、カエデなどが散在し、四季折々の変化を楽しむことができる。また、大東町第三次総合整備計画の緑化推進計画では、三山づくり事業として、高天神城跡にはウメを植栽するとしている。

そこで、史跡としての整備・活用を妨げない範囲で、より四季の変化を楽しめるような整備を行う。

(6) 景観

- 良好な環境を維持するため、条例化などを考える

史跡の良好な環境を維持するため、史跡周辺の公共施設や民間施設を対象に、景観の保全や誘導を図る必要がある。その方法として、土地所有者の了解を得て、史跡を中心とした地域指定とルールを条例として定めることなどが考えられる。

(7) 関連史跡等

- 可能な限り保全し、来訪者憩いの場として活用する
- 情報整備によるネットワーク化を図る

六管をはじめとする関連史跡については、可能な限り保全し、来訪者憩いの場として活用する。また、大東町周辺の中世の城郭なども含め、情報整備によるネットワーク化を図る。

第3節 整備の進め方

1. 整備スケジュール

- 整備に際して、発掘調査など十分な遺構確認調査を行う
- 発掘調査は整備効果の高い箇所から進める
- 地形保全はできるだけ早く対処し、必要な箇所には応急処置を施す
- 遺構があるにもかかわらず、指定から外れている部分は早急に追加指定を行う
- 園路やサインの整備は各ゾーンの整備時に行い、必要があれば暫定整備を行う
- 高天神城跡の周辺環境を維持する手だてをできるだけ早く実施する
- 関連史跡の調査や保全・活用の検討を高天神城跡の整備に引き続き行う

①遺構の調査・整備

整備を実施するにあたり、事前の遺構確認調査をせずに行うことは、極めて危険であり、史実に基づかない誤った知識を与えることにもなりかねない。したがって、地表面の遺構観察を経て、次に遺構確認のための発掘調査が必要となってくる。発掘調査とともに古文書などの文献の調査も必要不可欠である。

発掘調査は整備効果の高い箇所、すなわち築城技術の凝縮された箇所から順次進めて行くこととする。

発掘調査や文献資料などによって得られた様々な資料を研究し、考察した中で、その遺構の状況に合った、より良い復元や保全方法を検討し、設計・施工する。

発掘調査や整備にともなう樹木の伐採については、所有者等の了解を得て行うこととする。

②地形の保全

史跡内には浸食により崩壊の危険が高い箇所がある。この様な箇所では、将来整備を行うことを前提として、応急処置が必要である。なお、大規模な修理が必要な場合は、事前に確認調査を行うこととする。

倒木の可能性の高い樹木などは早急に対処し、樹林の管理もできるだけ早く行うようにする。

排水溝など雨水処理に関わる整備は基本的に園路整備にあわせる。

③追加指定

高天神城の遺構がすべて国指定史跡として網羅されているのではなく、遺構があるにもかかわらず指定から外れている部分があり、これは縄強図からも明らかである。これらの地域のほとんどが、現在、私有地であることから、将来、開発等の可

能性があり、この部分が削平されると城跡の全容が不明確となり史跡としての正確さを欠いてしまう。また、来訪者に誤った知識を与えることにもなりかねない。したがって、早急に地権者の合意を得、追加指定を行う。

また、今後の発掘調査や研究などで、縄張図にあらわれなかった新たな遺構が発見された場合においても追加指定を行う。

追加指定後は土地の公有化を図る。

④動線などの整備

園路は各ゾーンの整備にあわせ、遺構確認調査を経て整備する。ただし、園路の状態が非常に悪い箇所などは暫定整備を行う。

サインについても発掘調査の結果を踏まえ、各ゾーンの整備にあわせ設置するが、主要な遺構については、来訪者の便宜を図るため暫定整備を行う。

また、発掘調査等の成果がある程度得られる時期に、インフォメーション施設を整備する。

ベンチの設置やトイレへの電気の引き込みなども早急に対処したい。

⑤景観施策

史跡及び関連史跡の景観調査を実施し、特性を把握した上で、良好な景観を維持するための手だてを検討する。土地所有者、地域住民の了解を得て、条例等を設置することなどが考えられる。周辺の開発も進んでおり、早い時期での対処が望ましい。

⑥関連史跡等

高天神城跡の整備に引き続き六誓など関連史跡の調査を行い、保全や活用について検討する。

2. 事業手法

- 国・県の補助事業費を柱に整備を進める
- 地域参加を図りつつ整備を進める

整備を進めて行くにあたっては、文化庁の補助事業費を柱に、その他の事業費を有効に組み合わせて導入する。その際、事業費の性格によって史跡整備が左右されない様、充分注意して計画を立て事業に望む。

また、発掘調査や整備はできるだけ地域住民の参加を図りながら進める。また、庁内の関係各課の連絡調整も密に行いながら進める。

第4節 管理運営方針

- PRや学習のための施策を行い、史跡の活用を図る
- 地域の積極的な参加による管理運営を行う

①管理運営

史跡の保全と、来訪者に気持ちよく史跡を利用してもらうために、遺構や施設、樹木の管理や清掃などを行う。

また、周辺市町村も含めた歴史文化財とのネットワークを図る紹介マップやPRビデオの作成、見学会・学習会の実施等、様々なPRや学習のための施策を行い、史跡の活用を図る。

②管理運営の体制

現在、高天神城跡の維持・管理やPR・啓蒙活動は、すでに述べたように地域住民の協力を得て行っている。今後も史跡を継続的に管理・運営し、地域のシンボルとしていくためには、ボランティアなど地域住民の積極的な参加が必要不可欠と考えられる。周辺の関連文化財を含めた調査・研究に対しても、同様である。

また、このためには、史跡の保存・整備とともに、それを守り、継承していく人材を地域で育成していくことも重要である。

第4章 基本整備計画

第1節 整備計画

1. 遺構整備計画

- 本丸ゾーン
天然の要害地にある城とその主郭の様子を伝える場
山頂からの見晴らしをいかした憩いの場
▼
山城の特徴である眺望の良さを確保と、崖を見せる主郭の遺構を復元し、関係ないものを取り除く
- 三の丸ゾーン
地形をいかした防御プランを実感できる登城路・曲輪
見晴らしをいかした憩いの場
▼
追手道を守る仕組みが良く分かるよう復元する
山城の特徴である眺望の良さを確保する
- 西の丸ゾーン
現状の利用を基本とする
▼
遺構の保全と眺望の良さを確保する
- 二の丸ゾーン
高度な防御プランと激しい合戦の様子を伝える場
▼
武田方の防御の仕組みが良く分かるよう復元する
- 西峰南尾根ゾーン
尾根上から見晴らしをいかした、遺構観察の場
▼
遺構を保全、分かりやすくし、眺望の良さを確保する
- 井戸曲輪ゾーン
東西峰をつなぐ遺構観察の場と来訪者への便益に供する場
▼
遺構を保全し、分かりやすくする
- 搦手ゾーン
天然の要害地を実感できる登城路
▼
搦手道より崖の存在がよく分かるようにする

上段：ゾーンの整備イメージ 【第3章 第2節 1-(2)ゾーン別整備構想】

下段：ゾーンの遺構整備イメージ

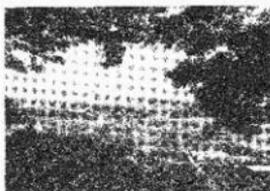
地形については、天然の要害地にある山城の眺望の良さや崖地などの特徴を見せるため、視界を遮っている樹木や崖地を覆っている樹木の枝打ちや間伐を行う。

次に遺構のうちの曲輪（平場部分）であるが、その存在を分かりやすくするため曲輪内や周辺の樹木を間伐する。復元を目指す曲輪では、強めに間伐し、表土流出箇所は、往時の地盤面を再現するとともに、地被植物で透水性を確保しつつ表面を保護する。

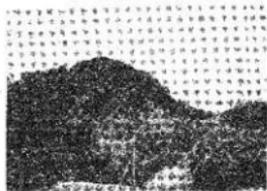
遺構のうちの土塁や堀は、その存在や形状を分かりやすくするため樹木を伐採する。しかし完全に伐採すると法面などの環境が変化する恐れがあるので、枯損木などの危険性のある樹木を中心に間伐や低木類の伐採を行う。復元を目指す部分は、往時の形状を再現し、場合によっては地被植物で表面を保護する。

なお、最終的な復元・保全の判断や復元する方法は発掘調査結果を踏まえて行う。

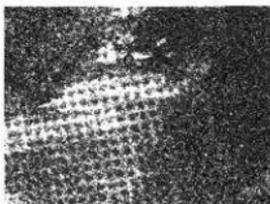
建築物などについては、発掘調査結果などをもとに将来検討する。現在ある柱穴や今後発見される柱穴は、検討が行われている間、埋め戻しや植生管理を行うことにより保護し、解説や注意を促す表示を行う。



高天神城跡からの眺望（本丸）



崖地（本丸東斜面）



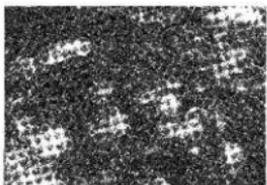
表土の流出した曲輪（御前曲輪）



スギ・ヒノキが茂る曲輪（腰曲輪）



崩壊しつつある土塁（本丸）



柱穴（的場曲輪南）

○本丸ゾーン

天然の要害地にある城であることが分かるよう、眺望を確保し、崖地の存在を明確にする整備を行う。また主郭としての様子を伝えるため、土塁などの遺構は復元を目指し、後世に築造されたものなどは取り除く。

○現状と課題

本丸、御前曲輪

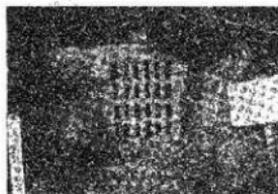
- ・表土の流出が激しく、地盤高の回復や柱穴の保全が課題。
- ・東方面への眺望の良いところだが、樹木により視界が遮られている。
- ・西側には土塁が巡っているが、崩壊が進んでいる。
- ・模擬天守閣の土台や高架水槽がある。
- ・貴重な松化石が存在するが露出しており保全が望まれる。

的場曲輪、腰曲輪など

- ・植林されたスギ、ヒノキにより曲輪の存在が分かりづらい。
- ・的場曲輪には土塁があるが、崩壊が進んでいる。
- ・東や北斜面の崖地は要害地の特徴であるが、樹木に覆われ、確認しづらい。
- ・大河内石窟の柵のデザインに配慮が必要。
- ・的場曲輪南に木戸のものと思われる柱穴があるが、崩壊の危険がある。



本丸全景



大河内石窟

○整備方向 (図18・19参照)

本丸、御前曲輪

- ・客土により地盤高を回復し、芝などで透水性を確保しつつ表面を保護する。
- ・東方面への眺望を確保するため樹木の枝払い、間伐を行う。
- ・西側の土塁を復元する。
- ・模擬天守閣の土台を撤去する。高架水槽は移設できないか検討する。
- ・松化石を保全しつつ、観察できるよう工夫する。

的場曲輪、腰曲輪など

- ・土塁を復元、スギ、ヒノキを間伐し、曲輪であることが分かるようにする。
- ・東や北斜面の樹木を間伐し、崖地が史跡周辺から確認できるようにする。
- ・大河内石窟はデザインに配慮した柵に変更する。
- ・木戸柱穴に表示をし、注意を促す。

○三の丸ゾーン

地形をいかした追手道を防御する仕組みがよく分かるよう、土塁などの復元や曲輪と追手道の関係を確認できるような整備を行う。また、山城の特徴としての見晴らしの良さを確保する。

○現状と課題

三の丸

- ・一部表土が流出しており、地盤高の回復が課題である。
- ・曲輪内にツツジなど低木が植樹されており、曲輪内の見通しが悪い。
- ・周辺部には土塁が巡っているが、崩壊が進んでいる。
- ・外周に樹木が密生し、眺望が遮られ、追手道との関係が分かりづらい。

帯曲輪、看台櫓、伊賀曲輪、池曲輪など

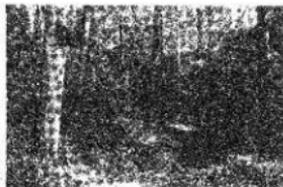
- ・植林されたスギ、ヒノキにより曲輪の存在が分かりづらい。
- ・追手道や三の丸との関係が分かりづらい。

その他

- ・北や南斜面の崖地は天然の要害地の特徴の一つであるが、樹木に覆われ、確認しづらい。



三の丸全景



看台櫓

○整備方向 (図18・19参照)

三の丸

- ・客土により地盤高を回復し、芝などで透水性を確保しつつ表面を保護する。
- ・周辺部の土塁を復元する。
- ・曲輪内の低木を伐採し、見通しを良くする。
- ・外周の樹木を間伐し、南方面への眺望の確保と三の丸と追手道との関係が分かるようにする。

帯曲輪、看台櫓、伊賀曲輪、池曲輪など

- ・曲輪内のスギ、ヒノキを間伐し、曲輪の存在が分かるようにする。
- ・追手道との関係が分かるよう、追手道と曲輪との間の樹木を間伐する。

その他

- ・北や南斜面の樹木を間伐し、崖地が史跡周辺から確認できるようにする。

○西の丸ゾーン

西の丸の西側には掘切や堀がいくつもあり、これらを保全する。また馬場は見晴らしのよいところであり、眺望を確保する。

○現状と課題

西の丸

- ・現在高天神社の社殿、社務所が建っている。
- ・北に土塁、馬場との間に堀切、塹壕があり、崩壊が進んでいる。

馬場

- ・南には眺望が確保されているが北側は樹木により視界が遮られている。



西の丸西側の掘切



馬場全景

○整備方向 (図18参照)

西の丸

- ・土塁、堀切、塹壕を保全する。

馬場

- ・南側と同様に、北側も眺望を確保するため樹木の枝払い、間伐を行う。

○二の丸ゾーン

武田方が、当時の築城技術の最高水準を持って改修した曲輪である。防御のための仕組みがよく分かるよう、土塁や堀の復元や堂の尾曲輪と西側の堀との関係など遺構相互の関係を確認できるような整備を行う。

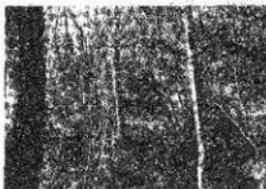
○現状と課題

堂の尾曲輪及びその周囲

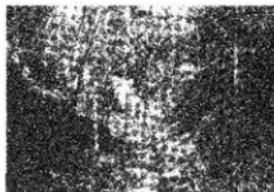
- ・堀切、横堀、塹堀、土塁など多数あるが、崩壊が進んでいる。
- ・樹木が茂っているため、遺構相互の関係が分かりづらい。
- ・北先端は、眺望の良いところであるが、樹木によって視界が遮られている。

二の丸、尾曲輪など

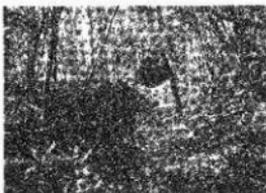
- ・植林されたスギ、ヒノキにより曲輪の存在が分かりづらい。
- ・東斜面の崖地は天然の要害地の特徴の一つであるが、樹木に覆われ、確認しづらい。



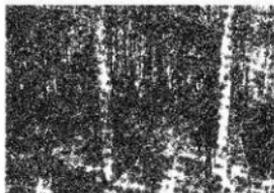
堂の尾曲輪全景



堀切



堂の尾曲輪西側の堀



二の丸全景

○整備方向 (図18・20参照)

堂の尾曲輪及びその周囲

- ・周囲の堀切、横堀、塹堀、土塁などを復元する。
- ・周囲の樹木を間伐し、遺構相互の関係が分かるようにする。
- ・北端から搦手方面への眺望を確保するため樹木の枝払い、間伐を行う。

二の丸、尾曲輪など

- ・曲輪内のスギ、ヒノキを間伐し、曲輪の存在が分かるようにする。
- ・東斜面の樹木を間伐し、崖地が搦手道などから確認できるようにする。

○西峰南尾根ゾーン

水の手を確保する遺構群を保全し、その様子が分かるようにする。また、尾根上の見晴らしの良さを確保する。

○現状と課題

- ・尾根上に掘切が二カ所、東斜面に小さな曲輪がいくつか存在する。樹木が茂り、分かりづらく、崩壊も進んでいる。
- ・尾根上は眺望の良い箇所だが、樹木が茂り、視界が遮られている。
- ・東斜面の崖地は天然の要害地の特徴の一つであるが、樹木に覆われ、確認しづらい。

○整備方向（図18参照）

- ・尾根上の眺望を確保するため、尾根周辺の樹木の枝払い、間伐を行う。
- ・掘切、曲輪を保全する。また曲輪とその周囲の中低木を伐採し、曲輪であることが尾根上から見て分かるようにする。
- ・東斜面の樹木を間伐し、崖地が追手道から確認できるようにする。

○井戸曲輪ゾーン

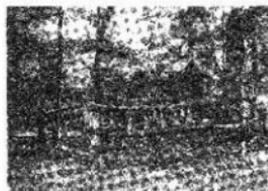
東西峰中間に位置する遺構群を保全し、様子が分かるようにする。

○現状と課題

- ・井戸曲輪では表土の流出が激しく、地盤高の回復が課題である。
- ・かな井戸と呼ばれる井戸が西寄りにある。保全状態は良い。
- ・南斜面の小曲輪群は、樹木が茂り、分かりづらく、崩壊も進んでいる。



井戸曲輪全景



かな井戸

○整備方向（図18参照）

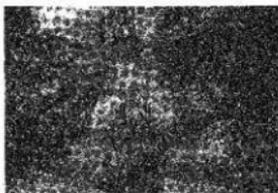
- ・客土により地盤高を回復し、芝などで透水性を確保しつつ表面を保護する。
- ・かな井戸を引き続き保全する。
- ・南斜面の小曲輪群を保全する。
- ・小曲輪群とその周囲の中低木を伐採し、曲輪の存在が分かるようにする。

○搦手ゾーン

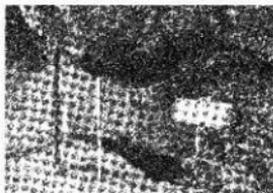
高天神城跡の特徴の一つである崖が良く確認できる登城路として整備する。また、崩壊の危険がある三ヶ月井戸を保全する。

○現状と課題

- ・天然の要害地である高天神城跡の特徴の一つである崖が周囲に存在する。
- ・途中三ヶ月井戸があるが、上部樹木の張り出しにより崩壊の危険がある。



搦手道と崖



三ヶ月井戸

○整備方向（図18参照）

- ・より崖地の存在が分かるよう、樹木を間伐する。
- ・三ヶ月井戸上部の樹木の枝払い、根周り補強により、井戸を保全する。

図18 遺構整備計画図

凡 例	
〈曲輪〉	
	復元 (客土)
	復元 (樹木の間伐)
	保全 (中低木伐採)
〈土塁〉	
	復元
	保全
〈堀〉	
	復元
	保全
〈井戸〉	
	保全
〈眺望〉	
	眺望の確保
〈崖〉	
	崖の明確化

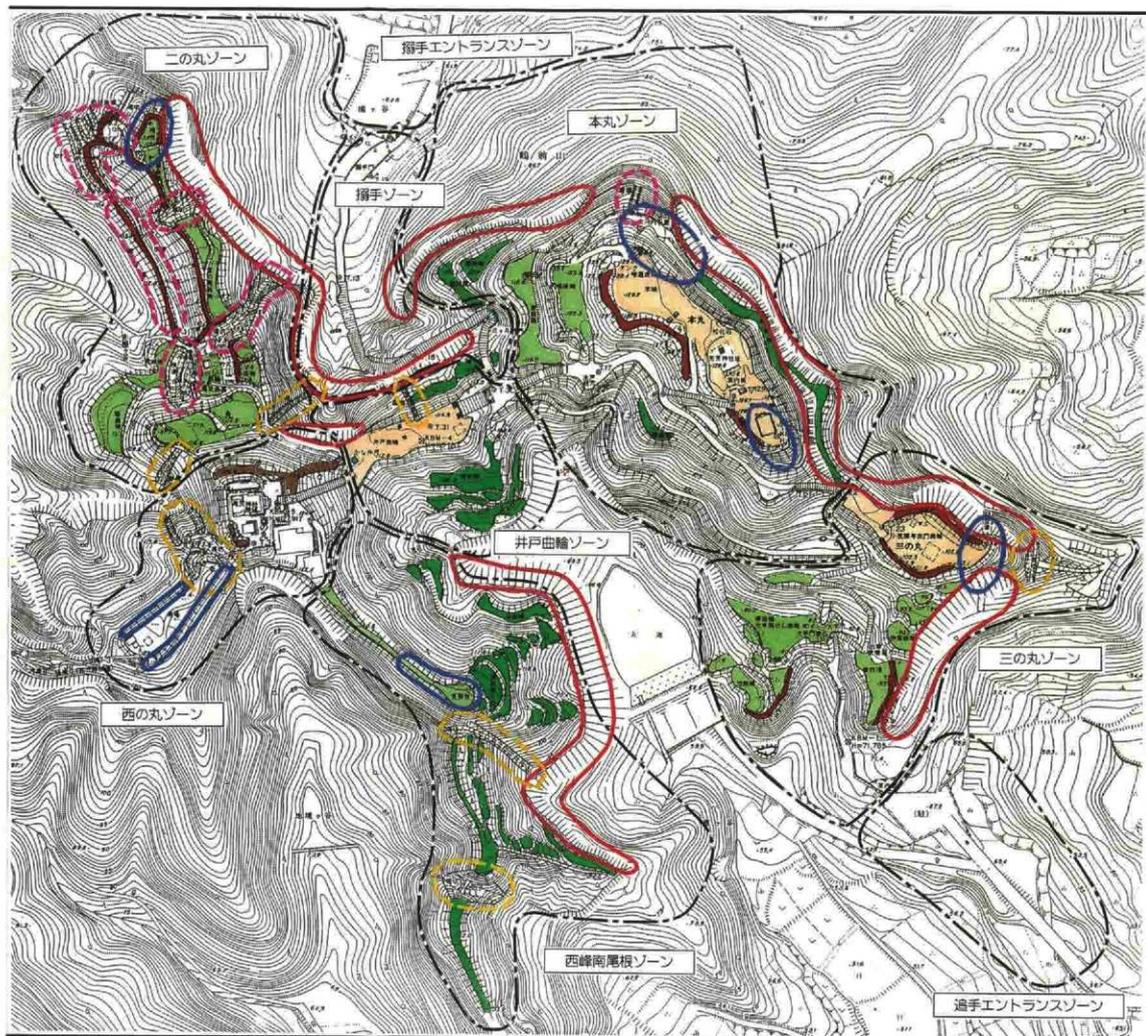
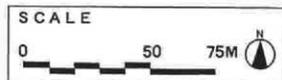


図19 本丸ゾーン・三の丸ゾーン遺構整備イメージ図

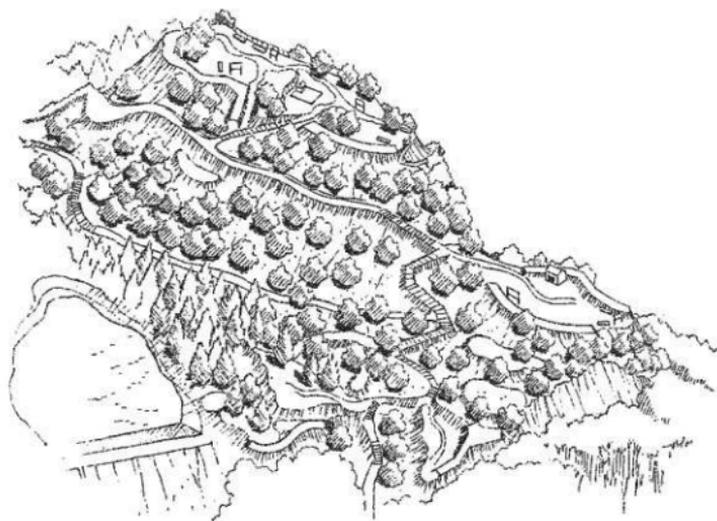
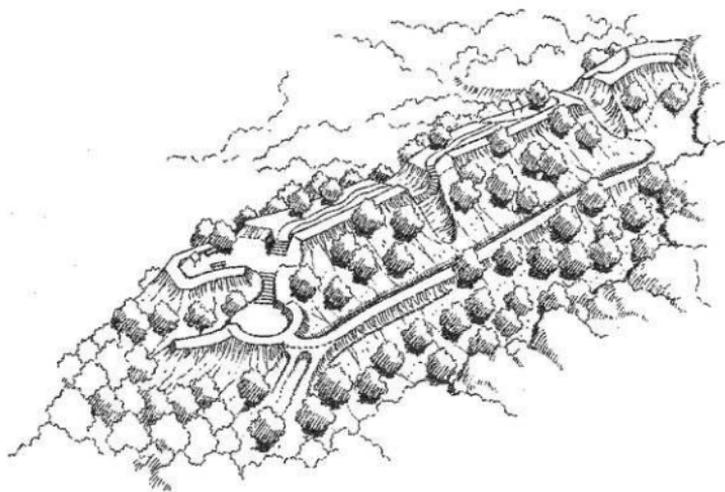


図20 二の丸ゾーン遺構整備イメージ図（堂の尾曲輪）



2. 動線整備計画

(1) 園路設定

- 当時の道をできるだけ利用し、安全、快適に遺構を観察できるよう整備する
〔第3章 第2節 2. 環境整備構想 (2) 動線整備〕



- 一般用園路 既存園路を基本に、西峰の北・南尾根へのルートを加える
- 研究用園路 主に急斜面の小曲輪を巡るルートを設定する

○現状と課題

- ・登城路には追手、搦手、赤根ヶ谷からの3ルートがある。追手道、搦手道は、高天神社への参道としても利用されている。
- ・西の丸に続く馬場からは、犬戻り・猿戻りと呼ばれる尾根道が西へ伸び、林の谷池に続くハイキングコースとなっている。
- ・登城路を除く園路には本丸、三の丸、西の丸、井戸曲輪の各曲輪内園路とこれらの曲輪を繋ぐ園路。追手道中頃から東西峰の鞍部を繋ぐ園路などがある。
- ・堂の尾曲輪や西峰南尾根などへの園路は整備されておらず、遺構を観察することができない。
- ・浅野文庫『諸国古城之図』『遠江高天神』（以下古図）と対照すると、本丸北東部からの登城路や大池厩辺の小曲輪を巡る城路、西峰の南尾根上の城路などが現在消滅していると推測される。（図21参照） また、的場曲輪から大河内石室への園路や本丸南西面下段の園路より東西尾根の鞍部に至る園路などが古図に描かれていないことから、新たに付け加えられたものであると推測される。

○園路設定（図22参照）

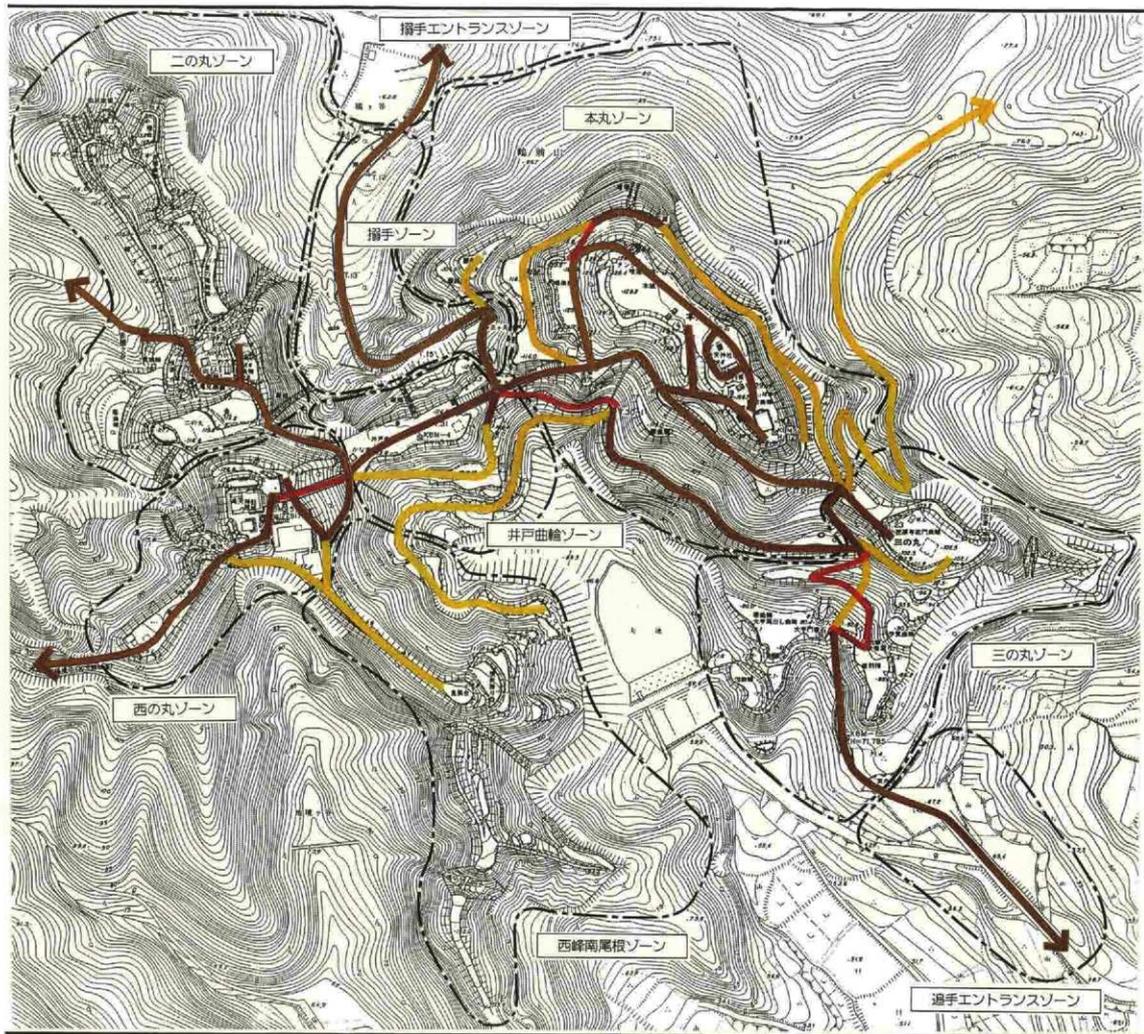
一般用園路

- ・既存園路。
- ・既存園路の脇にある曲輪（二の丸、的場曲輪、帯曲輪、着槽槽）への進入路。
- ・当時の築城技術の最高水準で改修された西峰北尾根の曲輪など。
- ・見晴らしの良い西峰南尾根。
- ・古図に見られない箇所は、サインなどによって後に付けられたものであることを来訪者に伝える。

研究用園路

- ・古図に見られる城路を基本とし、本丸東斜面、井戸曲輪～池曲輪～西峰南尾根、三の丸～伊賀曲輪～着槽槽の3ルートを設ける。

図21 旧城路と現況園路の相違図



凡 例

-  現在も園路として利用している城路
-  現在では確認できない城路
-  古図に見られない現園路

SCALE



図22 園路位置図

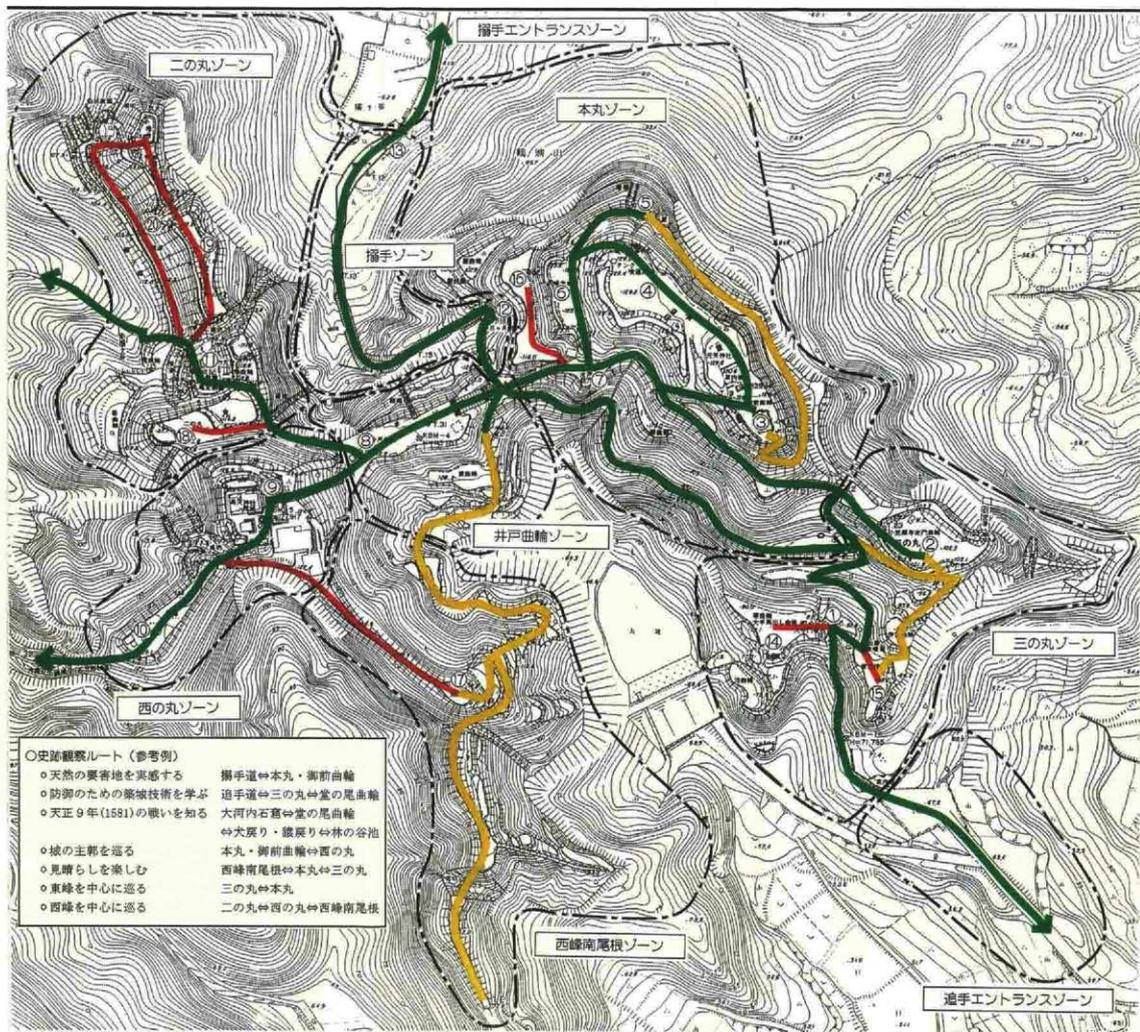
一般用園路により巡ることのできる遺構

- ① 追手門跡
- ② 三の丸、土塁
- ③ 御前曲輪
- ④ 本丸、土塁
- ⑤ 大河内源三郎正馬石牟跡、塹堀
- ⑥ 的場曲輪、土塁
- ⑦ 木戸柱穴跡
- ⑧ 井戸曲輪、かな井戸、塹堀
- ⑨ 西の丸
- ⑩ 馬場、犬戻り・猿戻り
- ⑪ 本間・丸尾兄弟の墓
- ⑫ 三ヶ月井戸
- ⑬ 堀手門跡
- ⑭ 帯曲輪
- ⑮ 着到櫓
- ⑯ 腰曲輪
- ⑰ 西峰南尾根
- ⑱ 二の丸
- ⑳ 堂の尾曲輪、掘切
- ㉑ 横堀

凡 例

-  一般用園路 (既存)
-  一般用園路 (新規)
-  研究用園路

SCALE



(2) 園路整備

- 当時の道をできるだけ利用し、安全、快適に遺構を観察できるよう整備する
〔第3章 第2節 2. 環境整備構想 (2) 動線整備〕



- 一般用園路 既存園路を補修し、雨水処理を施し、史跡の雰囲気にあった舗装を行う
幅広い利用者を想定して、必要な箇所に柵や手摺りを設ける
- 研究用園路 下草刈りによって、園路位置を示す

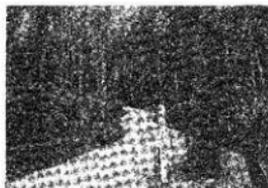
○現状と課題

一般用園路

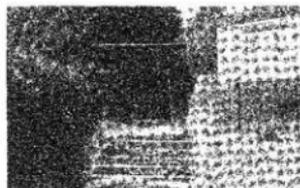
- ・搦手道は、入り口付近は砂利敷き、中頃からコンクリート製の階段となっている。
- ・井戸曲輪の東西はコンクリート製の階段となっている。
- ・その他の既存園路は舗装されておらず、階段部分は擬木で作られている。
- ・搦手道を除いて側溝はなく、雨水によって表土が削られ、木の根が露出するなど、歩きづらくなっている箇所もある。
- ・がけ地など危険な箇所には擬木（コンクリート製）の柵が設けてあるが、一部、危険と思われる箇所でも設置されていないところもある。また、柵が破損している箇所もある。
- ・高低差が非常に大きく、高齢者にとっては利用しづらいと思われる。
- ・新たに一般用園路として位置づけた部分の園路整備を行う必要がある。

研究用園路

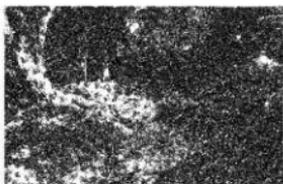
- ・当時の城路を基本として設定しているが、現在使用されていないため、道がどこにあるのか分からない状態である。



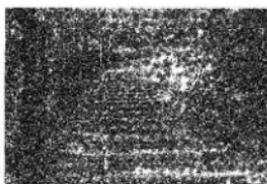
搦手道



追手道



木の根の露出箇所



擬木を利用した階段

○整備方向（図23参照）

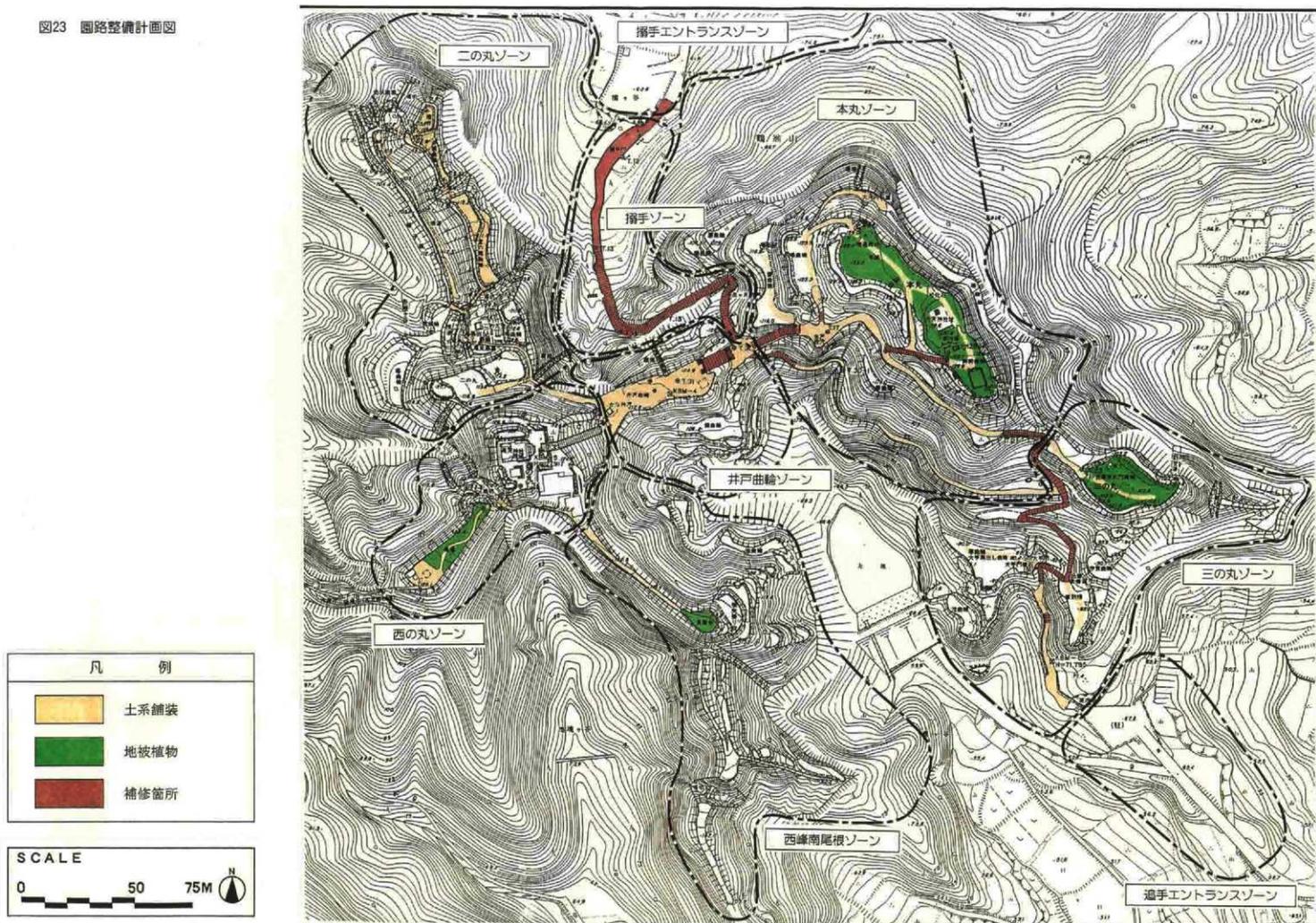
一般用園路

- ・新たなルートでは、樹木を伐採し、園路空間を確保する。
- ・表土が流出している部分は客土を行い、歩き易さの確保と木の根の保護を行う。
- ・園路山側に側溝を設け、雨水を集水し、谷へ誘導する。
→（「4. 施設整備計画(2)給排水施設」参照）
- ・園路舗装は土や砂利など史跡の雰囲気にあった透水性のある舗装を基本とする。
- ・必要と思われる箇所に柵を設置する。既存のものが使用できる場合は補修する。園路幅に余裕がある場合は、ツツジなど低木を植樹し、柵の代わりとする。
- ・急な登りなど、必要と思われる箇所に手摺りを設ける。

研究用園路

- ・古園に基づくおおよその位置の下草刈りを行い、園路を確認できるようにする。

図23 園路整備計画図



3. 情報系整備計画

- サイン、インフォメーション、ガイドマップによる体系的な情報提供を行う

[第3章 第2節 2. 環境整備構想 (3)情報系整備]



- インフォメーション 両登城口に設置し、城の概要を展示によって伝える
- サイン 図や写真を使った分かりやすいサインを設置する
木や石を素材とし、大きくなりすぎないようにデザインする
- ガイドマップ 城跡や自然に関する情報提供を行う

○現状と課題

総合案内板

- ・搦手門に2つ、追手門と東西峰鞍部にそれぞれ1つづつ設置されている。
- ・園路やトイレの表示が正確でないなど、不親切な部分が多い。
- ・搦手門の2つの案内は、ほぼ同じ内容である。

遺構解説サイン

- ・設置された時期に違いがあり、古いものが大半。壊れているものもある。
- ・図や写真がなく分かりづらい。
- ・東西峰鞍部に高天神城年表・城砦図を記した大型解説板が設置されている。

遺構名称サイン

- ・木製、柱状のものが設置されているが、倒れているものもある。
- ・遺構解説サインとともに設置されているものもあるが、必要ないと思われる。

誘導サイン

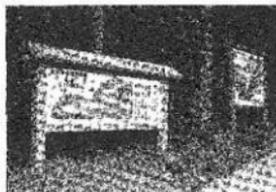
- ・木製のものが大半で、壊れているものもある。

眺望サイン

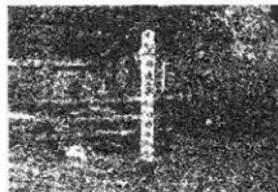
- ・馬場に、視対象の方向を示したものが設置されている。

その他

- ・危険個所での注意やマナーを呼びかけるサインが設置されている。



搦手門にある総合サイン



木製、柱状の遺構名称サイン

○整備方向（表4・5、図24参照）

インフォメーション

- ・新たに城郭全体に関わる情報提供を行うインフォメーション施設を設ける。
- ・展示スペースを設け、ガイドマップの配布、発掘調査による遺物の展示、城の歴史・縄張りを伝える展示（例 パネル、模型、ビデオ）を行う。
- ・施設は城跡の雰囲気にあったデザインとする。
- ・追手、搦手の両登城口にインフォメーション施設を設ける。

サイン

- ・サインの体系は総合案内サイン、遺構解説サイン、遺構名称サイン、誘導サイン、眺望サイン、行動規制サインの6種類とする。
- ・一般用園路との関係で、設置位置を考える。
- ・図や写真を利用した分かりやすいものとする。
- ・山城の雰囲気を壊さないよう、木や石（擬木、擬石含む）など、周囲の自然に調和する素材を使用する。
- ・サインは必要以上に目立つ必要はないため、周囲の景観を害さぬよう、大きくなりすぎないように注意する。
- ・地下遺構に影響を及ぼしかねない基礎の深いものは避ける。

ガイドマップ

- ・史跡の解説だけでなく、植物や野鳥など自然についても解説したガイドマップを作成し、インフォメーションで配布する。

表4 サイン種別整備計画表

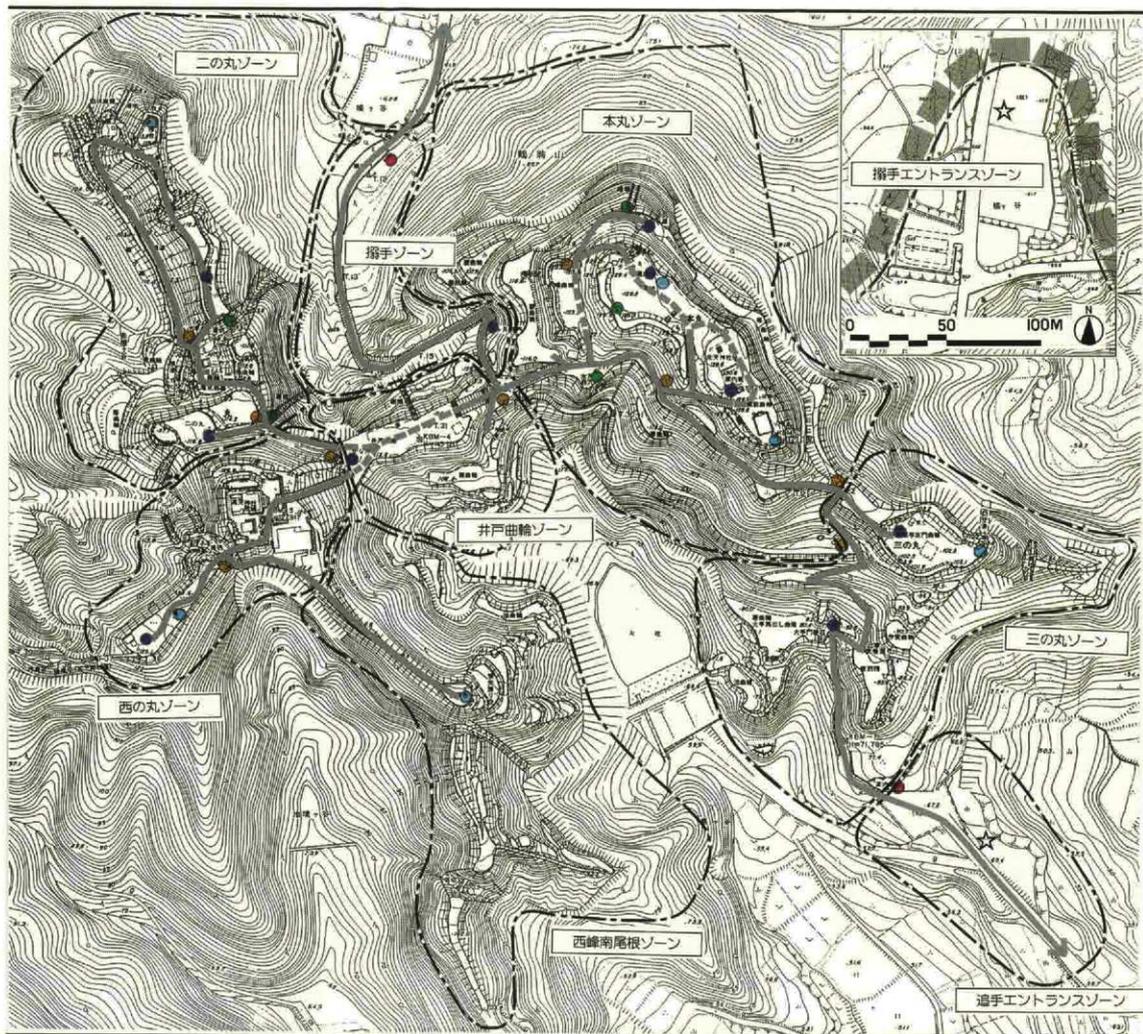
サイン種別	設置位置、表記内容	
総合案内板	設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡の出入り口付近 追手門、搦手門
	表記内容	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡の略図 園路、遺構（曲輪、土塁、堀など）、便益施設（駐車場、トイレ、インフォメーション、水場、休憩施設など） 神社関連施設、観察ルートと所要時間
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項 ・略図は位置関係を正確に記す ・追手門側は、駐車場正面の壁面の利用が考えられる
遺構解説サイン	設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・園路沿いの主な曲輪、門、いわれのある遺構など 本丸、御前曲輪、二の丸、三の丸、井戸曲輪（かな井戸）、馬場、堂の尾曲輪、大河内石窟、追手道（伝追手門礎石）、搦手門（三ヶ月井戸）
	表記内容	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の機能、名の由来など ・文と図・写真による遺構解説
遺構名称	設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・園路沿いの主な土塁、堀切、堅堀、柱穴
	表記内容	<ul style="list-style-type: none"> ・名称とごく簡単な解説
誘導サイン	設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・園路の分岐点
	表記内容	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構、便益施設などの方向・距離 ・簡単な地図を添付 ・観察ルートに関する情報
眺望サイン	設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・主な眺望点 本丸、三の丸、堂の尾曲輪、馬場
	表記内容	<ul style="list-style-type: none"> ・視対象の名称と方向 ・図で表現
行動規制サイン	設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、最小限設置
	表記内容	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち入り禁止など

表5 ソーン別サイン整備計画

峰	ゾーン	設置箇所	サイン種別	設置数	解説対象遺構
東峰	本丸	・本丸	遺構解説	1	本丸
			遺構名称	1	本丸土塁
			眺望	1	
		・御前曲輪	遺構解説	1	御前曲輪
				1	
		・その他	遺構名称	3	大河内石窟 堅堀 木戸柱穴
	誘導		3		
	三の丸	・三の丸 ・追手道	遺構解説	1	三の丸
			眺望	1	
			遺構解説	1	追手道、伝追手門
誘導			1		
西峰	二の丸	・二の丸 ・堂の尾曲輪	遺構解説	1	二の丸、 堂の尾曲輪
			遺構解説	1	堀切
			遺構名称	1	
		・その他	眺望	1	
			遺構名称	1	堅堀
			誘導	2	
	西の丸	・馬場	遺構解説	1	馬場
			眺望	1	
			誘導	1	
	西峰南尾根	・西峰南尾根先端	眺望	1	
中間部	井戸曲輪	・井戸曲輪 ・その他	遺構解説	1	井戸曲輪、かな井戸
			誘導	2	
中間部	搦手	・搦手門 ・搦手道	総合案内	1	
			遺構解説	1	搦手道、三ヶ月井戸
エントランス	追手エントランス	・駐車場北	総合案内	1	
ゾーン	搦手エントランス	—	—	—	

行動規制サインは適宜設置

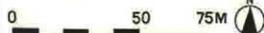
図24 サイン整備計画図



凡 例

- 総合案内サイン
- 遺構解説サイン
- 遺構名称サイン
- 誘導サイン
- 眺望サイン
- ☆ インフォメーション施設

SCALE



4. 施設整備計画

(1) 便益施設

- 子供から高齢者まで幅広い利用者の多様な利用を想定する
- 設置に当たっては遺構の保全を第一に考える

〔第3章 第2節 2. 環境整備構想 (4)施設整備〕



- 史跡内にトイレや四阿は増設せず、現在のものを補修して利用する
- 上り下りの多さを考えベンチを増設する。見晴らしの良いところにも設置する
- 両登城口に、連絡施設があり、飲料水などの販売を行う休憩所を設置する

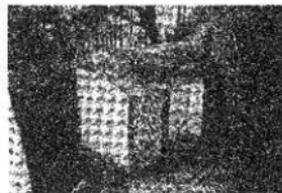
①トイレ

○現状と課題

- ・現在、使用できるトイレは両登城口（追手門側の駐車場横、搦手門側の駐車場内）と、三の丸内、東西峰鞍部南側にある4カ所である。
- ・両駐車場にあるものは鉄筋コンクリート製で規模も大きい。
- ・三の丸、東西峰鞍部南側のものは木造で規模は小さい。建物の維持状態はあまりよくなく、照明がないため、昼間でも暗く、利用しづらい。
- ・トイレは水洗で、浄化槽処理が行われおり、十分使用できるものである。



搦手側駐車場内トイレ



東西峰鞍部南側トイレ

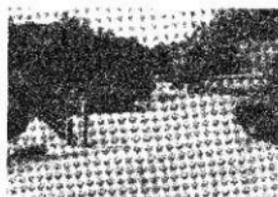
○整備方向（表6、図25参照）

- ・遺構保存の観点より、トイレの史跡内での増設は行わない。史跡の整備が進めば来訪者は増えるが、入城者に対して入城前のトイレ利用をサインなどによって促すことで対応する。
- ・三の丸と東西峰鞍部南側のトイレは補修（外装塗装）、照明を設置し、メンテナンスを徹底する。

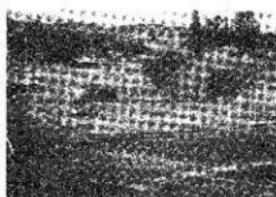
② 駐車場

○ 現状と課題

- ・ 追手門側と搦手門側のそれぞれに駐車場（舗装）が整備されている。
- ・ 搦手門側の駐車場は規模も大きく、観光バスなど大型車両の駐車も可能である。
- ・ 将来の観光バスなどによる来訪者の利用を考えると、一方の登城口から登り、もう一方に降りることができればより便利であり、両登城口に大型車両駐車可能な駐車場が整備されていることが望ましい。



追手門側駐車場



搦手門側駐車場

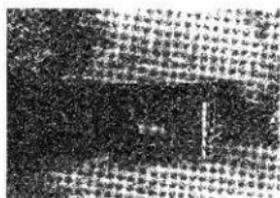
○ 整備方向（表6、図25参照）

- ・ 城跡東に計画されている幹線道路の具体化に伴い、追手門側でも観光バスなど大型車両が駐車できる駐車場の整備を検討する。

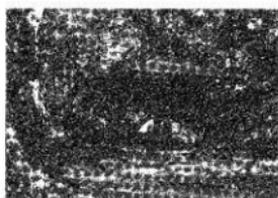
③ 休憩施設

○ 現状と課題

- ・ 三の丸と井戸曲輪、馬場に四阿がある。三の丸の四阿は大きく、曲輪の中央部にあるため遺構との関係に問題がある。
- ・ 本丸をはじめ、数カ所にベンチが設置されている。整備が進めば子供から高齢者まで幅広い年齢層の利用が想定されるが、高低差の割にベンチが少ない。
- ・ 本丸と三の丸、井戸曲輪、西の丸に水飲湯が設置されている。
- ・ 電話などの連絡施設や飲み物のサービスが現在ない。来訪者にとっては望まれる施設である。



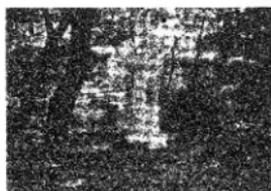
三の丸の四阿



井戸曲輪の四阿



馬場の四阿



井戸曲輪の水飲場

○整備方向 (表6、図25参照)

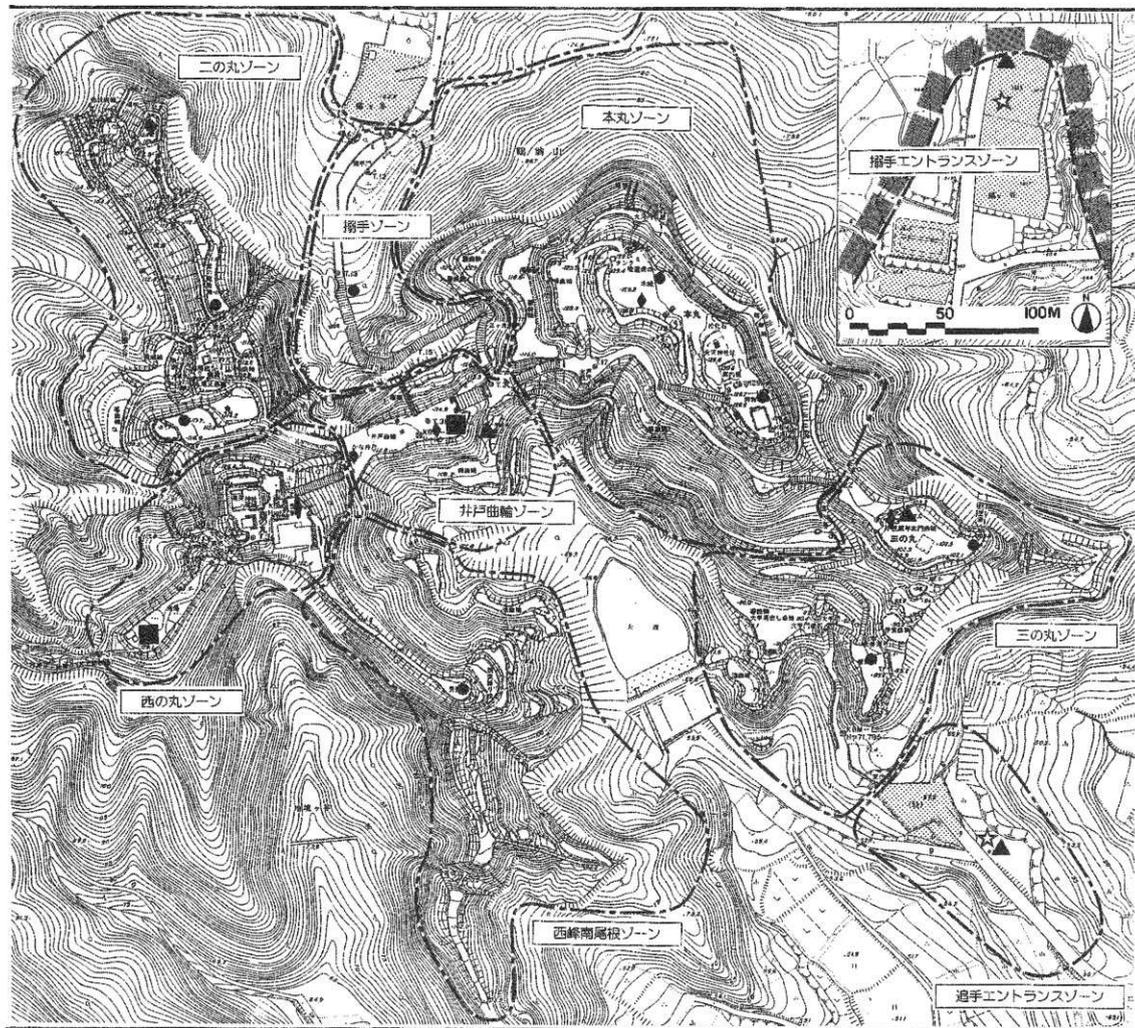
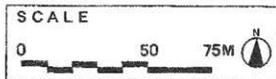
- ・遺構保存の観点より、深い基礎を必要とする四阿の増設はしない。
- ・三の丸の四阿は、発掘調査時に撤去し、調査結果を得て設置を検討する。
- ・眺望点にベンチを設置する。また、上り下りが激しいので、登城路や各曲輪にも設置する。木や藪木、石など、周囲の自然と調和する素材を使用する。
- ・水飲場は現在のものを維持し、利用する。
- ・インフォメーション施設と一体に、両登城口に電話、飲料水の自動販売機を備えた休憩所を設置する。地元の参加が可能な場合は、物販や飲食サービスの可能性を検討する。
- ・ゴミ箱は駐車場に設置し、下山後にゴミを捨てるよう来訪者に促す。

表6 便益施設整備計画表

峰	ゾーン	箇所	整備内容
東峰	本丸	・本丸、御前曲輪	・眺望点へのベンチの設置 ・水飲場の維持
	三の丸	・三の丸 ・追手道	・トイレの補修、照明設置 ・四阿の撤去（発掘調査時） ・眺望点へのベンチの設置 ・水飲場の維持 ・ベンチの設置
西峰	二の丸	・二の丸 ・堂の尾曲輪	・ベンチの設置 ・眺望点などへのベンチの設置
	西の丸	・西の丸 ・馬場	・西の丸東斜面トイレ（使用不可能）の撤去 ・水飲場の維持 ・四阿の維持
	西峰南尾根	・西峰南尾根	・眺望点へのベンチの設置
中間部	井戸曲輪	・東西峰鞍部南側 ・井戸曲輪	・トイレの補修、照明設置 ・四阿の維持 ・水飲場の維持
	搦手	・搦手道	・ベンチの設置
エントランス	追手エントランス	・駐車場内	・休憩施設の設置（インフォメーション併設） ・駐車場整備の検討 ・トイレの維持 ・ゴミ箱の設置
	搦手エントランス	・駐車場東	・休憩施設の設置（インフォメーション併設） ・駐車場の維持 ・トイレの維持 ・ゴミ箱の設置

図25 便益施設整備計画図

凡 例	
	トイレ
	駐車場
	四阿
	ベンチ
	水飲場・手洗場
	休憩所



(2) 給排水施設

- 地形や遺構を保全する排水施設の充実を図る

〔第3章 第2節 2. 環境整備構想 (4)施設整備〕



- 給水 給水管露出箇所などを補修し、現在の系統を維持する
- 排水 主要な曲輪や園路に側溝を設け、雨水を谷へ導く

①給水施設

○現状と課題

- ・現在、山の北斜面より、本丸に設置した高架水槽に水を汲み上げている。
- ・高架水槽からは、本丸南側で三の丸方面、西の丸方面へと分岐し、園路に埋設した配管にてトイレ、水飲場へ給水している。
- ・園路の表土流出により、所々で給水管が露出しており、埋め戻しが必要。
- ・高架水槽は、城の主郭である本丸に設置されており、遺構との関係に問題がある。

○整備方向 (図26参照)

- ・トイレや水飲場、散水栓などの増設はしないので、現状を維持する。
- ・給水管は園路整備の際、状態を確認し、必要があれば補修し、露出している箇所は埋め戻す。
- ・本丸の高架水槽は、本丸整備検討時に移設できないか検討する。

②排水施設

○現状と課題

- ・雨水排水の施設は搦手道両脇の側溝と、本丸、井戸曲輪の南斜面にコルゲート管排水路がある程度で、雨水の多くは表土を削りながら流下している。
- ・雨水を誘導、浸透させ、余りを谷へ導く必要がある。
- ・山全体の保水力を高めて、一度に雨水が流れないような配慮も必要である。

○整備方向 (図27参照)

- ・雨水は主要な曲輪や園路に側溝を設け、浸透性のある集水桝を経て、余りを排水路によって谷へ導く。
- ・園路では基本的に山側に側溝を設け、山から自然に流下してくる雨水と、園路(山側へ水勾配を設ける)の雨水を受ける。
- ・曲輪や園路、法面の保水力の向上を図る。
→(「1. 遺構整備計画」「2. 動線整備計画」「5. 修景整備計画」参照)
- ・デザインは史跡の雰囲気を変えないよう石材などの自然素材や掘木を使用したりすることが考えられる。ただし、昔からあったものと誤解されないよう注意する。

(3) 電気施設

- 来訪者が安全に下山できる必要最小限の設備とする

[第3章 第2節 2. 環境整備構想 (4)施設整備]



- 既に主要な園路に照明が設置されているため、園路照明の増設は行わない

○ 現状と課題

- ・ 園路に沿って、照明柱が約30mおきに設置されている。
- ・ 配電のルートは、搦手道より東西峰鞍部で分岐し、一方は西の丸に至り、一方は本丸、三の丸を経て追手門に至っている。両登城口から、山上の主要な遺構まで照明が設置されている。
- ・ 山上のトイレに照明がなく、利用しづらい。

○ 整備方向 (図28参照)

- ・ 新たに園路整備される部分もあるが、城跡の雰囲気や遺構の保全などを考慮すると、既に主要な園路には照明が設置されているため、これ以上の増設は行わない。
- ・ トイレに配電し、照明を設置する。
- ・ ケーブルは現在架線であるが、園路下を利用した地中埋設も考えられる。

図26 給水系統図

凡 例	
	給水管
	給水タンク
	トイレ
	浄化槽
	水取場・手洗場

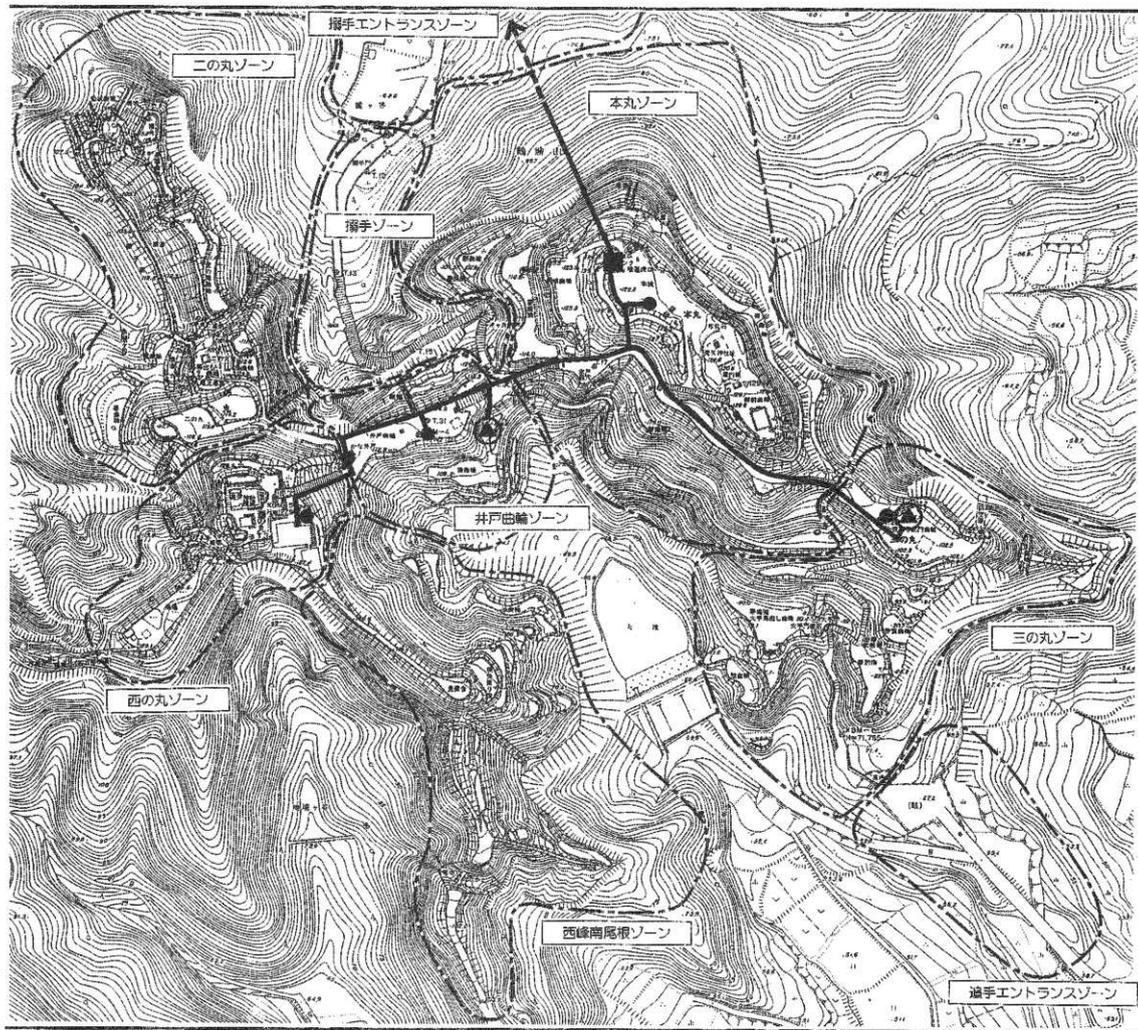
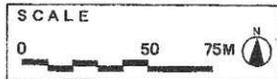
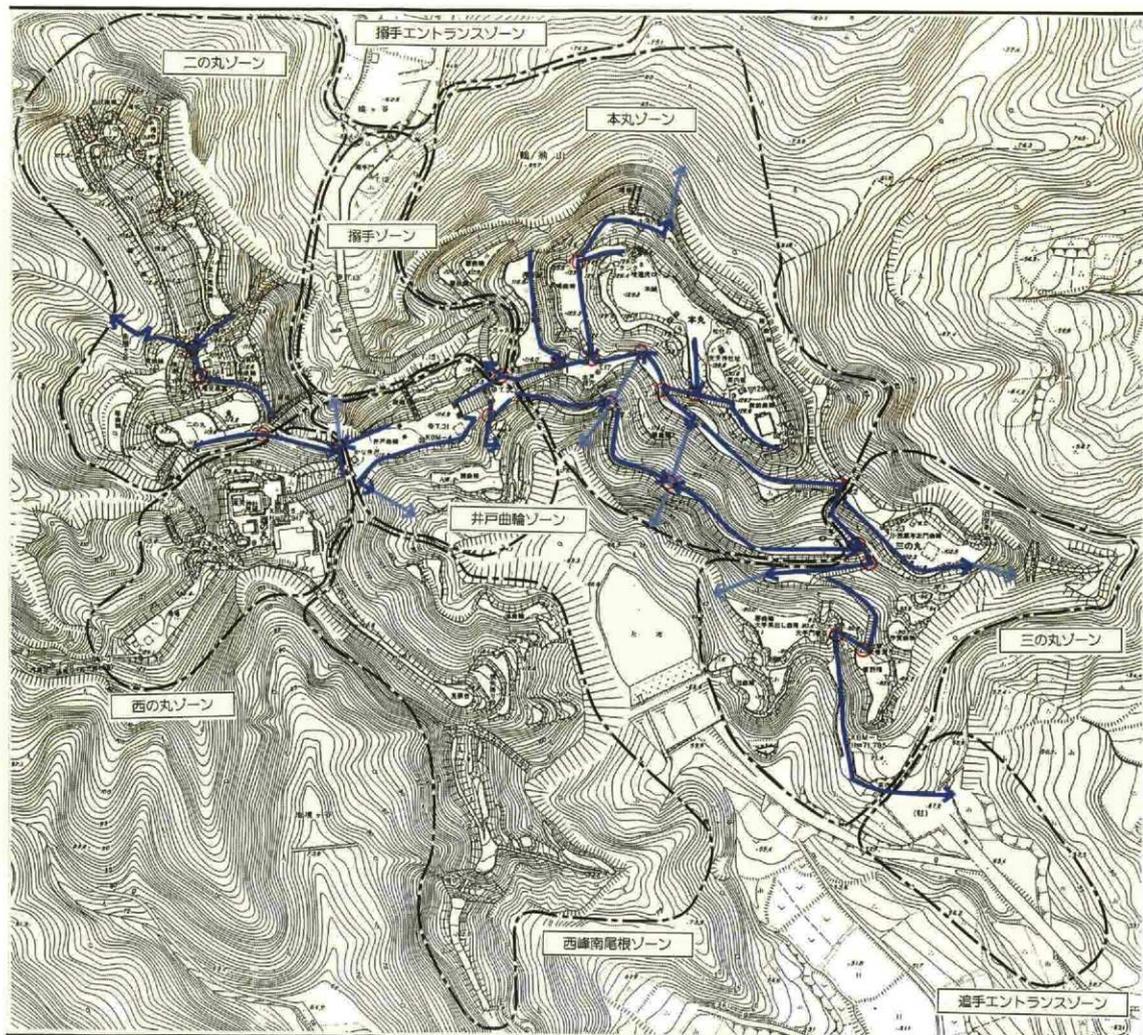


図27 排水系統図



凡 例	
	側溝
	集水桝
	排水路

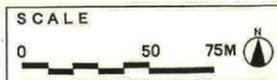
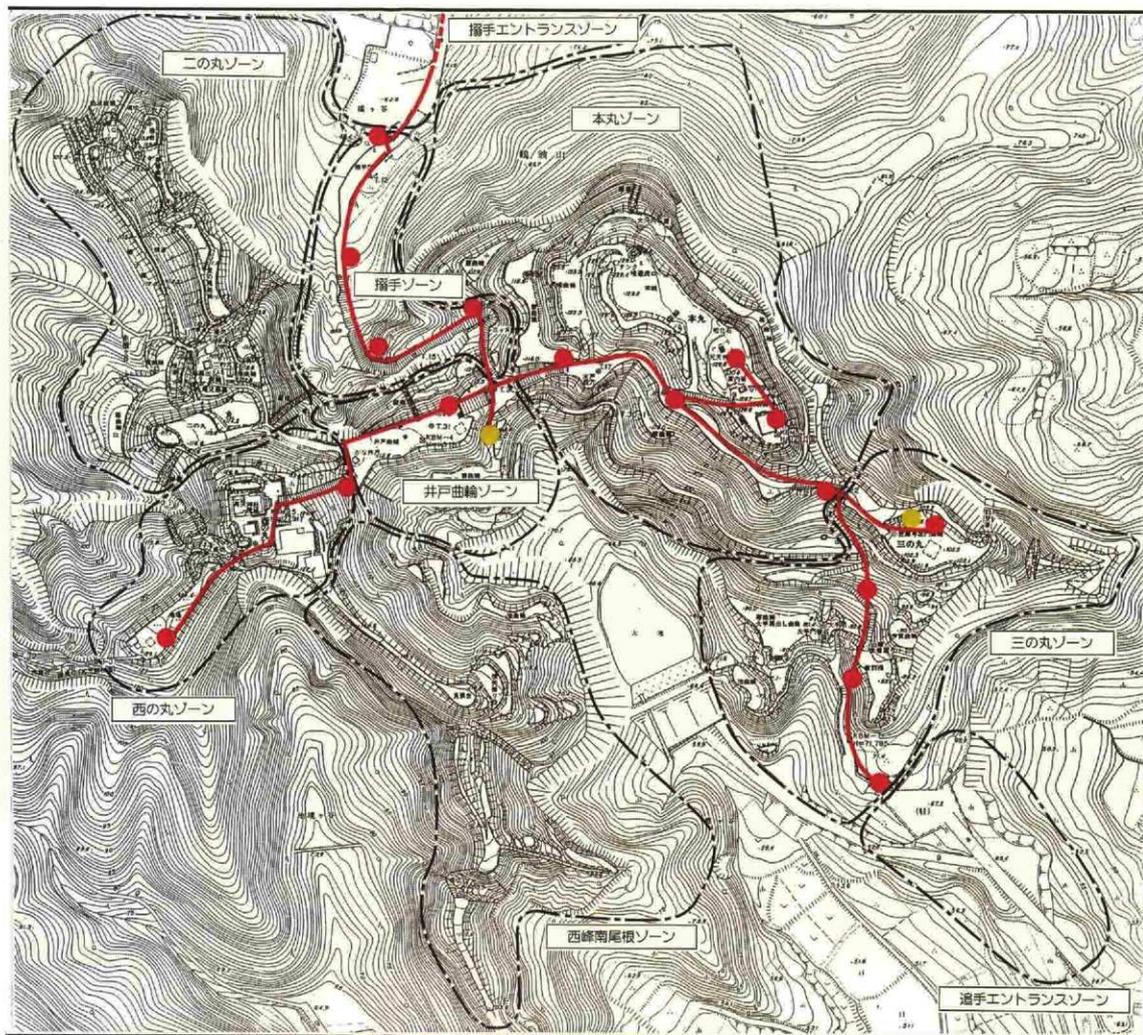


図28 電気系統図



凡 例

- 照明灯 (既存)
- 照明灯 (新規: トリ引込)
- 配線

SCALE



5. 修景整備計画

(1) 地形保全

◦ 地形の保全のため、樹木の管理を行う

〔第3章 第2節 2. 環境整備構想 (5) 修景整備〕



◦ 良好な林床形成のための密度管理や倒木の危険性のある樹木へ対処する

① 地形保全

◦ 現状と課題

- ・ 下草が生い茂る林床によって、地盤は安定する。しかし、このように良好な林床が形成されていない箇所が多い。原因として常緑広葉樹が主となる照葉樹林では、太陽光が枝葉に遮られ、林床に届かないため、下草が育ちにくいことや、常緑広葉樹の葉は落ちても腐りにくく、降雨によって流されやすいため、下草が育つ有効土層が形成されにくいことがあげられる。
- ・ 法際の高木のうち何本かは、根周りの状態が悪く、倒木の可能性が高い。また、マツ喰い虫の被害を受け、立ち枯れになっている木もある。
- ・ タケが領域を伸ばしている箇所（搦手道中腹西斜面、西峰南尾根東斜面）があり、樹相が変わってしまったり、遺構に影響を及ぼしかねない。

◦ 整備方向（図29参照）

- ・ 枝払いや、樹木の伐採によって林床に太陽光が届くよう密度管理をし、下草の生育を促す。
- ・ 腐葉土層の形成に貢献する落葉樹の育成を図る。（既存樹の生育を促したり、植樹する。）
- ・ 倒木の可能性の高い樹木を把握し、根周り補強、枝払い、伐採などを行う。（表7参照）
- ・ タケを伐採し、領域の拡大を防ぐ。

表7 倒木の可能性の高い樹木（候補）と処置方法

樹種	箇所	処置方法
ウバメガシ	搦手道中腹両側	枝払い
スギ	搦手道中腹	伐採
マツ（枯れ木）	搦手道中腹	伐採
スギ（枯れ木）	大河内石窟前方	伐採
リョウブ	搦手道終点	枝払い・根周り補強
ウバメガシ	三ヶ月井戸上部	枝払い・根周り補強

(2) 植栽整備

○四季折々の変化を楽しめるよう演出する

〔第3章 第2節 2. 環境整備構想 (5) 修景整備〕



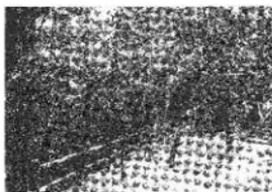
○史跡外にウメ、サクラを植樹し、既存の観賞用植栽を育成する

○現状と課題

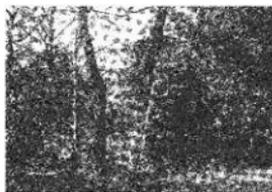
- ・搦手道や井戸曲輪にモミジ・カエデ、本丸（本城、御前曲輪）にヤマザクラ、馬場にウメ、三の丸にツツジなど、観賞用の樹木が所々に見られる。
- ・町総合整備計画に記された、三山づくり事業ではウメを植栽するとされている。

○整備方向（図29参照）

- ・史跡内に観賞のための植樹を行うことは本来望ましいことではないので、城跡外となる入り口付近で行う。
- ・搦手道では、モミジ・カエデの植林が一部されているので、周りの樹木を伐採するなどしてこれらの成長を促す。
- ・本丸のヤマザクラなどは根周りが踏み固められないよう、周辺に柵を設けるか、下草を繁らせ、人が近づけないようにする。
- ・三の丸のツツジで、曲輪内の見通しを妨げているものは伐採する。
- ・三山づくり事業の実現として、登城口付近（駐車場付近）にウメを植林する。また、サクラも駐車場周りなどに植樹する。
- ・この他に園路整備において、柵代わりにツツジなどの低木植栽を行う場合もある。

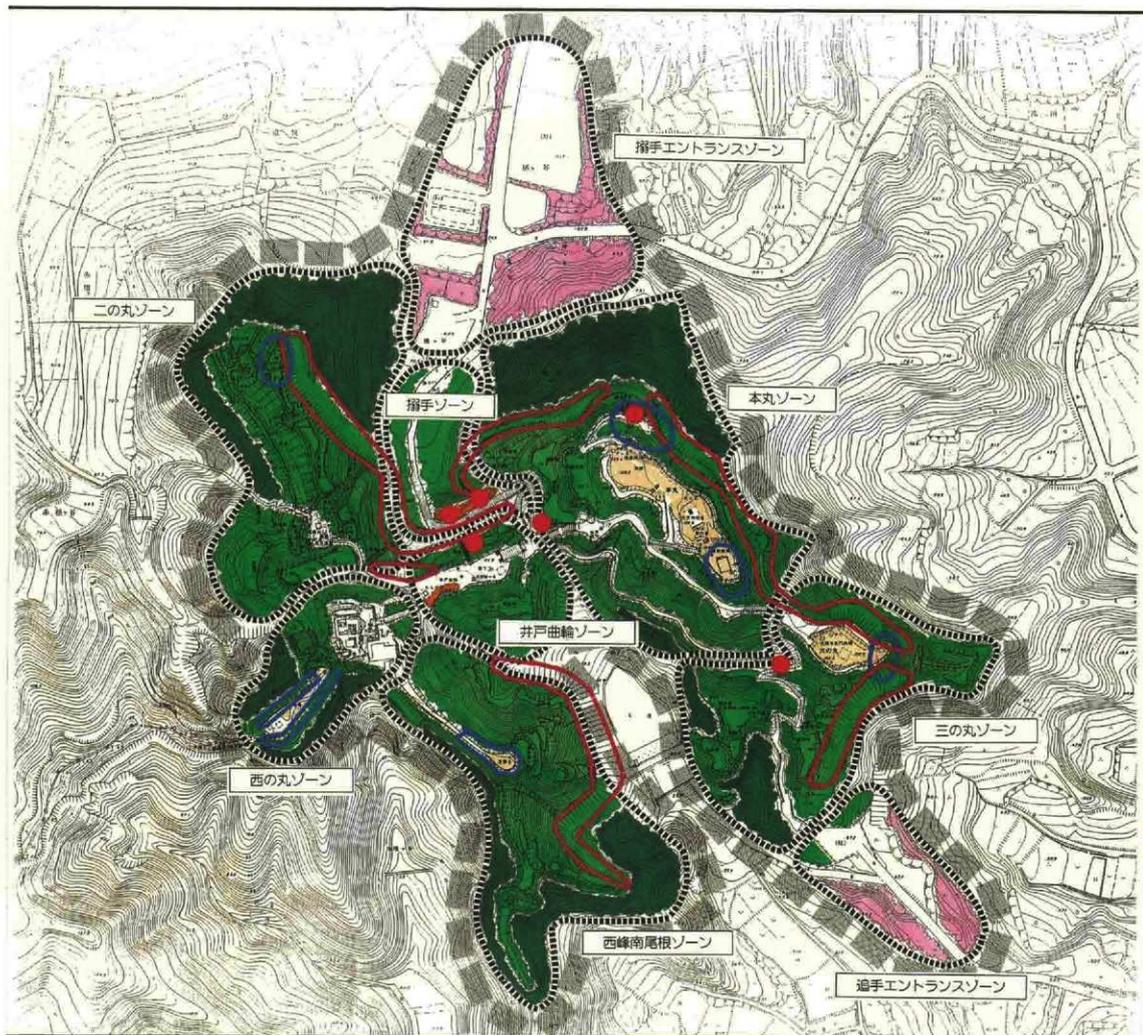


井戸曲輪のモミジ・カエデ



馬場のウメ

図29 植栽計画図



第2節 事業計画

(整備スケジュール)

- 整備に際して、発掘調査など十分な遺構確認調査を行う
- 発掘調査は整備効果の高い箇所から進める
- 地形の保全はできるだけ早く対処し、必要な箇所には応急処置を施す
- 遺構があるにもかかわらず、指定から外れている部分は早急に追加指定を行う
- 園路やサインの整備は各ゾーンの整備時に行い、必要があれば暫定整備を行う
- 高天神城跡の周辺環境を維持する手だてをできるだけ早く実施する
- 関連史跡の調査や保全・活用の検討を高天神城跡の整備に引き続き行う

(事業手法)

- 国庫の補助事業費を柱に整備を進める
- 地域参加を図りつつ整備を進める

[第3章 第3節 整備の進め方]



○短期

- 保存管理区分A'の追加指定を行う
- 二の丸ゾーンから順次発掘調査・設計・整備を行う
- 各ゾーンの遺構確認調査を行う
- 園路などの暫定整備を行う
- 地形保全のための照度管理や緊急対策を実施する

○中期

- 追加指定範囲の土地の公有化を行う
- 主郭部分である本丸ゾーンの設計・整備を行う
- サインの暫定整備を行う
- 国・県の補助事業を活用してインフォメーション・休憩所を整備する

○長期

- 未実施の各ゾーンについて、引き続き発掘調査・設計・整備を行う

①短期整備スケジュール(3年度～7年度程度)

○追加指定

- ・保存管理区分A' (未指定地ではあるが、Aと同等の遺構が極めて良好に残っている範囲)は、土地所有者の承諾を得て、史跡としての追加指定を行う。

○遺構などの整備

- ・二の丸ゾーンから発掘調査に取りかかる。二の丸の発掘は武田方の築城技術の変遷を知る上で重要である。籠城による生活物資などの出土も期待できる。

- ・発掘調査後、基本設計、実施設計を経て土塁・堀などの復元、園路や雨水排水設備の整備、サインの設置を行う。柱穴など建築物などの遺構が出てきた場合は、別途復元までの手順やスケジュールを立て、実行する。(他のゾーンの整備でも同様)
- ・本格的な発掘調査にとりかかる前に、各ゾーンの遺構確認調査を行う。
- ・二の丸ゾーンの発掘調査が終わり次第、本丸ゾーンの発掘調査に取りかかる。高天神城跡の主郭であり、地上構造物の遺構などの成果が期待される。
- ・園路や雨水排水施設など緊急に整備が必要な箇所の暫定整備を行う。
- ・三の丸と東西峰鞍部南側のトイレを補修し、照明を設置する。
- ・発掘調査や整備のための資材・機材などの搬入路を確保する。位置や方法に関しては、遺構に影響を与えず、目立たないものを設置する。

○地形保全に関わる整備

- ・地形保全のための樹木の照度管理を開始する。
- ・倒木の可能性の高い樹木や斜面崩壊の危険がある箇所などを調査把握し、緊急対策をたて、実施する。

○事業手法

- ・発掘調査にあたっては、地域の方の参加協力を得る。また、発掘現場の見学会や説明会を行う。(他のゾーンの整備でも同様)
- ・遺構確認調査は国・県の補助事業を活用する。

②中期整備スケジュール(8~12年度程度)

○土地の公有化

- ・追加指定を行った部分については、公有化を図る。

○遺構などの整備

- ・本丸ゾーンの設計・整備に取りかかる。
- ・本丸ゾーンの発掘調査が終わり次第、三の丸ゾーンの発掘調査に取りかかる。追手道を防御するプランに特徴のある箇所である。
- ・三の丸ゾーンの発掘調査が終わり次第、井戸曲輪ゾーンの発掘調査に取りかかる。

○サイン、インフォメーション・休憩所の整備

- ・遺構名称サインや遺構解説サインなど、サインの暫定整備を行う。
- ・一通り園路が整備され、発掘調査による遺物なども揃ってくると思われる時期に、インフォメーション・休憩所を整備する。

○植栽整備

- ・駐車場付近のウメ、サクラなどの植栽を行う。

○事業手法

- ・インフォメーション整備などに、国・県の補助事業の適用を目指す。

③長期整備スケジュール(13年度程度以降)

○遺構の整備

- ・未実施の各ゾーンについて、引き続き発掘調査・設計・整備を行う。

○高天神城跡整備スケジュール

年次	初年度 平成8	2年度 平成9	3年度 平成10	4年度 平成11	5年度 平成12	6年度 平成13	7年度 平成14	8年度 平成15	9年度 平成16	10年度 平成17	11年度 平成18	12年度 平成19	13年度 平成20	14年度 平成21	15年度 平成22	16年度 平成23	17年度 平成24	備考	
計画	基本整備 構想	基本整備 概・詳	基本整備 計画																
ゾーン	二の丸 ゾーン			発掘調査 (堂の尾)	発掘調査 (堂の尾)	発掘調査 (二の丸) 基本設計	実施設計 監理 監理 監理												
	本丸 ゾーン				確認調査	発掘調査	発掘調査	発掘調査 基本設計	実施設計 監理 監理										
	三の丸 ゾーン					確認調査			発掘調査	発掘調査	発掘調査 基本設計	実施設計 監理 監理							
	戸輪 ゾーン					確認調査						発掘調査	基本設計 実施設計	監理 監理					
	尾 ゾーン						確認調査						発掘調査	基本設計 実施設計	監理 監理				
	手 ゾーン				確認調査									発掘調査	基本設計 実施設計	監理 監理			
	西の丸 ゾーン						確認調査								発掘調査	基本設計 実施設計	監理 監理		
	東 ゾーン											インフォメ ーション設計	インフォメ ーション整備						
西 ゾーン									インフォメ ーション設計	インフォメ ーション整備									
サイン							設計	暫定整備											
園路、給粉水				設計	暫定整備	暫定整備													
その他				危険崖本防護など 1/100特許図面等			ベンチ設置												
追加補定				発掘調査	猶 定	土壌調査	土壌調査	土壌調査	土壌調査										

第3節 管理運営計画

1. 維持管理

- 地域の積極的な参加による管理運営を行う [第3章 第4節 管理運営方針]



- 遺構や施設の点検、清掃、植栽の管理を行う
- 眺望確保、林床の形成、倒木の未然防止などを目的とした樹林の管理を行う

①遺構などの管理

- ・復元した遺構などの状態や、地形の状態を定期的に点検し、適宜必要な処置を講じる。また、大雨後などは臨時に点検する。

②施設管理

清掃活動

- ・トイレ清掃、ゴミ拾いを日常的に行う。

施設点検

- ・サイン、ベンチ、園路、電気などを定期的に点検し、適宜必要な処置を講じる。

管理人

- ・インフォメーションでは、遺物の展示などを行うため、管理人を常駐させる。

③植栽管理

樹林

- ・林床に太陽光が届くよう、定期的に高木の剪定を行う。(林床照度管理) また、落ち葉の堆積が多い箇所では落ち葉掻きを行うなど、下草が生い茂る状態となるまでは、こまめな管理が必要となる。なお、定期的に監視し、倒木や法面崩壊の前兆、タケの勢力拡大がみられた場合は、伐採など適宜必要な処置を講じる。

曲輪や土塁・堀、研究用園路

- ・曲輪や土塁・堀、研究用園路の芝刈り、草刈りや落ち葉掻きを定期的に行う。

眺望点、崖地

- ・眺望確保や崖地を見ることができるよう、定期的に現場で確認しつつ剪定を行う。

観賞用植栽

- ・モミジ・カエデ、ウメ、ツツジ、ヤマザクラなどの観賞用の樹木は、剪定、施肥など一般的な管理に準じて行う。

④管理体制

- ・地域の方への委託など、地域の参加を得ながら管理を行う。

2. 運営

- PRや学習のための施策を行い、史跡の活用を図る
- 地域の積極的な参加による管理運営を行う

〔第3章 第4節 管理運営方針〕



- インフォメーションの活用や町民の学習の場を通して歴史教育を行う
- 六砦や他の市町村の史跡とも関連づけて、PRを行う
- 周辺市町村の城跡管理主体との協体制を整え活用する
- 町と地元組織との協議会などにより運営内容を協議、実行する

①教育・普及

- ・発掘調査での遺物の展示など、調査・研究成果の情報伝達をインフォメーションにて行う。
- ・生涯学習の場、小中学校の社会教育の場などを通して、町民に高天神城跡に関する歴史教育を行う。
- ・ボランティアによる城跡の案内を行う。また、ボランティアを育てる研修を行う。

②PR・イベント

- ・高天神城跡のPRパンフレットやPRビデオを作成する。
- ・六砦や周辺市町村も含めた城跡なども同時に紹介する。
- ・町内の観光施設と組み合わせたモデルルートなどを紹介する。
- ・既存のイベントなどを継承・発展させ行う。
- ・全国の山城を持つ自治体との研究集会を行うなど、全国的な展開も視野に入れる。
- ・周辺市町村の城跡管理主体と相互に協力が得られる体制を整え、PR・イベントなど様々な場面で活用する。

③便益施設運営

- ・インフォメーションに併設が望まれる飲食施設、売店の実現には地元の協力を得る。

④運営体制

- ・町と地元組織との協議会を作り、運営内容を協議、実行するなど、地元の積極的な協力を得ながら運営を行う。
- ・庁内においても、関係課における連絡会議を設けるなど連携を図る。

第5章 まとめ

平成10年、基本整備計画の検討作業のさ中、いよいよ堂の尾曲輪より高天神城跡の発掘調査が開始された。急峻な山城の発掘作業は予想以上に困難であった。しかし、地域住民の発掘作業への協力によって、堂の尾曲輪の土塁や西斜面の堀・土塁の非常に険しい形状、建物の存在を示唆する柱穴など武田方により改修されたと思われる遺構群が確認され、それとともにその防御システムが徐々に明らかになってきた。当時の合戦の様子が偲ばれると同時に、改めて高天神城跡が貴重な城跡であり、今後の調査、保存、整備が重要であることがより強く認識させられた。

さて、平成7年度に高天神城跡保存管理計画が策定され、高天神城跡の保存・整備の第一歩が踏み出された。平成8年度には基本整備計画策定委員会が設置され、平成10年度までの3カ年に計7回の委員会を開催し、上述したように、史跡の調査、保存、整備や地域との関わりなどの重要性を認識し、これらを積極的に図って行くことを基本方針とした前章までの基本整備計画が策定された。

この計画において高天神城跡の整備は非常に長期になることが示されている。この間には周辺開発や財政状況、関係者との調整など整備を取り巻く環境が様々に変化するであろう。また、今後の発掘作業によって、新たな遺構が発見されれば、それにそった復元などの検討が必要となる。このように基本計画に基づく整備の推進にあたり、様々な課題が浮かび上がってくることが予想されるが、この基本整備計画を指針として、地域住民の大きな協力のもと、大東町が21世紀に残す貴重な文化遺産として、着実に、力強く、この高天神城跡の調査・整備が推進されることを期待したい。

史跡高天神城跡基本整備計画策定委員会 委員長 山下 晃

整備参考例

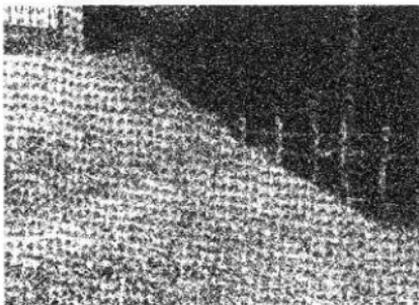
①法面保護

○現地植生を活用した法面保護工例

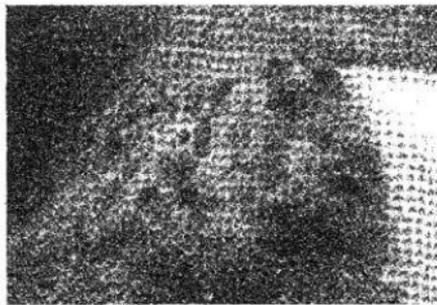
種 類	特 徴 ・ 施 工 法	留 意 点
○張り付け工	○芝張り工と同様に、施工地付近の草を はぎ取って張り付ける。 ●法面を凹凸に仕上げ、その上に客土 し前面に張り付け網で押さえる。	●使用する地被類の種類は、常緑または 根系がしっかり土を押さえるもの が望ましい。 ●最低限、施肥は欠かさないようにす る。 ●法の角度は35°以下が望ましい。
○ソダ伏工 (わら伏工)	○周辺の植物の種が法面に落ちた際、雨 などで流れてしまわないように、樹木 の枝を敷き詰め苗床として利用する。 ●樹木の枝(わら等)を法面に敷き詰 め、針金・棒・網などで押さえる。 ●枝間に種子が引っかかりやすく、土 壌湿度も良く保つことから発芽しや すい。	●大量の枝条を集める必要があるため 人手がかかる。 ●法の角度は45°以下が望ましい。
○植生筋工 穴 工	○法面に植物を植え付け、導入したい現 地植物を法面に植える。 ●法面に穴を掘り、植物を筋状・又は 単一で植え付け定着させる。(ネッ トを張ると一層良い) ●植え付けた草の間に余剰があること から、導入する植物の種子が引っか かり、発芽しやすくなる。	●短期間での成功が望めないため、導 入する植物は多年草であることが望 ましい。 ●法の角度は45°以下が望ましい。
○編籠工	○法面に導入したい現地植物を植える が、法面に植生を行わず、編籠・網 等で押さえ、現地植生が自然に発生す るのを待つ。 ●編籠・網・マルチング等で法面の表 土流失をおさえ、植物が発生できる 環境をつくる。	●勾配の急な法面・長い法面では降雨 時の土砂により施工した編籠が崩壊 する恐れがあるため利用できない。
○網張り工	○網を法面から浮き上がらないように張 り付け、現地植生が自然発生するのを 待つ。 ●やや太めのロープでできた目の細か い網を使用し、しっかりと法面に固 定する。 ●ロープの目に種子が引っかかり発芽 しやすくなる。	●勾配の急な法面・長い法面には適さ ない。
○種子吹き付 け工	○ガン又はポンプを使用し種子等を法面 に吹き付ける。 ●吹き付け後、種子の厚さと同程度の 厚さの土で覆土し、軽く鎮圧する。 ●一度に広範囲で均一な施工ができる (範囲が小規模な場合は手携きも可 能)	●ガン使用：法の角度は60°以下 ●ポンプ使用：法の角度は45°以下 ●緑化速度は、播種量が多い方が早い が、個体間が密になりすぎ成長が悪 くなる事もある。 ●ソダ伏工や網張り工等と組み合わせ て利用することも可能。

出典：緑地と環境緑化計画

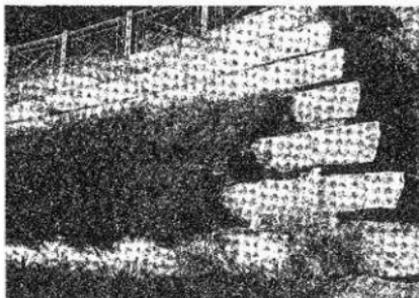
○法面植生工参考写真



網張り工（参考写真：足助城）



植生筋・穴工（参考写真：足助城）



コンクリートブロックを利用した法面緑化工
（参考写真：可児公園）

②遺構整備

○土塁整備方法

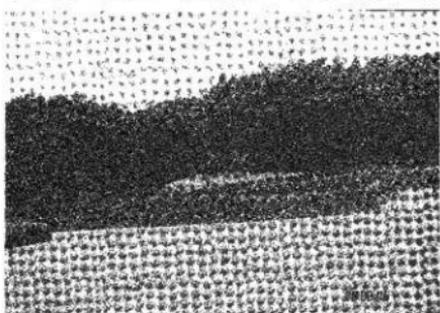
保 全	<p><既存高木+地被類（現地植生）></p> <p>○土塁の形状を見やすくするために、中低木を伐採撤去し、高木と地被類のみにする。</p>	
	<p><地被類（現地植生）></p> <p>○土塁の形状を明確にするため、現地植生の内、高木・中低木を伐採撤去し地被類のみにする。</p>	
	<p><芝張り></p> <p>○土塁の形状及び位置を明確にするため、現地植生を全て伐採撤去し、芝張りを行う。</p>	
復 元 （ 盛 り 土 ）	<p><土固め></p> <p>○土塁本来の形成方法による復元を行う。</p>	
	<p><現地植生地被植物又は芝張り></p> <p>○土固め後、形状を維持させるために地被植物による盛り土面保護を行う。</p>	
	<p><低木により高さを表現></p> <p>○盛り土を行わず、低木を植樹し、復元した際の高さを表現する。</p>	

○堀整備方法

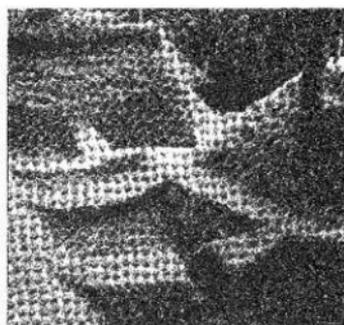
保 全	<p><下草刈り></p> <p>○堀の位置を分かり易くするために、現地植生は全て残した状態で、堀底面の下草刈りを行う。</p>	
	<p><既存高木+地被類（現地植生）></p> <p>○堀の形状を見やすくするために、中低木を伐採撤去し、高木と地被類のみにする。</p>	
	<p><地被類（現地植生）></p> <p>○堀の形状を明確にするため、現地植生の内、高木、中低木を伐採撤去し、地被類のみにする。</p>	
	<p><芝張り></p> <p>○堀の形状及び位置を明確にするため、現地植生を全て伐採撤去し、芝張りをを行う。</p>	
復 元 （ 切 り 土 ）	<p><土固め></p> <p>○堀本来の形成方法による復元を行う。</p>	
	<p><現地植生地被植物又は芝張り></p> <p>○土固め後、形状を維持させるために地被植物による切り土面保護を行う。</p>	
	<p><既存高木+低木></p> <p>○切り土を行わず、法肩に低木を植樹し、復元した際の高さを表現する。</p>	

○遺構整備参考写真

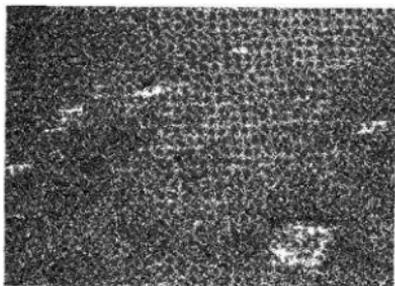
〈土 塁〉 盛り土と低木植栽により土塁の高さを表現（参考写真：山中城）



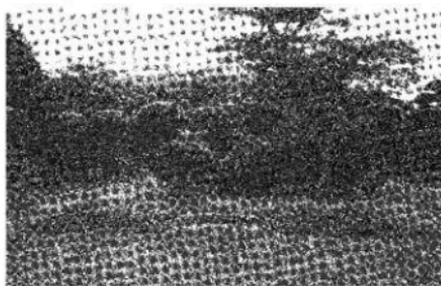
〈堀 〉 地被植物（芝張り）による復元後の地形保護（参考写真：山中城）



〈柱 穴〉（参考写真：山中城）



コンクリートで固めることにより柱穴を表示し
保全する



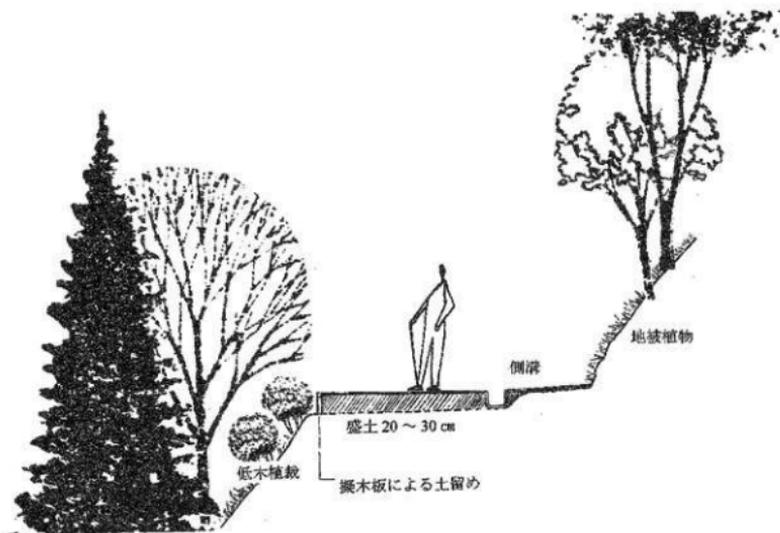
中木植栽の成長を待ち、後に固定することによ
り柱の位置を表示

③ 圖路整備

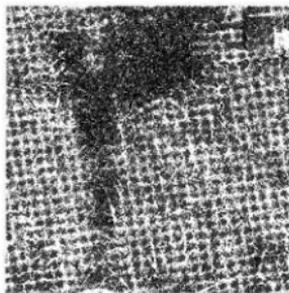
○ 圖路材比較表

舗装種類	特 徴	問 題 点
○土系舗装	<ul style="list-style-type: none"> ●土や砂にALLあるいはALCという特殊な土質改良材を混合したクレイグラウンド表層工である。 ●晴雨による固さの変動が小さく、泥化しにくい。 ●土本来の柔らかさを保持。保水性も有り。 	<ul style="list-style-type: none"> ●クレイ材料であり、ある程度のメンテナンスが必要。 例：材料の補充、転圧、苦汁の散布、散水等 ●表面より若干の埃はたつものと思われる。
○土系弾性舗装	<ul style="list-style-type: none"> ●自然土とクリアーな特殊弾性樹脂を混合した後、敷き均し転圧する自然色を生かしたソフト感抜群の舗装工。 	<ul style="list-style-type: none"> ●霜柱が起きやすい地域や急勾配箇所、雨水が流入しやすい箇所への適用には十分な検討が必要 ●管理車両の進入制限、スパイクシューズの使用禁止等の管理上の配慮が必要。
○木チップ系舗装	<ul style="list-style-type: none"> ●針葉樹皮に砂と特殊添加材を混合したものを敷きならしたクレイ舗装。 ●天然芝と同程度のクッション性を有する。 ●国内の針葉樹皮をリサイクル利用した環境に優しいエコロジー工法 	<ul style="list-style-type: none"> ●クッション性が高いがゆえに集中荷重に対する変形が大きく、路面の荒れが生じ易い。 ●土砂の流入・基盤の排水により耐久性を損ねる事がある。
○木チップ系舗装 2	<ul style="list-style-type: none"> ●木質系チップとクリアーな特殊樹脂を混合したソフト感のある舗装工。 ●間伐材の有効利用、建築廃材、公園・街路樹の剪定枝等のリサイクル利用が可能。 ●透水性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●霜柱によって路面の荒れが生じやすい。 ●急勾配箇所の施工は難しい。
○土系フォームド アスファルト舗 装	<ul style="list-style-type: none"> ●自然土とフォームド化（泡状化）したストレートアスファルトを混合した舗装工。 ●基本的には一般のアスファルト舗装と同様の施工方法で行う。 ●安定性に優れ、雨水による泥濘もない。ただし、摩耗が予想される箇所については専用の表面安定剤を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●霜柱が起きやすい地域や急勾配で雨水が流入する箇所への適用は十分な検討が必要。メンテナンスは、再度転圧する等の処置を行う。 ●車両の制限、スパイクシューズの使用禁止など入場管理が必要

○参考园路標準断面図



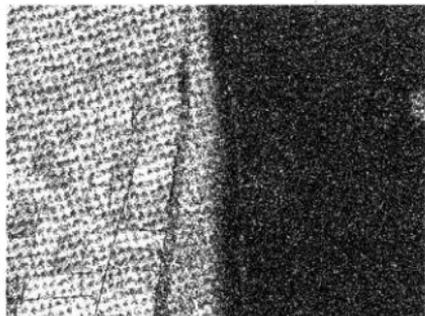
○側溝整備参考写真



通常のU字型側溝を設けた場合
周辺植生で覆うことにより違和感をなくす。
(参考写真：山中城)



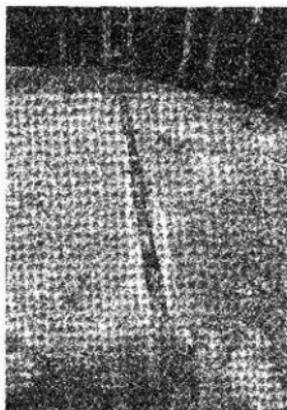
山側に設けられた側溝 (参考写真：山中城)



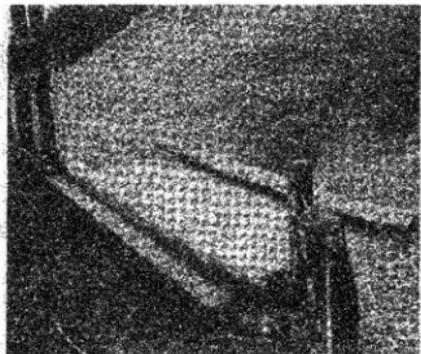
コンクリート洗出し皿状の側溝
(参考写真：可児公園)



石積みによる側溝(参考写真：足助城)



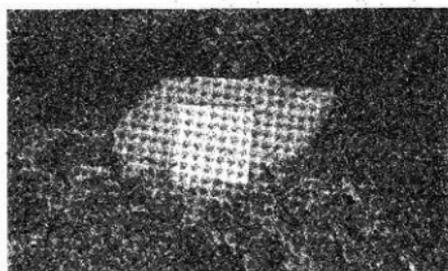
園路を横断させる誘水路に木材を使用
(参考写真：足助城)



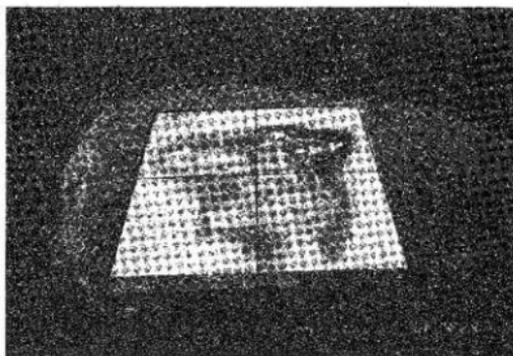
水道が横断している箇所に橋を設けた例
(参考写真：足助城)

④サイン整備

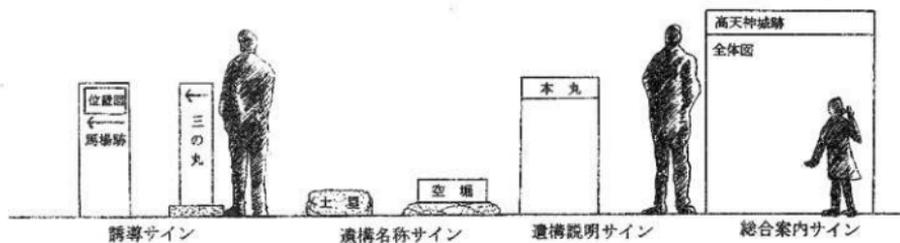
○サイン参考写真



自然素材を利用したサイン
石に陶板をはめ込む
(参考写真：足助城)



○サインの参考形態図



史跡 高天神城跡基本整備計画策定報告書

平成11年3月

発行／大東町教育委員会

〒437-1491

静岡県小笠郡大東町三俣620番地

電話 〈0537〉 72-1121

the 1990s, the number of people in the UK who are employed in the public sector has increased from 10.5 million to 12.5 million, and the number of people in the public sector who are employed in health care has increased from 2.5 million to 3.5 million (Department of Health 2000).

There are a number of reasons for the increase in the number of people employed in the public sector. One of the main reasons is the increase in the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care. This is due to the fact that the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care has increased from 2.5 million to 3.5 million (Department of Health 2000).

Another reason for the increase in the number of people employed in the public sector is the increase in the number of people who are employed in the public sector who are employed in education. This is due to the fact that the number of people who are employed in the public sector who are employed in education has increased from 1.5 million to 2.5 million (Department of Health 2000).

A third reason for the increase in the number of people employed in the public sector is the increase in the number of people who are employed in the public sector who are employed in social care. This is due to the fact that the number of people who are employed in the public sector who are employed in social care has increased from 0.5 million to 1.5 million (Department of Health 2000).

There are a number of reasons for the increase in the number of people employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care. One of the main reasons is the increase in the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care. This is due to the fact that the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care has increased from 2.5 million to 3.5 million (Department of Health 2000).

Another reason for the increase in the number of people employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care is the increase in the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care. This is due to the fact that the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care has increased from 1.5 million to 2.5 million (Department of Health 2000).

A third reason for the increase in the number of people employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care is the increase in the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care. This is due to the fact that the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care has increased from 0.5 million to 1.5 million (Department of Health 2000).

There are a number of reasons for the increase in the number of people employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care. One of the main reasons is the increase in the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care. This is due to the fact that the number of people who are employed in the public sector who are employed in health care, education, and social care has increased from 2.5 million to 3.5 million (Department of Health 2000).

the 1990s, the number of people who have been employed in the public sector has increased in all countries. The increase has been particularly large in the United States, where the public sector has grown from 15.5% of the total workforce in 1970 to 22.5% in 1995.

There are a number of reasons for the increase in public sector employment. One reason is that the public sector has become a more attractive place to work. This is due to a number of factors, including the fact that public sector jobs are often more secure and offer better benefits than private sector jobs. Another reason is that the public sector has become a more important part of the economy. This is due to the fact that the public sector has become a major provider of social services, such as education, health care, and social security.

The increase in public sector employment has also been driven by the need for more public services. As the population has grown and aged, there has been a need for more social services. This has led to an increase in public sector employment. For example, the number of people employed in education has increased from 10.5% of the total workforce in 1970 to 14.5% in 1995. The number of people employed in health care has increased from 3.5% of the total workforce in 1970 to 6.5% in 1995.

The increase in public sector employment has also been driven by the need for more public infrastructure. As the economy has grown, there has been a need for more public infrastructure, such as roads, bridges, and public housing. This has led to an increase in public sector employment. For example, the number of people employed in public infrastructure has increased from 1.5% of the total workforce in 1970 to 3.5% in 1995.

The increase in public sector employment has also been driven by the need for more public services. As the population has grown and aged, there has been a need for more social services. This has led to an increase in public sector employment. For example, the number of people employed in social services has increased from 1.5% of the total workforce in 1970 to 3.5% in 1995.

The increase in public sector employment has also been driven by the need for more public infrastructure. As the economy has grown, there has been a need for more public infrastructure, such as roads, bridges, and public housing. This has led to an increase in public sector employment. For example, the number of people employed in public infrastructure has increased from 1.5% of the total workforce in 1970 to 3.5% in 1995.

The increase in public sector employment has also been driven by the need for more public services. As the population has grown and aged, there has been a need for more social services. This has led to an increase in public sector employment. For example, the number of people employed in social services has increased from 1.5% of the total workforce in 1970 to 3.5% in 1995.

The increase in public sector employment has also been driven by the need for more public infrastructure. As the economy has grown, there has been a need for more public infrastructure, such as roads, bridges, and public housing. This has led to an increase in public sector employment. For example, the number of people employed in public infrastructure has increased from 1.5% of the total workforce in 1970 to 3.5% in 1995.

